

都市政策

季刊 '06. 7

第124号

特集

地域の力を活かした 防災・防犯力の強化

巻頭言

安全で安心なまちづくり …………… 矢田 立郎

論文

阪神・淡路大震災から学ぶ

地域主体の防災・減災力とその課題 …………… 新野幸次郎

リスクコミュニケーションと地域社会再生 …………… 高寄 昇三

地域住民主体の防災・防犯の取り組み …………… 絹川 正明

市民と行政の協働でつくる「安心・安全なまち」
…………… 藤井 昭二

市民，地域による安全・安心な

まちづくりを支援する神戸市の取り組み …… 南川 義信

リスクコミュニケーションを活用した

地域防災・防犯の取り組みと課題・方向性 …… 大島 博文

行政資料

「神戸市消費者基本計画」(概要) / 「神戸市国際化推進大綱」(概要)
/平成16年度 神戸ブレイン研究支援事業の報告について / リスクコミュニ
ケーションによる地域活力・地域共生社会の創造(要約)

巻頭言

安全で安心なまちづくり



阪神・淡路大震災から11年余りが経過した。

神戸の人口は今、震災によって減少した10万人の人口を回復し、震災前より1万人多い153万人に届きそうなところまできている。しかし、このうち4分の1以上が、震災後に生まれたとか、市外から移り住んでこられた方々であり、地震を知らない、もしくは神戸で経験されていない人たちである。こういった人たちに、震災の経験・教訓を伝えていくと同時に、より一層、危機管理に対する備えをもっといただくこと、それが震災の被災地として神戸がめざすべき、安全で安心なまちづくりの基礎ではないかと考えている。

震災の教訓は何か。あの震度7の揺れを受けた私たちが身をもって感じたのは、災害で被害をゼロにするのは不可能であるということだ。万が一、災害が起こった際に、いかに人の命を守りながら被害を軽減できるかという“減災”の重要性を痛感したのが、あの震災ではなかったか。

“減災”のために何が重要なのかを教えてくれたのも震災である。家屋の耐震化や各家庭での備蓄とともに、もしものときの初動体勢について地域の中でどう取り組んでいくか、“地域”を軸とした日頃からの備えの重要性を痛感した。悲しい、つらい経験をした神戸の人間だからこそ、今一度“地域”を軸とした“減災”について考え、さらに神戸から全国にお伝えしていくことができるのではないかと思う。

また、地域を軸とした日頃からの備えの重要性については“防犯”についても同様である。震災での教訓から生まれた地域組織などを軸に、日頃から地域の課題を共有し、地域ぐるみで犯罪に対する知識を持ち、防犯に対する意識を高めておくことが、犯罪からの被害を最小限に抑えることにつながるのである。そういった取り組みの過程において、さらに強い絆が生まれるのである。

さて、本書「都市政策」はこのたびリニューアルし、より読みやすいものになる。「都市政策」は昭和50年代から、その時代その時代に都市が直面する課題について数々の論文を取り上げてきたが、特に、震災後は震災復興と関連させた独自のテーマを掲げ、震災や復興過程の経験・教訓を発信する手段の一つともなってきた。このたびのリニューアルを契機として、さらに神戸らしい政策を、神戸起点で発信していき、これまでも増して、読者にとって有用なものとなるよう期待したい。

神戸市長

矢田 立即

特集 地域の力を活かした防災・防犯力の強化

巻頭言

安全で安心なまちづくり 矢田 立郎

論文

阪神・淡路大震災から学ぶ

- 地域主体の防災・減災力とその課題 新野幸次郎 4
- リスクコミュニケーションと地域社会再生 高寄 昇三 13
- 地域住民主体の防災・防犯の取り組み 絹川 正明 19
- 市民と行政の協働でつくる「安心・安全なまち」 藤井 昭二 40
- 市民、地域による安全・安心な
まちづくりを支援する神戸市の取り組み 南川 義信 44
- リスクコミュニケーションを活用した
地域防災・防犯の取り組みと課題・方向性 大島 博文 53

歴史コラム 神戸歴史最前線

江戸時代の西摂沿海地域と「兵庫津」

～公儀役をめぐる～ 河野 未央 60

潮流

第28次地方制度調査会答申 62 / 行政改革推進関連法 62 / 会社法 63 / アスベスト新法 63 / 量的金融緩和と政策の解除 64 / FTAとEPA 64 / PSEマーク問題 65 / 地域団体商標制度 65 / メタボリックシンドローム 66 / 分子イメージング研究開発 66 / Winny による情報流出 67 / 神戸市建築構造専門審査会中間報告 67

行政資料

- 「神戸市消費者基本計画」(概要) 神戸市市民参画推進局 68
- 「神戸市国際化推進大綱」(概要) 神戸市国際文化観光局 73
- 平成16年度 神戸ブレイン研究支援事業の報告について
..... (財)神戸市産業振興財団 76
- リスクコミュニケーションによる地域活力・地域共生社会の創造(要約)
..... (財)神戸都市問題研究所 89

新刊紹介

最新事例 指定管理者制度の現場 96 / 自治体の人事システム改革 96 / 都市空間を創造する 96 / 孤独なボウリング 97 / アート戦略都市 97 / いまこそ地域力! 97

懸賞論文

- 「神戸のまちをこんなまちに」の審査結果について
..... (財)神戸都市問題研究所 98

特集

『地域の力を活かした防災・防犯力の強化』にあたって

神戸市民の市政全般への要望については、神戸市が平成16年度に実施した「市民1万人アンケート」において、「危機管理，防犯・防災」が49.4%で1位となった。前年度の1位は「医療・保健」で、「危機管理，防災対策」は5位であり、市民の関心が防災・防犯に移ったことがわかる。

この背景には、近年、地震のみならず長雨・台風などの風水害による大規模な被害の頻発や、東南海・南海地震が今世紀前半にも発生すると予測されるなど、災害による危険性の多様化・顕在化があるほか、犯罪などの生活を脅かす身近なリスクも増加していることがあると指摘されている。

このような災害の態様の変化や、犯罪などの新たな危機に対応するため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、災害や犯罪に対する意識を高めるとともに、日常の地域でのつながりを強めることが求められている。

本号では、このような視点から、「地域の力を活かした防災・防犯力の強化」をテーマとして、阪神・淡路大震災から得た教訓や、リスクコミュニケーションの観点からの議論、また、現在、地域で活発に取り組まれている具体的な活動の事例を紹介する。

まず、「阪神・淡路大震災から学ぶ地域主体の防災・減災力とその課題」では、テーマの意義を、阪神・淡路大震災の教訓・経験から改めて確認する。

続く「リスクコミュニケーションと地域社会再生」と後掲の「リスクコミュニケーションを活用した地域防災・防犯の取り組みと課題・方向性」では、リスクコミュニケーション（リスクに関する情報を関係者が共有し、意思疎通を図ること）の観点からテーマの政策的含意を論じる。なお、行政資料に収録した研究論文「リスクコミュニケーションによる地域活力・地域共生社会の創造」もあわせて参照いただきたい。

そして、「地域住民主体の防災・防犯の取り組み」「市民と行政の協働でつくる『安心・安全なまち』」「市民，地域による安全・安心なまちづくりを支援する神戸市の取り組み」では、地域での現在の取り組み事例を紹介し、その成果，課題が豊富に提示されている。

阪神・淡路大震災から学ぶ 地域主体の防災・減災力とその課題

(財)神戸都市問題研究所 理事長 新野 幸次郎

1. 自助・共助・公助と大震災

(1) 従来から市民・事業者・行政の3者協働を訴えてきた神戸市と大震災

神戸市は阪神・淡路大震災以前から、たとえば、消費者問題や市民福祉への取組などにおいて、市民・事業者・行政の3者協働の必要性を訴え、その実効化に努めてきた。ちなみに、神戸市は全国に先駆けて、昭和49年5月に、「神戸市民のくらしを守る条例」を制定したが、これは、昭和47年8月に制定した「神戸市民の環境を守る条例」の中に含まれていた消費者保護の条項を抜き出したものであった。しかも、重要なことは、このいわゆる「消費者条例」が、いくつかの市民活動の展開の結果、制定されるようになったことである。すなわち、神戸市内には、当時「生活協同組合コープこうべ」が長い歴史をもって展開されていた。それは独り国内だけでなく、単一生協としては、世界最大の規模を誇るまでに成熟し、独自の消費者運動として発展していた。それに加えて、会員数10万人といわれた婦人団体協議会が神戸市消費者協会を形成し、商品包装の適正化や苦情処理などに積極的に取り組んでいた。こうした動きに支え

られて、神戸市の消費者問題への行政活動が前進して上記の条例化になった。

わが国の地方自治体は、従来国がひな型を作らないと動かないというのが通常であった。いかえれば、地方は、上（国）から下への流れに従って行動してきた。その点、神戸市はこの流れを逆転させ、市民と歩む消費者行政を展開することになった¹⁾。そのため、当初は、国および制約を受けるようになった企業側から、神戸市の独自の条例設定には批判の声があがった。しかし、神戸市は、かつてケネディ大統領が掲げた「安全を求める権利」、「知らされる権利」、「選ぶ権利」および「意見を聞いてもらう権利」の四つの権利に基づいて実施されていたニューヨーク市の消費者行政を見本に条例を導入した。さらにこの力強い消費者運動を背景に、主催を始めた「消費者問題神戸会議」では、たんなる消費者保護ではなく、消費者・企業・行政の3者合意の形成を呼びかけることになった²⁾。

同じような先駆的な、下（地方）から上（国）への動きは、福祉問題でもとられることになった。すなわち、当時、福祉は、国が施策すべき領域であるとの考え方が一般的であったから、一地方自治体が独自に福祉条例

を制定するのは越権であるとの意見もあった。しかも、神戸市が昭和52年に全国に先駆けて制定した「神戸市民の福祉をまもる条例」では、福祉の実現のためには、市・事業者・市民が社会的に連帯し、それぞれが有する役割と責任を果たすよう努めるべきことを定め、新しく「市民福祉」なる概念をつくり出すことになった。条例では、福祉の内容として保護されるべきことは、「すべての市民が、健康、所得、教育、労働、住宅等の生活の基礎的な条件を安定的に確保されることにより、生涯にわたって人間に値いする生活と人格の自由な発展」ということになっていたから、それは理想ではあっても、現実には多くの課題を抱える内容ではあった。その点では、一自治体で確実に保護できる内容とは言えない面もあり、国からの批判も理由がないことではなかった。しかし、当時神戸市内では、消費者問題同様、例えば、「生活協同組合コープこうべ」やいくつかの自主的団体で、福祉活動が根強く展開されており、いわゆる市民福祉条例も、そうした市民運動の条例化という面ももっていた。神戸市が全国どこにもない、広大な「しあわせの村」を建設し、市民福祉振興協会をつくり、また条例に基づき、独自の調査・提言もできる市民福祉調査委員会を設立したのはこうした背景に起因する。

その意味では、神戸市は、以上二つの動きで象徴されるように、課題解決のためにたんに公助だけでなく、自助と共助を呼びかける先駆的な動きをとってきたといえないことはない。しかし、阪神・淡路大震災は、従来唱えてきた市民・事業者・行政の3者協働の考えと在り方にあらためて根源的な問題を投げかけることになった。すなわち、歴史的に例をみない大都市直下型地震となった阪神・淡路大震災は、公助の限界と自助と共助の重要性、および、公助の在り方について新しい発

想が必要であることを教えることになったからである。

(2) 大震災の教訓—公助の限界と自助・共助の重要性

阪神・淡路大震災の直後、私たちは、6,000名を越す人命を失うことになったのは、単に天災のためではなく、震災に備える準備をしてこなかった私たち自身の責任でもあると自問した。当時の総理が、震災の対応の遅さと不十分さを詰問した記者たちに対して、「何せ初めてのことでですから」と述べたことは余りにも有名である。それが象徴するように、それまで政府も地方自治体も私たち自身も、震災列島で生活していることに対する有事体制の確立を怠っていたことは否定できない。

その点、最近では、阪神・淡路大震災のこの痛ましい経緯を生かすべく、中央防災会議などにおいても、現状で予想される震災のレベルを予測し、それを一定水準までに引き下げるためには、いかなる対応をとるべきかを審議し、徐々にそのための施策の確立を図りつつある³⁾。これは、誠によるこぼしいことではある。しかし、その一つの対応であるBusiness Continuity Plan（事業継続計画）についての会合でも私もふれておいたように⁴⁾、私たちは、震災の起こりかたによっては、この計画の実現を困難にする事態が発生することを理解しておかねばならない。

大震災当時の兵庫県知事原俊民氏が、とりあげられた公助の限界の問題がそれである。氏は当時の行政担当者として、大震災勃発日の午前6時に発生した火災件数（神戸市60件、西宮市11件）が両市の準備していた消火能力（神戸市11件、西宮市3件）を遥かに越えるものであったことを指摘しておられる⁴⁾。わずか10数秒であったが、震度7の激震で、全壊住宅104,906棟、そのため家屋に閉じこめ

られた被災者約164,000人ということになると、当日、兵庫県下で動員可能であった警官や自衛隊員ではどうにも出来ない状況であった。貝原前知事の説明によると、当時県下の被災地10市10町に配置された警官は5,000人、うち、当日の宿直者は1,200人、県下に駐在した自衛隊員は伊丹600人、姫路600人であるから、これらの人がすぐ現地に駆けつけたとしても、どうにも出来ない被災の大きさであったのである⁵⁾。

とくに人命救助の面で、公的機関がいかに限界をもっていったかは、以下のことでも如実に示された。すなわち、当日家屋に閉じこめられた被災者のうち、自力脱出者が約129,000人(78.6%)、被救助者約35,000人となったが、後者のうち、消防・警察および自衛隊によって救助されたのは約7,900名(被救助者中22.5%)のみで、残りは、家族その他民間の人々によって救助されたと推計された⁶⁾。さらに忘れてはならないのは、公的機関による被救助者の生存率よりも、親族や近隣の人々による被救助者の生存率の方が高かったことである。救助時間がより短く身体障害をより軽度にしたからである⁷⁾。

震災に限らず、津波・洪水時などにおける自助の重要性について、京都大学防災研究所長の河田恵昭教授はいわれる。すなわち、「残念ながら大きな災害が起こる前は、住民は自助が1で、公助が7だと思っています。…実際は、起った瞬間から行政ができる事には限界があって、自助が中心となります。自助が7、共助2、公助が1です」と⁸⁾。これは、永年に亘って、各種自然災害を分析してこられた教授が、枕崎台風、阪神・淡路大震災および、先般の新潟中越地震などで共通して見出された自助・共助および公助の比重である。

(3) 7・2・1原則と新しい地域力への注目

もし、上述の河田教授の自助・共助・公助

の比率を7・2・1原則と呼ぶとすれば、この提言は、従来、神戸市が呼びかけてきた市民・事業者・行政の3者協働や、一般に各自治体が呼びかけている市民と行政との参画と協働などについても、新しい考察を要請することになる。すなわち、単純な3者協議や2者協働ではなく、とりあげる事業の性格・内容によっては、その役割の大きさを具体化して考えるほどでなければ、実効性をあげることが出来ないのではないかという問題提起がそれである。

この問題提起をより深く考察するには、いわゆる補完性原理が有意義である。補完性原理は周知のように、中央の権力は下位または地方的組織が組織的または効率的に果たせない機能だけを遂行するという原則である。この原則は、さらに、民間と行政との関係についても適用される。別言すれば、民間が出来ることは出来る限り民間に任せ、行政は民間にできないことをその主要な仕事とする。また、同じ行政でも、地方自治体でできることは、出来る限り地方自治体に任せ、地方自治体が制度的に、または、効率的に出来ないことだけを中央政府が執行するということになる。

容易に理解されるように、上記の7・2・1原則を有効に生かすには、この補完性原理が確立されていることが望ましい。もし、そうではなくて、多くのことが、地方および中央の行政権力によって決定され、実行されるような体制になり、それに埋没する状態であるとすれば、非常事態が発生して7・2・1原則の実現が要請されることになっても、それに即応することは不可能になるからである。その意味では、消費者保護条例や市民福祉条例のような全国でも先駆的な条例を設定し、それに応じた行政を展開できたのも、それまでに神戸市民のなかに、こうした問題への先駆

的な実践活動が蓄積されていたからである。

こうした典型的な事例は、大震災時にも現われた。しばしば話題にされた真野地区や震災前から専門家と地域住民とが一体となって作業を開始していた野田北部地区などにみられるまちづくり協議会の活動がそれである。すなわち、かつて公害処理を契機に結成・運営されてきた真野地区の団結力の強い自治会活動は、震災を減災する上で顕著な地域力を発揮した。また、野田北部地区でも、震災前の小公園づくりや協議会活動で減災のみならず、復興の地域力を強化するのに大きく貢献した。7・2・1原則の実現条件は、地域住民主体の結集力、すなわち、地域力に求められるとよい。

もっとも、大震災時の防災・減災の問題を考える際、われわれは、以上のことに加えて何よりも、企業とボランティアなどの力を忘れてはならない。あれだけ大規模な震災が発生した場合、世界各地では往々にして掠奪や暴動が起るケースがみられたにも拘らず、阪神・淡路大震災の場合は、こうした事態が発生しなかったばかりか、多くの被災者は限られた救援物資の配給や給水にも寒気のみならず、整然と列を組んで順番待ちをし、避難所生活でも大きな混乱は起こらなかった。この状況は外国の放送や新聞でも高く評価され、外国に駐在している日本人は、日本人であることに誇りを感じる事が出来たといわれたものである。その原因は、被災者達の本来の生活態度にもよるが、しかし、コープこうべの、市との緊急物資供給協定が典型的なように、スーパーや各商店が商品販売量を拡充するとともに、各企業が従業員の生活安定のために格段の努力をしたことによる⁹⁾。電力・ガス・水道などの復旧のために、全国レベルでの協力があったこと、さらには、当時の日銀支店長が、倒壊閉鎖した市中銀行の支店を日銀支

店内に開設して預金者の不安除去を図るなど、こうした配慮は枚挙に遑がないほどであった。

それに加えて、130万人とも140万人ともいわれるボランティアの活動とこうした諸活動を支援した国内外の援助の力はどうしても忘れることができない。市内企業によっては自力で、また、顧客または取引企業先に呼びかけて基金づくりをし、被災者の救援および復興活動の支援を行ったものもある¹⁰⁾。しかし、これらについては、他にそれらを取りあげた文献も多いのでここでは以上の言及に止めることを許されたい。

2. 地域主体の減災・復興力とその問題点

(1) 地域の減災力を支えるもの

今回の阪神・淡路大震災は、地域の減災力に2つのものがあることを教えた。1つは客体的条件であり、もう1つは主体的条件である。齊木崇人教授が明らかにされたように、今回の全半壊・全半焼が集中した激震災地域は、主として戦災を受けることなく、戦前の建造物が残っていた地域であった¹¹⁾。これは、地域の減災力を強め、こうした災害が起こらないようにするためには、国もしくは地域がまちづくりと建物建築について特別の施策を策定しておかなければいけないことを示している。

その象徴的な事例としては、1666年のロンドン火災があげられる。この年の9月1日、くしくも関東大震災と全く同じその日、ロンドンのパン屋から出火した火事は、ロンドンのシティ（当時のロンドンには城壁に囲まれていた）の6分の5を焼き尽くす大惨事になった。その再建には色々な試案が提出されたが、最終的には国王チャールズ2世の決定で、公共利益優先の原則の下に以下のように決められた。

すなわち、火災の原因は従来の建物が木造であったことによるということから、「再建は煉瓦ないし石材で行われるべきこと、主要道路の道幅を広げ、火がストリートを渡らないようにすること、狭くて通り難いような街路をなくすること、古いロンドンの汚名となったレーンやアリーを極力なくすこと、水辺は美しい波止場のスペースをたっぷり取ること」¹²⁾などがそれである。私は当時のロンドンの土地所有状況は把握していない。しかし、数年前にロンドンの研究にゆかれた上田篤教授が、今日ロンドン市の土地所有者は70数名にすぎないと報告されて驚いたことがある。わが国の都市の土地所有者の数がこれとは格段の差のあることを考えると当時のロンドンの公共利益原則の確認がロンドン市民に比較的安易に確認された状況は推測できる。これは地域の減災力を客体的、あるいは、構造的に強化しようとするれば、こうした変革が不可欠であることを教えるものである。

最近、わが国でも、火災のあとのまちづくりで注目すべき事例がとりあげられた。私の郷里の隣の町、鳥取県若桜町がそれである。同町は、1874年と1885年と続けて火災に襲われ、壊滅的な被害を受けた。そこで住民代表たちは激しい討議ののち、85年の火災後1週間位で、次の議決書を取りまとめたといわれる。わらぶき屋根の禁止、本通りの拡幅、横道の新設、裏町通りでの土蔵以外の人家の禁止などがそれで、防災対策中心のまちづくり議決書であった¹³⁾。調査にあたられた西村幸夫教授は、「若桜町は全国に先駆けてつくられた民主的な街。若桜に新しいストーリーができる。発想を転換し、日本の街づくりのフロントランナーになってほしい」と述べておられるが、地域主体に減災力を強化しようとした試みとして特筆に値する。

人間は幸か不幸か、特定の自然的・社会的

環境の中で生活し、それに夫々独自の感情や利害関係をもっている。従って、ちょっとした災害が起こったとしても、そのために行動分析学という特別のレスポナント(反応)行動をとろうとはしないと想定できる。慣れ親しんできた生活環境を抜本的に変革しようとするようなレスポナント行動が生じる可能性があるのは、そのままでは伝統的な生活慣行が維持できないと思われるほどの大災害が発生したときであろう。その意味では、ロンドン火災や若桜町火災のような壊滅的災害は、その後のレスポナント行動を惹起する契機にはなった。しかし、今回の阪神・淡路大震災のときに見られたように、大災害が起こったからといって、容易に減災を可能にすると考えられる条例や議決書が可能になる訳ではない。

その点で、行動分析学というオペラント行動の概念は有意義である。オペラント行動というのは、単なる反応行動とは違って、自発的・操作的であって、しかも、何よりもいわゆる行動随伴性、すなわち、ある行動をとると、その行動のもたらす効果がそれに随伴して生ずるようになっている場合をいう。行動随伴性があると、すなわち、ある行動のすぐあと、あるいは行動と同時に状況の変化が起ると、自分が望むような行動をとらない人にレッテルを貼って非難するようなことをしないで済むようになれるといわれる。たしかに、冷たくなっている手をこたつに入れると行動随伴性があるってすぐ手は暖かくなる。その結果は議論の余地がない。しかし、ロンドン火災や若桜町火災のケースのような場合、上記のような政策をとったからといって、すぐ行動随伴性が確認される訳ではない。ある政策がとられてからその結果が現実に生まれるまでには、一定時間の経過が不可欠である。したがって、この種のオペラント行動をとるこ

とが出来るためには、政策とその随伴的帰結とについて出来るかぎり正確な認識が保証されているばかりでなく、この政策を策定することによって生ずる関係者の利害関係の調整ができていなければならない。

しかし、壊滅的災害が起きたからといって、また策定される施策の正当な随伴的帰結が論理的に保証されているからといって、それに対するオペラント行動が容認されるとは限らない。ロンドン火災の場合は、土地所有者の社会的階層もその数も限られており、しかも、絶対的権限をもっていたと考えられる国王の勅令によったからでもあり、若桜町の場合は、明治のまだ初期であり、地域コミュニティの団結および地縁の人間関係が確乎として残存している状態であったから可能であったと言えよう。

その点、今日の市民の土地所有状況、所得・就業の構造および多様な価値観の形成などを考えると、将来の都市の減災力形成について一致したオペラント行動を形成することは極めて困難であると言わねばならない。その点、神戸市におけるまちづくり協議会の動きは、示唆する点が多い。神戸市では、先述したように、消費者問題や市民福祉活動の面でも全国に先駆けたユニークな運動が展開されてきた。その点、まちづくりでも注目されてよい運動が展開されていた。公害反対を契機に先述した真野地区のような自治会活動が展開されるとともに、有能な建築士の指導力もあって、市内数カ所に亘って早くからまちづくり協議会が設立され、地道な行動随伴性を伴う営為が積み重ねられてきた。これらは、大地震直後、国の既定の区画整理事業の方針に則った補助金をえることを前提にした行政側と被災者側との激しい対決を生み出し、その調停のために設立されたまちづくりの協議会とは決定的な差を生み出した。震災以前から

地区住民がまちづくりのすぐれたノウハウをもつ建築士や有識者をリーダーとして形成されたまちづくり協議会は、永い時間をかけて、その地域の再生のため利害関係を調整しながら、新しいまちづくりの随伴的帰結を確認しつつ、運動を進めてきたのである。私自身も、こういう努力を積み重ねて大震災と闘い、復興に努めていたあるまちづくり協議会に何回となく訪れたことがあるが、これは地域力形成、あるいは、地域主体の減災力形成のこれからの基本型を示すものであると言ってよい。

最近、多くの自治体で、住民の参画と協働の必要性が説かれる。しかし、それは上から作りあげた組織に参加した人々の参画やパブリック・コメントでは十二分に機能しない。何らかの事柄を契機にして自主的に形成され、民主的に運営されて来た住民活動を基盤とした参画と協働でないと、実効性のある地域の減災力を形成しているとはいえないように思われる。

(2) 地域主体の減災・復興力形成の問題点

今回の阪神・淡路大震災からの復興対策の主体は、関東大震災とは根本的に違っていた。すなわち、関東大震災の時は、国が復興院を設けて、それが中心となって復興対策がとられた。その点、今回は、貝原知事の強い要請もあって、兵庫県および被災10市10町が自主的に策定した復興案を国が設置した復興委員会は基本的に了解して支援するという形になった。

このことを考えていた兵庫県は、震災直後に都市計画論、地震学、環境科学、建設工学、行政法、財政学をはじめ夫々の分野を代表する有識者を全国から集めて都市戦略策定懇話会を結成し、その審議結果を参考にしながら、復興基本計画を策定することになった。また、県と10市10町との復興計画に齟齬のないようにするための措置もとられた。また、国や県・

市の救援対策や復興計画の実施が独りよがりにならないようにするための一つの方策も採用された。被災者復興支援会議（1995年7月17日発足）と生活復興県民ネット（1996年10月8日発足）の設置がそれである。

前者は、県の呼びかけで12人の各分野の専門家に、担当部局の課長級の職員を加えた組織であった。会議は活動する会議たるべく、場所を移動させ、フォーラムを開催するなどしながら、被災者や支援団体との意見交換を通じて、被災者の生活実態や意見・要望等を把握するとともに、被災者の視点に立って、生活再建に関する支援策等を検討し、行政と被災者に助言、提案などをしてきた。

また、後者は、被災者復興支援会議でも問題にされた被災者の unmet needs を充足してゆくために、被災者の生活復興に向けた活動に取り組む各種団体、ボランティア、企業などの連携・結集を図る目的で設置された。設置の趣旨からすれば、このネットは本来、民間の総力を結集して自主的に運営されるべきものではあった。しかし、残念ながらわが国にはその体制ができていなかったこともあり、貝原知事が笹山幸俊神戸市長と国の協力をえて創設された復興基金を中心とした補助金で補充される事業となった。¹⁴⁾

兵庫県は周知のように、震災復興はたんに色々なインフラや建造物を震災前の状態に復旧するだけではいけないと考え、「創造的復興」を呼びかけた。色々な制約のために、実際には文字通り創造的復興といえるものは限られていたが、しかし、上述の2つの組織などは今後の災害復興にも役立ち、しかも、今迄とられなかった手法としてその創造的復興の手法のなかには加えることが出来るであろう。

ただ、今後の地域主体の被災や復興を考えると、今回の大震災の教訓としてどうし

てもあげておきたいことがある。先述したように、今回の大震災では、関東大震災の場合の復興院設置とは違って、被災地主体の復興計画を国は基本的に了承し支援するという形にはなった。しかし、残念ながら復興のための諸補助金や交付金の支出は、各省庁が災害対策法に準拠して個別に支出される形になった。しかも、インフラや諸施設の復旧はできても、今迄の諸インフラや諸施設が今後この規模の震災があっても大丈夫、耐えられる形の創造的復興を達成することは基本的に不可能な形の支出になった。この欠陥を補正するためには、災害対策式の復旧ではなく、今後予想される災害を減災できる復興状態を想定し、その実現のために、従来の各省庁別の縦割り型の復興資金の支出ではない内閣府で一括したランプ・サムな復興支出金方式を考慮すべきではないかと考える。もし、こうした方式の復興資金の支出を、自主的な減災体制を形成している自治体ないし地域に行なうというような方針が確立されるなら、どんな減災体制かを決めるのに困難は伴うものの、地域主体の減災体制の確立を刺激し、推進することは間違いないと思われる。

兵庫県は神戸市とともに大震災の苦い経験に基づき、建築物の耐震度査定と補強のための支援のほか、各組織・地域における防災訓練や共助体制の確立と災害を受けた時の住宅再建共済基金制度の確立などに努めている。河田教授の力説するように、大規模災害時の生命保全のためには、7・2・1原則を考慮しておかねばならないし、共助の体制確立がそのためにも必要である。しかし、そのことは、中央および地方自治体が、平素から補完性原理に立脚しながら、個々の住民と彼らが形成しているコミュニティの全面的支援を図りながら、自然災害の多発する列島の運営を守るために過去の、あるいは、平時の慣行的発想

とは独立な機構を創生する努力の必要性を少しも弱めるものではない。

むすびにかえて—防犯力と関連して—

私に求められた課題は、本来は「震災の教訓から学ぶ地域主体の防災・防犯力の意義」ということであった。そう言えば、昨年7月、内閣府が行なった地域再生の取り組みに関する世論調査でも、防犯・防災対策の充実が、複数回答ではあるが50%近くを占めてトップになっている。2位の福祉・医療の充実、3位の商店街や中心市街地の活性化が、40%や30%などになっているのに比べると、いま市民の関心がいかに防災・防犯に向けられているかが判る。同じことは、神戸市が平成16年度に実施した「市民1万人アンケート」でもみられる。すなわち、そこでも、市政全般の要請の中で、「危機管理、防犯・防災」が49.1%で1位を占めている。

しかし、みられる通り、小論は防犯については言及せず、専ら防災、いや、減災の問題に限定している。防犯は防災または減災とは違って、家庭環境と学校教育、社会風潮と防犯警備体制など、それを考察するのに必要な実に多様な要因を含んでおり、小論のような議論でカバーできるものではない。ただ、震災直後から私も組織委員長という名を与えられてスタートした「メモリアル・コンファレンス・イン・コウベ」を、東京で開催した際に、震災時の防犯が話題になり、討論に参加された米国人が次のように言われたことを忘れることができない。「なるほど、日本ではこのような大災害時でも、犯罪が少なかった。大震災に襲われて生き残り、沢山の人の死を凝視し、生命の大切さを再確認するとともに、人を助け、人に助けられて、多くの人は思いやりの大切さを再認識し、犯罪が少な

くなったというのは理解できる。また、日本では、一般に夜のまちを女性が独り歩きしても大丈夫という風潮がある。これも、日本人の永い生活環境と社会風習の中で生まれた現象であろう。しかし、米国でもどんなに夜遅く、女性が独り歩きをしても心配しないですむところもある。それは、その地域の住民が、お互いに拠金をして警備員を雇用しているからである」というのがそれである。

これは、価値観・宗教も多様な民族から構成されている米国社会で日本式のコミュニティ形成が困難な場合の犯罪組織のつくり方を示したものといえる。しかし、小論でふれてきた減災力形成の方策は、防犯力の形成にもきわめて有意義な示唆を与えている。大胆な言い方をすれば、防犯力の形成も、7・2・1原則に従って考えなければならないかもしれない。すなわち、防犯のためには、何よりも、個々人が他人に対して犯罪を加えることのない人間に成熟するとともに、犯罪の発生しそうな環境に近づかない努力が基本とされなければならない。しかし、人間は不幸にして、環境に左右され易い動物である。かつてアレキンス・カレルも述べたように、人間はその知と富と快樂がもたらした成功に圧倒されて、その道徳的・精神的価値を下落させ、理性はまた信仰まで一掃してしまうようになってしまった。¹⁵⁾しかし、大震災は、私たちに、さきにふれた行動随伴性をともなうオペラント行動（生命の大切さと思いやりの重要さ）を惹起させた。不登校児の何人かが救助のためのボランティア活動に従事して、自らの存在意義に気づき、明るい普通の通学児に変わった例などはそれを証明する事例と言ってもよいかもしれない。

ただ、こうしたオペラント行動を誘発するためには、われわれが減災力の形成で力説したコミュニティの協議活動が何よりも不可欠

である。最近、防犯力の形成を、例えば、各種の警備会社のように営業活動として行使する組織が、公的組織である警察よりも急速に成長している。しかし、防犯力は、犯罪を外から規制し、抑圧する組織の拡大よりも、未知なる力を内包している人間独り独りと、その成長を守り育てる人間の集まりの中で、すなわち、家族とコミュニティの中で拡大され、充実されるようにしなければならない。これは、大震災を経験した私たちが学んだ教訓である。

- 1) 昭和48年11月22日日本経済新聞に掲載された国民生活センター理事長の昌谷孝氏の発言。
- 2) この提案は当時、消費者を弱者、保護されるべき階層とする視点からは、企業の立場の擁護に終わるのではないかと批判を生むことになったが、のちには消費者の権利を強調する立場からの理解が広がった。
- 3) 「日本経済新聞」2006年2月9日号に掲載された私の講演記録「阪神大震災から11年－教訓として企業が学ぶべきこと－」を参照されたい。
- 4) 貝原俊民『大地からの警告－大地震は何を語りかけたのか－』（ぎょうせい、2005年1月）
- 5) 貝原俊民前掲書参照
- 6) これは、「人と防災未来センター」長の河田恵昭氏の推計によるものである。（貝原俊民前掲書より引用）
- 7) 当時の神戸市消防局長上川庄二郎氏の小冊子『消防活動から得た教訓』（1995年8月21日）
- 8) 河田恵昭「巨大災害に備えて－地域における危機管理体制のあり方－」（助えひめ地域政策研究センター記録集 No.19, 平成18年）。なお、河田教授の住民・事業者・行政の三者の役割分担は、自分の命は自分で守る（自助）、まちの安全はみんなで守る（共助）、地域のインフラ整備を進める（公助）という形になっていることは留意しておきたい。
- 9) 私はこのことについて、「大震災の教訓－企業経営との関連で－」「季刊ひょうご経済」（震災10周年特集、2005年1月 No.85）でもふれておいたので参照されたい。なお、阪神・淡路大震災時における被災者の沈着な行動については、諸説がある。例えば、河合隼雄氏は、その著『日本人の心のゆくえ』（岩波書店、1998年）において、こうした行動は個の確立のない日本人の「感情的一体感」から生まれたものと解釈できると述べておられる。この発想は、個とか、社会とかいう概念をもたず、「世間」を重要な発想起点としてきた日本人の特性に従来から注目してこられた阿部謹也氏の着想とほぼ同一のものである（例えば、阿部謹也『「教養」とは何か』（1997年、講談社現代新書）、阿部謹也『「世間」とは何か』（1995年、講談社現代新書）などを参照されたい）。この問題提起は、私たちがここでとりあげた「地域主体」とか、「地域力」とかいうものの分析にもきわめて重要な意味をもっている。しかし、小論では紙数上の制約もあって、この観点から掘り下げた分析を展開することはできない。ご了解をえたい。
- 10) この代表的なものとしては、顧客から救済義援金として100円ずつ、計4億円を集めて救済・復興支援に支出した㈱フェリシモおよび、「まちづくり六甲アイランド基金」をつくって支援した積水ハウスとP&Gがあり、他にも三ツ星ベルト㈱のようなケースもある。なお、大震災時の企業の対応については、(財)ひょうご経済研究所『震災クライシス・マネジメントとその実践－』（平成18年3月）を参照されたい。
- 11) 齊木崇人「神戸復興へのデザイン・エートス」（Bio City, 第4号、1995年4月、株式会社ビオシティ）
- 12) 矢島釣次『1666年ロンドン火災と再建』（同文館、1993年）114頁
- 13) この状態は、東京大学の西村幸夫教授の調査と関連した「日本海新聞」（2006年4月21日号）に詳しく報ぜられている。
- 14) この2つの組織については、(財)阪神・淡路大震災記念協会『翔べフェニックス－創造的復興への群像－』（平成17年1月）が詳しい。私は偶々本書で「被災者復興支援会議」のことを執筆されている小西康正教授と共同でその設置を要請したとともに、『生活復興県民ネット』の代表として働いてきただけに、この2つについては想い出も大きいものがある。
- 15) アレキンス・カレル著 桜澤如一訳『人間－この未知なるもの』（日本CI協会編、1979年）

リスクコミュニケーションと 地域社会再生

姫路獨協大学特別教授 高 寄 昇 三

1. リスクコミュニケーション

本論文は（財）神戸都市問題研究所『リスクコミュニケーションによる地域活力・地域共生社会の創造』（政府系シンクタンク NIRA 助成研究）の紹介と、地域社会の再編成への私見を整理したものである。リスクコミュニケーション理論、実施されたアンケートの具体内容については、本誌の後掲論文や行政資料を参考にされたい。

近年、地域社会は災害・犯罪などで、不安定で危険な社会と化しつつあり、どうすれば安全・安心な地域社会を形成できるか、政府・自治体・市民にとって、重要な課題となってきた。このような政策の処方箋の核心が、リスクコミュニケーションである。

第1に、リスクコミュニケーションは、「リスクについての、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りの相互作用」と、一応、定義されている。しかし、問題は個別住民の情報ニーズは千差万別で、同じ行政情報でも、ある住民には理解を超え、ある住民には不必要となる。このような個人と行政情報のギャップは、地域社会の情報受信・伝達機能を分担する、RCP（リスクコミュニケー

ションプラットフォーム）で、選別し加工しなければならない。

要するに、従来の行政システムは標準的住民・地域を前提条件としているが、住民サイドは高齢者・障害者をはじめ、さまざまな人がおり、地域構造も多彩で、行政情報がすべての個人・地域ニーズを充足できないので、RCPを活用することで実際に有効な情報になる。すなわち地域単位で、情報を分析してから伝達するシステムが必要である。

第2に、リスクコミュニケーションは進化しており、第1段階のリスク情報の開示、たとえば避難準備情報などを素早く提供して欲しいという要望は強い。第2段階のリスク情報の受容・信頼、たとえばハザードマップなどをどう活用していくのか、住民サイドに戸惑いがある。第3段階の相互作用プロセスへと発展するには、地域社会が情報をうけて、地域社会で検討し、再度、情報発信機関へ伝達し、実質的に有効な災害施策を実施してもらう必要がある。

第3に、リスクコミュニケーションは、リスクをベースにして、リスクマネジメントへと発展する。すなわち「リスクを科学的に洗い出し、そのリスクを軽減、回避、未然防

止すること」をめざす。

従来、防災はハード中心で、防犯は警察依存という対応であり、政策的にみて欠陥が多い。行政だけでなく、地域社会がリスク分析をして、地域別の効果的な防災・防犯の処方箋を描く必要がある。

しかし、このような高次の専門機能をもったグループ・機関を、地域コミュニティでどう創設・強化していくのか、行政だけでは対応できない課題である。

第4に、リスクコミュニケーションは、情報の戦略的伝達・受容システムによって、確実・迅速・適正な相互交流をめざす。各自治体で地域防災計画・マップの作成がすすんでいるが、必ずしも双方向で検討がなされたといえない。要するに危険度を告知されても、地域の対応は緩慢であり、行政も地域での具体策まで検討しない。

さりとて自治体が、全地域を精査することは不可能である。地域社会が特定の専門グループを立ち上げ、地域マップを策定するという双方向方式が効果的である。具体的には、自治体・地域社会が、RCPなどを活用することである。

このようにリスクコミュニケーションは、防災防犯行政の水準向上をもたらす、新しい政策システムを構築していくファクターとなった。そのキーポイントは情報の共有化で、それを可能にするには、地域社会のネットワーク・パートナーシップ化が前提条件となる。

RCPによって情報が選別・補充され、的確に住民に伝達されても、実際はその情報をどう活用・実施していくかのリスクマネジメントが必要となる。これらは地域団体・機関・グループなどの専門集団が処理することになるが、地域社会でこのような専門的組織・マンパワーが不十分であり、結局、リスクコミュニケーションの実現には、地域社会の再

編成が不可欠となる。

2. リスクコミュニケーションの有効化

リスクコミュニケーションが、地域社会において、高水準に適用され、地域社会に浸透していき、システムとして成熟していくには、地域社会がリスクコミュニケーションの担い手として、機能しなければならない。

また完全な地域社会の防犯・防災の達成には、どうしてもリスクコミュニケーションの実効性を高める、地域社会の再編成・体質改善が不可欠である。それには多くの点において、地域社会が重要な役割を、果たさなければならないからである。

第1に、リスクコミュニケーションの中核に位置するのが、地域社会である。行政・個人・企業など、さまざまな集団を連結し、個人に伝達するのは、地域社会の組織である。従来、情報は行政セクターから、個人への流れであったが、地域から行政セクターへの情報の還流を呼び起こすには、地域特定組織が受け皿として情報を検討し、個人へ流し、個人から地域社会が受け、行政セクターへ伝達するサイクルでなければならない。

第2に、防犯・防災については、自治体を中心で住民が協力するシステムが、アンケートでは半数以上を占めるが、地域社会が協力しなければ自治体の施策も効果が発揮できない。さらに防犯・防災の種類によっては、地域社会が中心とならなければならない。

従来の対応は、行政が全責任を負い、全地域に等しく対応する方式であったが、市町村の地域が全体として同一の水準・対応をする必要はなく、それぞれの地域の選択の問題であり、個別地域社会の自己努力を前提条件として、行政も支援するというシステムに変えていかななければならない。

第3に、防犯・防災などへの対策も、必ずしも政策的対応がなされていない。たとえば学童の安全をみても、学校への侵入者への対応として、柵を強化し警備員を配置しても、通学路で被害が発生する。グループ通園方式にしても、今度は保護者が加害者となる。スクールバス方式を採用しても、家庭内暴力には対応できない。

つまり、個別事件に触発された個別対応では、政策的総合的対応ではないため、コストもかかり、被害抑止力も弱い。多くのマスコミが、最後はコミュニティの対応策でと論調・記事を閉めているが、コミュニティをどう強化するのかの政策はない。

要するに個別施策・ニーズの対応ではなく、地域社会の複合機能を再評価すべきである。防犯・防災は「総力戦」といわれているが、地域社会がもつ複合的機能のなかで、防災・防犯のシステム化をすべきであり、さらに言えば福祉・環境活動によっても防災防犯機能を担うことができるのであって、地域社会の複合的対応がベストである。防災・防犯に関して、さまざまな形で被害は発生しているが、福祉の高齢者見守り活動の過程で防犯をし、環境活動の器具を防災用具として転用するなど、地域コミュニティ活動は、地域ニーズのすべてに、対応できる複合機能をもっている。

第4に、地域社会の社会構造・団体分析などを実施し、地域社会をどう再編成するかである。基本的理念は共生・共益社会である。官と民、公と私ではなく、「共」の形成である。

家族機能の衰退・細胞化を、どう補完していくか。地域社会への参加意欲の低迷という意識構造をどう変革していくのかなどである。ことに核家族にはじまって、高齢者家族、単身家族の増加など、家族・地域の弱体化をどう補強していくのかである。

このような社会構造の変化には、市場でも行政でも補完機能は難しい側面があるが、地域社会の経営資源を自己循環する、地域経済・社会システムを構築していけばよい。

地域社会は行政・企業と異なって、マンパワー・経済力は無限であり、その実践機能は多彩である。それは地域社会には遊休活動資源が、膨大に存在するからである。さらに地域社会が、政府・自治体・企業・地域団体から多くの経営資源を引き出す、大きな可能性も秘めているからである。

リスクコミュニケーションの指摘は、防災・防犯だけでなく、地域行政全般に適用できる。それには地域社会・住民が、行政の受動的対象となり、行政依存でありつづけることをやめなければならない。地域社会が行政と対等の関係で、行政とのパートナーシップのもとで、地域サービスの選別・拡充をめざす意識・姿勢をもつことが大切である。

3. 地域社会の再編成

リスクコミュニケーションにもとづいて、リスクマネジメントを行っていくには、従来の地域組織・システムでは対応不可能であり、地域社会の再編成がカギを握っているといえる。

コミュニティの復権が叫ばれ、自治会などの地縁組織の活性化が一部でみられたが、地域社会全体の潮流にはならなかった。近年はNPOなどの地域機能団体の創設がひろがっており、これら地縁組織・機能集団が混在して、地域社会の再編成の処方箋も混迷している。

しかし、地域社会のニーズは飛躍的に増大しており、このサービスシステムとニーズのギャップは大きく、どう埋めるかの処方箋はない。現在のNPOの支援、自治会の育成で

は不可能であり、もはやコミュニティ行政などのまやかしの対応では、地域ニーズに対応できない。思想・制度における、変革的施策を遂行するしかない。

第1に、思想としては、地域サービスは、行政の補助金、住民のボランティア（無償奉仕）、コミュニティ・ビジネスによる有償サービスなど、ニーズに対応した供給参加システムを形成していくことである。地域活動は、行政指導の受動的対応が当然とされてきたが、地域社会の組織が、公共的地域サービスを供給する場合は、公共的資金が給付されるべきである。かつて介護サービスは、家族・地域が自費で供給していたが、今日では公費の9割負担である。

純然たる地域的サービスは住民資金で、たとえば地域の防犯・防災は処理されるべきである。空き巣防止・住宅耐震工事などは、基本的には住民負担であり地域活動で運営されるべきである。さらに特定のサービスはコミュニティ・ビジネスで有償方式で処理する。

基本的には、地域サービスは、市民が地域団体に地方税を支払い、それが地域社会に還流するシステムでは、地域社会ニーズと必ずしも合致しないし、管理・給付コストも高つく。循環サイクルが短い地域経済システムのほうが、はるかに勝れている。

これら多彩なサービスの中核組織として、地域協議会を設置し、無償のみのベースでは

なく、有償をもベースにして、共生共益的参加・給付メカニズムで、地域社会を運営していくことである。

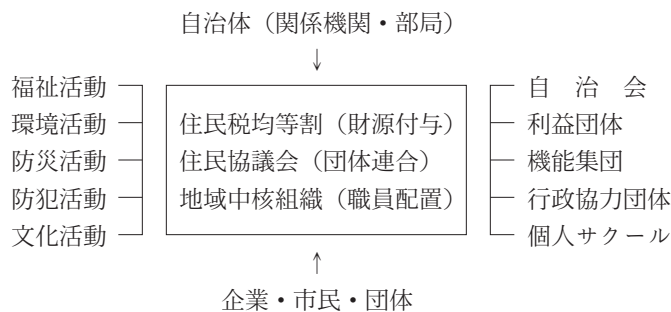
第2に、制度的にはイギリスのパリッシュ(parish)のように、市町村のもとに制度化された地域団体（課税権・議会・専任職員）の創設めざすべきで、従来のコミュニティ行政では、地域行政の変革は期待できない。広域行政として道州制が提唱されているが、狭域行政としての制度化がより切実である。

市町村合併の結果、被合併町村では地域自治協議会の創設がつづいている。要するに、旧町村単位で、地域ニーズを合併市町村に反映させるためのシステム化である。図1にみられるように、地域活動・地域団体の統合・連携・調整セクターとして、ミニ自治体の役割を分担し、地域社会の施策推進機関(enabler)として設置される。

小学校（人口1万人）単位で、地域協議会を設置し、現行住民税の均等割（個人分）を財源として、準行政団体として活用すべきである。全国的な地方制度として、地方自治法の改正は、早急にはむずかしが、地方条例で「地域協議会」に一定の権限・財源・組織を付与することは可能である。

地域協議会は、具体的にどのようなものであり、その機能はどう運営されるのか。第1に、神戸市などで創設されている、小学校単位の防災福祉コミュニティの制度化であれば、

図1 地域協議会の組織・機能



財源に均等割を充てると、1 協議会2,000～3,000万円となり、2 名程度の専従職員を配置することができる。この発想は、リスクコミュニケーションにおける RCP と同様に、地域社会における活動基盤の設置である。

第2に、地域団体についてみると、地縁団体と利害団体は、共益・共生活動への参加・貢献という点からみた場合、機能不全の状況にある。一方、NPOなどは機能集団として、自己目的の追求には献身的であるが、必ずしも地域社会ニーズに即応していない。

これら地域団体は、個別に活動すべきであるが、地域社会ニーズのためにどうするのかという団体の機能、団体の協力などのシステムを、地域協議会が調整していく必要がある。要するに「地域協議会」から調整団体(enabler)として、地域ニーズとのギャップを埋めるための新団体の創設、既存団体への協力要請などを行う。ことに「行政縦割構造の地域浸透システム」の変革を、戦略的重点とする。地方行政における縦割り行政の弊害を治癒するシステムとして活用する。警察・消防・学校などをまとめる。

第3に、地域社会の市民ニーズへの対応を政策的に実施する。そのため図2にみられるように、地域社会の各団体からなる協議会運営会議を設置する。そして行政サービスを、地域社会のサイドと地域ニーズを結合し、もっとも優先度の高いサービスを選別していく。この発想も、リスクマネジメントと同様であり、行政提案・サービスを受動的にうけるのではなく、地域社会が主体的に地域社会サー

ビス体系を構築し、そのビジョン・システムにもとづいて、自治体との関係をもつことである。

つぎに地域ニーズ実施のため、行政機関との交渉、地域団体との受託など、システム・環境を形成していく。最後に実施団体への支援など、効率の效果的遂行のため、必要な調整措置を注入していくことになる。

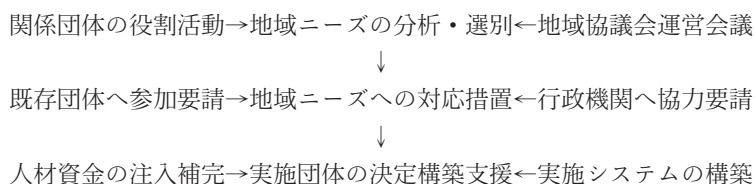
特定個別団体では対応能力に限界があるので、地域社会のネットワーク化・パートナーシップ化を図っていくことになる。たとえばマンパワーでは、従来、行政は個別行政に対応して、地域関係者を指定してきた。民生委員、消防団員などの政府公認の地域関係者にはじまり、環境・福祉協力員などさまざまである。地域協議会は、さらにサービスに必要な専門家の派遣なども検討していくことになる。

従来、これらの地域ニーズは、行政セクターが処理してきた。まちづくり協議会などをみてもわかるが、これからは住民が主体的に対応していくシステムを形成していくことになる。

地域ニーズの充足のため、地域協議会が企業・行政のOBの受け入れ、地域経済資源の受け入れ、寄付金・ボランティア(労力)の受皿となる。要するに地域社会における「愛の経済」の実践システムとする。

第4に、人材・資金確保を支援する。リスクコミュニケーションのRCPの運営をみても、現在の素人・ボランティアでは不十分である。ただ自主防災組織率は、全国平均で

図2 地域協議会と地域ニーズ



62.5%（平成16年度）で、防犯ボランティア団体は、近年の子供の事件を反映して、全国で2,000団体をこえているが、人のやり繰り、資金の調達、意識の共有化など、活動の継続には課題が多い。また「青パト」も3,000台に迫る勢いで増加している。

継続的専門的活動をするには、地域協議会が公益法人か NPO 法人として、地域社会のコーディネイター、プロデューサー、プロモーターとしての役割をにない、最適のサプライヤーを見いだすか、創設するかによって、サービス給付を確実なものにする必要がある。

子供・高齢者の見守りサービスを浸透させ、効果をあげるには、ボランティア活動だけでなく、有償のコミュニティ・ビジネスを立ち上げる必要がある。現在、高齢者サービスでは、介護保険サービスが、保険・租税にもとづく有償サービス化が制度化されたが、ボランティア活動を補完・支援する中間システムが未成熟である。

子供の見守りサービスでも、市民の目線で、市民の給付能力で、どう立案・実施していくかを、地域協議会が中核となって実現していかなければならない。要するに、行政が立案・給付するサービスは一般的にすき間が多く、実効性が低い、地域社会が衆知をあつめたシステムのほうが、当然、同じコストであれば効果は大きいはずである。

第5に、地域活動の調整機能を果たす。住民の生活条件はさまざまであるが、多くの住民は時間が無い、参加する意欲が無いなどで、地域活動に従事しないので、特定の個人が参加している。

地域社会活動が軽微で低水準の場合は問題は少ないが、実効的な活動を常時行うには、有償制度によって個人利害の調整をして、有能なマンパワーを確保するシステムを定着させなければならない。すなわち参加者には経

済的精神的満足を反対給付として提供する。財源は当然、協議会経費を充当する。

要するに、自治体が財源を掌握して地域ニーズを測定し、直接にサービスをするか、補助金で奨励するかなどの対応をしてきたが、市民が主権者であるならば、地域社会が財源を保有して、地域社会が決定・給付するシステムが本来のシステムなのである。

このような地域社会の活動は、経済・社会分野において、測り知れない効用をもっていることを認識しなければならない。

第1に、行政・市場サービスでは対応できない、サービスの供給の担い手で、外郭団体であるシルバー人材センターの民間版を想定すればよい。保育・介護保険サービスがあるが、家庭訪問支援サービスがなければ、支援は不十分である。

第2に、行政コストより安価なサービスが提供できる。地域社会の遊休資源を活用することで可能となり、雇用確保・社会教育・再資源化などの貢献ができる。

第3に、地域社会再生の誘因となる。具体的なコミュニティ・ビジネスなどを通じて、行政協力・補完とは異質の地域活動が展開できるからである。

地域協議会の設置には、多くの反対と不安が当然ある。しかし、現在の自治体における地域行政は、巨額の人材・財源と注入しながらその成果はあがっていない。むしろ地域社会の主導権を、権限・財源・組織もふくめて地域に奉還するという、コペルニスクの転換を敢行して、地域社会を再編成すべきである。

地域住民主体の防災・防犯の取り組み

西神ニュータウン竹の台1丁目自治会長 絹川 正 明

1. はじめに

現在、私は竹の台1丁目自治会長以外に、地元で7つの地域団体の役職に就いている。青少年育成協議会支部長、防災・防犯福祉コミュニティ¹⁾副会長、学校開放施設運営(委)・地域スポーツクラブ副委員長、建築協定²⁾運営委員長、エコタウンクラブ³⁾世話役、小学校評議委員がそれである。

何も、役職自慢をしようと言うことではなく、地域での防災・防犯の実を挙げようと思えば、これら各分野の地域団体が総力を上げて取り組まなければその実現は困難である事を申し上げたいために紹介させていただいた。

上記の地域団体のうち、防災や防犯に関わっている団体は、自治会と防災・防犯福祉コミュニティ、それにせいぜい青少年非行防止の観点から青少年育成協議会程度と思われるかも知れないが、それぞれの団体の役職をしていると、学校開放施設運営(委)も建築協定運営委員会もエコタウンクラブも、深く地域の防災や防犯に関わっていることがよく分かる。

学校開放施設運営(委)は、公共の小学校施設のグラウンドや体育館を地域に開放し、住民の健康増進を図ろうとする団体であるが、

片や、小学校施設は、災害時の緊急避難場所に指定されており、また、昨今の学校での凶悪事件の発生の反省から、学校内での治安の保持のため部外者の出入りが極端に制限されることとなり、今では、地域の防災・防犯と学校開放事業はその事業調整が急務の課題となっている。また、建築協定は、地域の街並みや景観を守るために、土地や建物の規制に関して住民同士が協定を結ぶものであるが、これが欧米諸国の犯罪対策に大きな影響を与えた「割れ窓理論」(Broken Windows Theory)⁴⁾に通じていることに気がついている人は少ない。さらに、エコタウンクラブ活動が取り組んでいるゴミ出しや公園清掃なども「割れ窓理論」上も有効であるし、ゴミへの放火事件が多発する中でこの活動は防火面でも有効である。

これ以外にも、高齢者を狙った犯罪防止や災害時の社会的弱者の救援は、地域の福祉団体の活動の中核に据えるべきであるし、自治会の行う相隣関係の融和活動は、ドメスティック・バイオレンスの防止に果たす役割は大きい。

このように、地域の防災や防犯は、決して狭義の防災・防犯活動ではなく、また、防災・

防犯に関係する団体だけが担えば良いと言うものではなく、そこには、相隣関係、福祉、教育、青少年育成、環境、建物や街並み保全などが幾重にも絡み合い、どれひとつ欠けても実効は上がりにくい。

正に地域の総合力を発揮しなければ決して達成できるものではない。地域の防災・防犯の取り組みは、まちづくりそのものである。

さらに、こうした地域の総合力の結集とあわせて、人々のライフスタイルの変化を読み取ることも重要である。

地域で防災・防犯に関する議論をすると、必ずと言っていいほど「私達の子どもの頃は良かった」「昔は助け合いの気持ちがあった」「他人の子どもを叱る怖いおっちゃんがあった」などの回顧調の話題で盛り上がってしまう。一昔前は、個人が家庭、学校、地域、会社などの集団に帰属することによって安全や安心感を得てきたが、それと引き換えに集団を構成する個人は、集団に対し責任や義務を負わされていた。家庭では、子供が何か悪い事をする「家から出て行け」と叱られ、学校では個性よりも集団の協調性に力点が置かれ、地域において自治会への全員加入が当然のことであった。企業の終身雇用も組織への忠誠や献身面で有効であった。人々のライフスタイルは集団から受けるさまざまな制約の中に置かれ、それと引き換えに生活の安全や安心を確保してきた時代であった。

しかし、近年のように、人々のライフスタイルが集団より個人に重点がおかれるようになると、どの集団も構成員に安全や安心を約束する事が困難になっている。

家庭では父権が喪失し、子供と家族との一体感は薄れ、学校では、学級崩壊や不登校に見られるようにその求心力は極端に低下している。地域においても、井戸端会議は過去のものとなり、自治会離れも急で、既に自治会

の消滅した地域も数多く存在する。企業においても、効率化の名の下にリストラや非正規雇用者の増加が顕著となり、これに期待することもできなくなっている。

「個人よりも集団の尊重」から「集団よりも個人の尊重」へと我々のライフスタイルが変化していくにつれ、つまり、旧来の日本的なライフスタイルが欧米化するにつれ、それと軌を一にして、犯罪の発生率が欧米並みに近づいていくのも当然の成り行きである。こういった社会の変化は、論を待つまでもなく、地域で自治会長や地域活動をしていると直接肌で感じる事ができる。

しかし、地域の防災・防犯を進める上で、現在を悪し様に言い、過去を回顧することは簡単なことであるが、時代を逆戻りさせることは不可能である。時代の変化は、防災・防犯という面ではマイナスであっても、他の分野では数多くのプラスの効用があったはずである。要は、時代の変化に応じて、地域はどう対処するか、どう防災・防犯に取り組むべきかが問われている。

本稿では、西神ニュータウン竹の台小学校区の取り組みを紹介しながら、地域住民主体の防災・防犯のあり方について言及していきたい。

2. 竹の台地区の概要

神戸市西区西神ニュータウン竹の台地区は、神戸市営地下鉄西神中央駅から南東に広がるエリアで、3,200世帯、9,300人の人口を持つ。街並みは、1戸建て住宅と高層マンション群で構成され、都市計画に基づくまちづくりが行われている。

西神ニュータウンは、1982年（昭和57年）から第一期の入居が開始し、竹の台地区は、1985年（昭和60年）から入居が始まった。ま

ちづくりが始まってから既に20年を経過している。同じニュータウンでも、大阪の千里ニュータウンが1970年に完成し、現在、高齢化や独居世帯の増加に悩んでいる姿を見ると、西神ニュータウンでもあと10年後には同様の現象が起こりうるということが想定され、防災・防犯から福祉までを含んだ総合的な対策が求められているところである。

1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災では、住民・家屋とも被害は軽微で、むしろ多くの仮設住宅建設に代表されるように震災被災者の生活維持の受け皿となった地域であった。

地域活動面では、自治会やマンション管理組合などは、その必要性から入居開始とほぼ同時に結成されたケースが大半であるが、行政指導を通じて地域に設立される各種コミュニティ団体の設立は比較的遅れ、小学校の開校と同時期に活動を開始した学校開放運営委員会（1989年設立）以外は、ふれあいのまちづくり協議会⁵⁾が1992年（平成4年）に、青少年育成協議会が1997年（平成9年）に、防災・防犯福祉コミュニティが1999年（平成11年）に結成されている。



竹の台地区の街並み

3. 地域における防災・防犯の課題

(1) 防災・防犯の5つの課題

竹の台地区の地域コミュニティ団体の結成

の多くに関わってきた箕進氏（現竹の台防災・防犯福祉コミュニティ会長）によると、「阪神淡路大震災までの防災・防犯に関する一般的な住民の感覚は『美しく整備されたニュータウンでは、災害や犯罪も少なく防災・防犯活動は不要』という意識が強かった」。また、1997年（平成9年）の神戸児童殺傷事件直後の地域の防犯活動についても「さあ、大変ということで一時はパトロールなどでずいぶん盛り上がったが、数ヶ月しか継続しなかった」と言う。

箕氏はその要因として次の5点を指摘した。

- ①防犯面では、既に地域で組織化されていた「防犯協会会員」「少年補導員」「青少年育成委員」の間に活動に対する大きな温度差があった。
- ②行政指導で地域に設置された各種コミュニティ団体は行政からの縦の指導を受けるばかりで、横串となり地域全体の防災・防犯を束ねる組織やネットワークがなかった。
- ③人材がない。新しく活動に関わろうとする意欲のある人がいない。
- ④行政や警察、さらに地域団体が住民に的確に防災・防犯情報を提供していなかった。
- ⑤全般的な住民の無関心。地域団体は、ニュータウンでの住民の無関心は到底解決できないものと考えていた。

これら5点の課題は、別々に存在するのではなく互いに密接に関連している。また、これらはニュータウンである竹の台地区固有の課題ではなく、多くの地域が悩む共通の課題を内包している。

その後の竹の台地区における防災・防犯の取り組みは、「竹の台地区防災・防犯福祉コミュニティ」の活動の伸長もさることながら、これら5点の課題を総合的に解決していく過程であったとも言える。

(2) 行政の縦割り

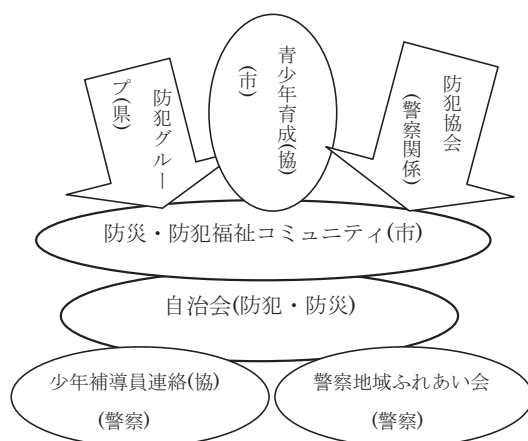
阪神・淡路大震災を教訓に、神戸市は1998年（平成10年）に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行した。それまでの自主防災推進協議会を「防災福祉コミュニティ」として改組し、住民や事業者による自主防災体制の整備を図ろうとした。竹の台地区においても、前述の寛氏が結成に奔走し、1年半の議論を経て、1999年（平成11年）に「竹の台地区防災・防犯福祉コミュニティ」を結成。ここで、「防災」に「防犯」を加えたのは、神戸児童殺傷事件の記憶も生々しく、議論の過程で住民から防犯に対する要望が多く聞かれたため、防災・防犯を一元的に扱うこととしたものである。しかし、残念なことに住民のこういったニーズに対して、神戸市は当初「防災中心の組織だから、防犯は別の組織が担当すべき」「防災活動の助成はするが、防犯活動の助成はできない」など、行政の縦割りをそのまま地域に持ち込み、「住民とともに考える姿勢」が一向に見えなかったことは誠に残念なことであった。確かに災害防止の主務は市町村、犯罪防止は県・警察との役割分担は理解するが、地域が議論の末に決定したことに対し、励ましこそすれ、水を差すような行政態度は厳に慎まなければならない。

(3) 地域における組織の重複

行政の縦割りとも関係するが、地域における防犯組織の姿を見れば、行政がいかに野放図に地域に防犯組織を林立させてきたかがよく分かる。（表1）は、神戸市内の標準的な小学校区にある防犯組織の構図であるが、一体、地域にこれだけの組織が必要であろうか。

確かに、地縁組織としての自治会はその機能の大半を喪失しているかも知れないが、曲がりなりにも自治会の中には防災や防犯を担当する人やセクションは存在している。その

表1 地域で重複する防犯組織



自治会との連携も考えないで、屋上屋を重ねるがごとき組織の林立は、結果してコスト対効果を無視する事になり、行政経費の無駄にもつながる。

さらに、寛氏の指摘する「人材の無さ」は、一部の人にその役割の多くを担わせることになり、活動に疲れた人が組織から抜けていき、そのしわ寄せがさらに少なくなった人々に負担をかけるという悪循環に陥っている。

このような地域における組織の林立は、決して防犯組織だけの問題ではなく、他の分野にも多く見られる現象で、「行政の部局の数だけ地域団体が存在する」という揶揄は、シンボリックに今の地域活動の置かれた状況を表現している。

(4) 情報提供の不備

（表2）は、竹の台地区の地域団体が今まで発行してきた広報媒体の発行状況である。

この中で、認知率が比較的高いのは、せいぜいエコタウンニュース程度で、他は発行頻度の問題もありその存在すら認知されていない。また、発行を計画している団体でも広報に携わることができる人材が不足しており、なかなかスタートできない状況でいる。特に問題なのが自治会等であり、広報紙を発行しているところが、8自治会の中で1箇所のみ

表2 地域団体の広報紙発行状況

団体	発行物	頻度	備考
ふれあいのまちづくり協議会	ふれあい竹の台	2回/年	自治会等に配布
エコタウンクラブ	エコタウンニュース	4回/年	自治会等に配布
青少年育成協議会	発行を予定するも検討中		
防災福祉コミュニティ	不定期の防犯・防災ニュース発行		
学校開放運営委員会	発行を予定するも検討中		
スポーツ21 竹の台クラブ	クラブニュース	1回/年	自治会等に配布
自治会など	一部の自治会を除き、未発行		

であることは、生活に関連する出来事や町内の動きをいち早く伝える必要のある地縁団体の中にあって、人々は情報遮断の状況に置かれている。

しかし、このような現象は、決して竹の台地区の特殊事情ではなく、神戸市全体を見ても、町内広報紙を発行している自治会が全体の17.7%（平成14年度住民自治組織実態調査報告書による）に止まっていることから、どの地域でも抱えている共通の課題と言える。

こういった地域住民への情報提供の不備が、結果して算氏の指摘する「住民の無関心」につながっていると言える。

人間の行動は、自分にとって必要な情報や知識の入手から始まる。地域との関係においても情報や知識を入手したからと言って、即、地域に興味を持ったり、活動に参画してくれるとは言えないが、少なくともそのきっかけとなり、インセンティブとなる情報を正確に

具体的に住民に提供することで、その人の思考の中に「地域」という、もう一つの回路を形成することができるはずである。

情報提供という側面では、地域社会はあまりにも前近代的な状況に置かれている。

4. 竹の台地区の取り組み

(1) 竹の台地区の安全水準

(表3)は、竹の台地区と、西区及び兵庫県下の平成17年1月から12月までの、街頭犯罪・侵入犯件数及び消防活動件数について調査したものである。しかし、これでは竹の台地域の安全の水準が分からないので、これを1000人比で見たのが、(表4)及び(表5)である。

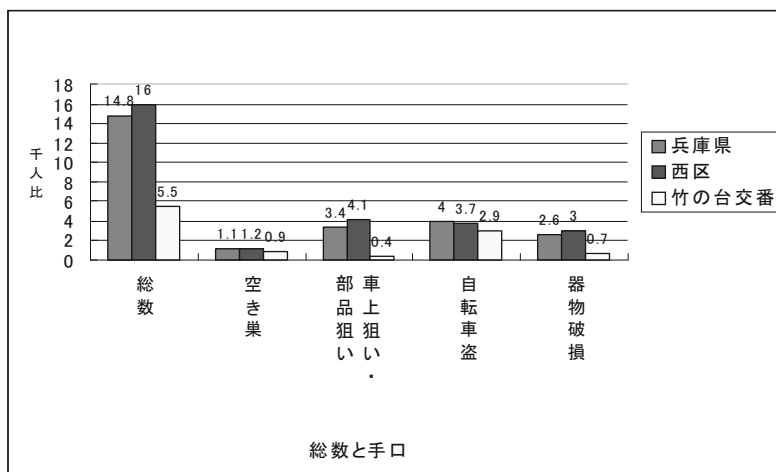
表から分かるとおり、竹の台地区においては、日々の生活と深い関係にある街頭犯罪・侵入犯の発生比率は総数では、兵庫県、西区の1/3程度。車上狙い・部品狙い、器物破損

表3 街頭犯罪・侵入犯及び消防活動件数（平成17年）

	街頭犯罪・侵入犯（空き巣～器物破損はこのうちの代表例）					消防活動	
	総数	空き巣	車上狙い・部品狙い	自転車盗	器物破損	消火出動	救急出動
兵庫県	82,942	5,874	19,104	22,488	14,756	2,731	214,774
西区	3,942	293	1,013	914	751	112	(7,378)
竹の台地区	112	18	9	58	15	2	175

(出典:街頭犯罪・侵入犯件数は兵庫県警、西警察より。消防活動は神戸市HP及び神戸西消防署より)
(注:救急出動の西区データがなく、()内は神戸市全体の数値)

表4 街頭犯罪・侵入犯の1000人比



(注:竹の台地区の人数は竹の台交番管轄の美賀多台地区を含み20,285人で算定)

表5 消防活動の1000人比

	消火出動	救急出動
兵庫県	0.5	38.4
西区	0.5	(30.0)
竹の台地区	0.2	18.8

(注:()内は神戸市全域)

は敷地内駐車場の完備や地域内に店舗等が少ない事から数値は低いですが、一方、空き巣と自転車盗は、兵庫県、西区とほぼ同等の水準にあることが分かる。また、子供や女性を狙った痴漢行為や声掛け事案は、平成17年は、59件発生している⁶⁾。これらは、軽犯罪法や条例の適用となるケースが多く、統計的には表に出にくい数字であるが、年々増加している。一方、消防活動においては全体的には低い水準ではあるが、決して油断できる状況ではな

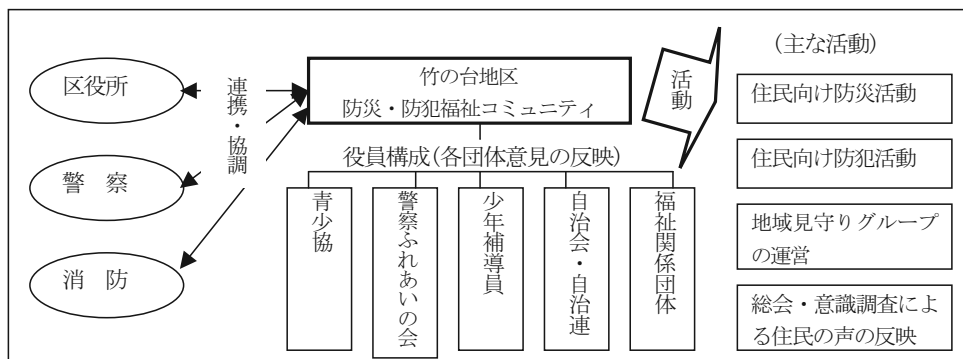
い。

(2) 防災・防犯を進める組織

竹の台地区では、各地域団体の活動を調整するため、防災・防犯に係る事柄は全て「竹の台防災・防犯福祉コミュニティ」に集約している(表6)。いや、集約しているというより、防災・防犯の事務局機能を担っていると言った方が適切である。

これにより、地域団体間の温度差が解消でき、団体間の情報共有がスムーズに進むこととなった。特に、神戸市、警察、消防との一元的な窓口の確保は、地域での防災・防犯活動の効率化につながり、活動の充実に果たした役割は大きい。

表6 竹の台地区の防災・防犯の推進組織



(3) 防災・防犯活動の進展

竹の台地区防災・防犯福祉コミュニティの主要な活動を（表7）に示す。この中で太字の部分の特徴的な活動であり、次項でその内容を示す。

(4) 竹の台での特徴的な活動

(ア) 子供防災・防犯探検隊

コミュニティ・エンパワーメントを高める手法のひとつとして「地域安全マップ」の作成が推奨されているが、竹の台地区では、地域パトロールの成果や子供達の意見を取り入れた「防災・防犯マップ」を2002年（平成14年）に作成。それを生かして、子供達も地域の安全・安心の重要な担い手であることを意識づけるため、「子供防災・防犯探検隊」という催事を開催した。

NGO「日本災害救援ボランティアネットワーク」と舞子高校環境防災科の指導を得て、



子供防災・防犯探検隊によるフィールドワーク
小学生42名が参加。フィールドワークでは、6～8人ずつの班に分かれ、竹の台交番や消防署員へのインタビュー、危険箇所の点検や不安に思う場所のチェック、「子供110番の家」の確認、地域の防災施設や防火水槽などの位置の確認を子供の目線で行った。それぞれ役割が地図係、写真係、インタビュー係などに分担され、フィールドワークの成果を「防災・防犯マップ」に写真つきで書き込み、全員を

表7 竹の台地区防災・防犯福祉コミュニティの活動

(住民向け防災活動)

- ・地域と小学校の合同防災訓練、ニュータウン全域の合同防災訓練参加

・イベント・行事での住民啓発

(子供防災・防犯探検隊、竹の台クロスロードの開催)

- ・防災研修会（県立広域防災センター）

- ・親子防災訓練

- ・市民防災リーダー研修会

- ・市民救命士講習会

- ・防災備品の点検・補充

(住民向け防犯活動)

- ・夏季・年末夜間パトロール（延べ4日間）とその周知

- ・夜間自転車交通安全指導

- ・地域行事での防災・防犯コーナーの設置

- ・通学路の点検

- ・パトロール用品の整備・点検

(地域見守りグループの運営)

(住民の声の反映)

- ・総会の開催、学校・保護者との意見交換会の開催

- ・アンケート調査の実施

(情報提供手段の充実)

- ・竹の台総合新聞の発行、竹の台ホームページの開設



市民防災リーダー研修会



竹の台ふれあいまつりでの防災コーナー

前に発表するものである。

子供達の調査途中では、地域の大人が声援を送ったり説明をしたりしてくれ、地域全体の防災・防犯意識や当事者意識を高めることができた。

(イ) 竹の台クロスロードの開催

「クロスロード」とは、直訳すると交差点、岐路の意味。コーディネーターが災害時や犯罪に遭いそうなある場面を想定した質問を出し、参加者が「YES」か「NO」のどちらかのカードを出し、「なぜこちらを選んだか」をグループの中で話し合うもの。最近、社会的に注目を集めている「リスク・コミュニケーション」⁷⁾の手法を応用したものだ。当日採用した質問には以下のようなものがある。



竹の台小学校で開催されたクロスロード

1. 「安全」との診断がおりた避難所暮らしは、余震が続く中安心だが、このところの寒さで風邪が大流行中。幼い我が子に風邪がうつるのではと心配。

避難所を出て半壊状態の我が家に戻る？

Yes (戻る) OR No (戻らない)

2. まちで声かけ運動をすることになった。毎朝子供たちに「おはよう」と声をかけるが、子供たちから「ウザイ」という視線を向けられる。

住民／声かけを続ける？ Yes (続ける) OR No (やめる)

子供／大きな声であいさつする？
Yes (続ける) OR No (やめる)

質問から分かるように、これは正解を競うものではなく、なぜそう判断したか、なぜそう考えたかを話し合うことに重点が置かれる。会場には、大人に混じって中高生の参加もあり、神戸西消防署や区役所の職員も参加してくれ、専門家としての立場から種々のアドバイスを受ける事ができた。

前述の「子供防災・防犯探検隊」が、地域への愛着や当事者意識の高揚に有効であるのに対して、「クロスロード」は、防災や防犯のある事象に関して、多様な意見や考えがあることをゲームの手法を通して理解することができる。また、このクロスロードの手法は、防災・防犯のみならず、福祉や環境に関する議論においても有効な手法であることが確認できた。

(ウ) パトロール結果の周知と広報

防災・防犯パトロールは、多くの地域で行われるようになり、竹の台地区でも毎年開催する夏・冬の4日間で延べ150名程度の参加者を数えているが、果たして、そのパトロールで得られた知見や評価は、広く地域の防災・防犯活動に活かされているだろうか。その場限りのパトロールに終始していないだろうか。

そのような反省から、竹の台地区では、夏と冬に開催するパトロール結果を前年度と比較しながら、地域住民への啓発も兼ねて解説付きで地域住民全員に回覧・公開している(表8, 表9)。

特に、自治会単位での広報が期待できない中で、防災・防犯の状況を数値で示し、その数値の持つ意味を丁寧に解説することで、日常の話題としても取り上げてもらえ、安全・安心意識の向上に結びつけることができる。

表 8 竹の台地区夜間安全パトロール結果(表)

・実施日

平成 17 年 12 月 8 日(木)、9 日(金)
15 日(木)、16 日(金)の 4 日間
各日 21 時～22 時 30 分

地域の安全の確保のために、自治
会、管理組合・管理会に関係なく、
多くの団体の参加をお願いします。

・夜間パトロール参加の地域団体

1 丁目エリア	2 丁目エリア	3 丁目エリア	4 丁目エリア	5 丁目エリア	6 丁目エリア
・竹の台 1 丁目 ・野村西神中央 ・ハーケテラス ・三井西神中央	・竹の台 2 丁目 ・ハイライフ(2) ・マイコート竹の台 ・神戸新聞社宅	・西神 SV ヴァレージ ・西神 SV ヴァレージ	・竹の台 4 丁目	・竹の台 5 丁目 ・ホープタウン(1) ・ホープタウン(II) ・ホープタウン(IV)	アーブルヴェ ール西神中央

・自治会、管理組合、管理会は、上記の 15 団体が参加 (昨年は 18、一昨年は 14 の団体が参加)
・地域コミュニティ団体は、ふれまち協など 10 団体(除く婦人会)が参加
・西警察署より山下係長が指導・助言

参加人員

8 日=40 名(昨年 46)
9 日=36 名(昨年 39)
15 日=38 名(昨年 42)
16 日=35 名(昨年 36)
合計=149 名
(昨年 163 名、一昨年
128 名)

裏面に解説と対策を
掲載しています

夜間パトロール実施結果	1 丁目エリア	2 丁目エリア	3 丁目エリア	4 丁目エリア	5 丁目エリア	6 丁目エリア	備考	お願い事項
パトロール項目	65% (昨年 50%)	45% (昨年 35%)	35% (昨年 60%)	60% (昨年 45%)	50% (昨年 45%)	—	平均 51% (昨年 42%)	夜間の門灯点灯に引き 続きご協力下さい。
ゴミステーションの状 況(8、15 日が燃えるゴ ミ、16 日が粗大ゴミ)	・なし	・なし	・なし ・15 日に 405 ステージョ ンに 1 袋(後出しゴミ)	・なし	・なし	・15 日夜か ら粗大ゴミが 出ている。	後出しゴミ が散見され た。	ゴミ出しルールをお守 り下さい。
自転車無灯火走行(発見場所)	・なし	・なし	・なし	・3 台(8 日)・1 台(16 日)	・3 台(15 日)	・1 台(8 日) ・3 台(16 日)	1 月中旬に無灯 火街頭指導実 施予定	自転車の無灯火も法律 違反です
夜間の暗い場所 (樹木等の遮蔽)	・赤道付近 ・1 丁目 18 と 19 の間の 山麓ハイパス沿い	・2 丁目 4、5、6 の間 ・小学校の南側道路 沿い	・SV ヴァレージを除いた 3 丁目のほぼ全体が暗 い	・4 丁目 1 と 7 の進入 路	・竹の地藏公園と ホープタウンの間	・ハイライ フ竹の台の西 側	—	暗い場所や見通しの悪 い場所は、痴漢や泥棒 の絶好の隠れ場所。各 団体でも点検してみ て下さい。
見通しの悪い場所 (樹木等の遮蔽)	・なし	・小学校前赤道沿い	・外周道路(西神 2 号線) 沿いが樹木遮蔽	・なし	竹の地藏公園の見 通しが悪い	・なし	—	自転車の放置を見たら すぐ警察へ連絡を。
路上放置自転車	・なし	・市住駐輪場に解体 バイク・自転車 5 台	・なし	・なし	・なし	・1 台(17 日)	—	路上駐車も一定の時間 を超えると法律違反
自動車の路上駐車	・3 台(8 日)・9 台(9 日) ・3 台(16 日)	・3 台(8 日)・2 台(9 日)・2 台(15 日)	・11 台(8 日) ・1 台(16 日)	・11 台(8 日) ・11 台(16 日)	・1 台(15 日)	・2 台(9 日) ・1 台(16 日)	1 日平均 5 台 (昨年 15 台)	気が付かれたら見守り とやさしい声かけを!
青少年のたむろ	・なし	・なし	・15 日に竹の台公園に数人	・なし	・なし	なし	—	今日は気が付いたら神 戸市まで(西建設事務 所 TEL912-3750)
夜間帰宅の児童	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし	なし	—	点検結果を各自自治会、 管理組合、管理会で議 題に上げ、是非、議論 して下さい。
街路灯の不点灯又 は点滅(パトロール 後取替え依頼済み)	NO.5192(点滅)	NO.5202、5203(点 滅)	NO.5256、5271 竹の台公園女子トイレ	5303、7391、7392、7393、 7394、7395、7396、7397、 7398、7399、7400、7401、 7402、7403、7404、7405、	NO.5377	NO.532、5344	多くの街灯 の不点や点 滅があった	門灯点灯に ついての指 摘が多い。
その他(パトロール 中に気づいた事)	・昨年に比べて門灯点 灯率が上がっている。	・市営住宅の解体パ イク・自転車の早め の処理を!	・門灯点灯率が大幅に下 がっており、点灯するこ との意味を啓発する必 要がある。	・街路灯の不点が多 い。気が付いたら神 戸市西建設事務所へ 連絡を!	・生垣が門灯を覆 っている家がある。 ・7-4 の奥邸(空家) 前のゴミ不案内指 摘	—	—	—

門灯点灯について

夜間の安全確保に門灯点灯が効果的です。

1ヶ月の門灯点灯の電気代は263円(1家産当たり)

計算式(関西電力調べ)

$$30W(\text{門灯のワット数}) \times 12 \text{ 時間} \times 30 \text{ 日} = 10.8\text{KWH}(1 \text{ ヶ月の門灯の電気使用量})$$

$$10.8\text{KWH} \times 23.20 \text{ 円}/1\text{KWH}(\text{平均的な電灯単価}) \times 1.05(\text{消費税込}) = 263 \text{ 円}$$

- ・竹の台地区防災・防犯福祉コミュニティでは、従来から地域の夜間における防犯・防災面から各ご家庭の門灯点灯をお願いしているところですが、全国的に見ても、夜間の門灯点灯運動がさかんでは、先進地域では100%の点灯の実績があります。人通りの少なくなる深夜こそ門灯が威力を発揮します。
- ・このため、夜間に一旦門灯のスイッチを切ることなく、翌日の日の出までの点灯をお願いします。263円/月の電気代が地域の安全を守ります。

ゴミ出し方法の徹底

- ・今回の夜間パトロールでは、収集後の後出しと、収集前日の夜からのゴミ出しが確認されました。
- ・最近の事件で、ゴミへの放火が大火事につながった例が数多くあります。各団体単位での徹底をお願いします。

自転車の無灯火走行

- ・自転車であっても、夜間の無灯火での走行は法律違反となります。(道路交通法第52条、同施行令第15条、兵庫県道路交通法施行細則第6条)
- ・自転車も軽車両に含まれますから、悪質な場合は、検挙の上、5万円以下の罰金が科せられます。

自転車の路上放置

- ・自転車を長い間、路上に放置すると交通の支障になるとともに、盗難の原因にもなります。
- ・また、持ち主不明の自転車が公園などで長い間放置されているのを見かけますが、誰かの所有物と考えられるため、容易に撤去することもできません。また、盗難自転車の可能性もあります。長期間、放置されている自転車を発見したら、警察に届けてください。
- ・お持ちの自転車には、必ず防犯登録をし車体に氏名・住所を書きこくことをお勧めします。

平成17年度竹の台地区夜間パトロール実施結果を受けて、この資料では、もう少し、詳細な解説をさせていただきます。役員会での議論の題材、会員への広報・周知などにご活用下さい。

路上駐車を法律違反にします

- ・竹の台地区では、原則として駐車禁止の区域はありません。
- ・このため、常態として路上駐車をしている車を見かけることがありますが、車庫証明などに関する「保管場所法」で、同じ場所での路上駐車が「夜間は8時間、昼夜間では12時間」を超過すると法律違反となり、摘発・罰金の対象になります。
- ・お友達の来訪や自宅前でのおちよとした駐車はやむを得ないとしても、長時間の駐車は近隣の迷惑や緊急車両の通行の妨げになります。
- ・各自治会などでもルールを作られることをお勧めします。

児童・少年への声かけ・見守り運動

- ・昨年暮れの広島、栃木県での児童誘拐殺傷事件が発生して以降、12月8日～22日までの間、地域の皆様のご協力を得て、竹の台小学校登下校時の見守りとパトロール活動を行いました。
- ・現在も有志の方が、地域をパトロールしていますが、地域の皆様も子ども達の下校時や夜間の帰宅の折には、積極的に声かけと見守りをお願いします。
- ・地域の無関心が犯罪を誘発します。
- ・18年1月7日(土)に地域防犯の核となる「竹の台地域見守りグループ」の発足式を行います。

街路灯の不点灯・点滅

- ・街路灯の不点灯や点滅を発見されたら、その電柱に貼付されている「N(4桁の数字)街灯がつかないときは、TEL912-3750 建設局西建設事務所まで」と書いてある、4桁の数字を建設局西建設事務所までご連絡下さい。(電柱には、関電の表示札や NTTの表示札も貼付されておりからご注意ください)
- ・なお、街路灯の増設については、神戸市は原則として増設は行っておりません。(原則として、電柱1本おきに設置) 但し、樹木が街路灯に覆いかぶさった場合の剪定、街路灯ケースの汚れの除去、個別の事情については充分に相談に乗って頂けます。

(㉔) 地域見守りグループの運営

一昨年の奈良県での児童殺傷事件、昨年の広島、栃木さらにそれに続く全国での同様の事件を受け、竹の台地区でも継続した登下校パトロールの必要性が叫ばれるようになり、昨年12月8日より有志による登下校パトロールを開始。本年1月には、正式に「竹の台地域見守りグループ」を立ち上げ、高齢者、主婦、保護者らを中心に64名の登録者を得ている。

昨年12月からの各月のパトロール参加者は本年3月までの4ヶ月間で、延べ1,000人を超えるが、各月の平均参加者は、16人/1日をキープしている。(表10)

表10 パトロール参加者数

	延参加者	1日平均
12月	247人	18人
1月	239	15
2月	313	16
3月	299	16
計	1,098人	16人

おおよそその地域では、事件の都度「すわっ大変」と一時的には盛り上がるが、時の経過とともに緊張感が薄れ活動も下火になるものであるが、竹の台地区では毎日平均してパトロールへの参加が期待できている。この要因として挙げられるのは、パトロール参加者との日々の会話で納得できたが、地域の安全確保という義務感はもちろんのことであるが、「子供達があいさつをしてくれるようになった」「顔なじみの子供が増えた」「大人達からお礼を言われる」というように、世代間や地域との心の交流が深まっていること、さらに小学校内にパトロール基地を設けたことで「仲間とおしゃべりができる」「パトロールをすることが一日のスケジュールになっている」など大人の居場所としての役割も果たしていることが分かった。いずれにしても、こういっ



地域見守りグループの面々

た、ないまぜになった姿こそが正に地域の姿であり、防犯、世代間交流、子育て、福祉という機能化を追い求めるのみでは地域の総合力の発揮には結びつかないことがよく分かる。登下校パトロールが成功している地域と、そうでない地域の違いは、正にこの1点に尽きるといっても過言でない。

この地域見守りグループの発足には、兵庫県の実績は大きい。兵庫県は平成16年度より3年計画で「まちづくり防犯グループ事業」⁸⁾を開始し、神戸市内を例にとると、グループの結成率は自治会単位で見ると50%を超えている。竹の台地区の場合、26の自治会・管理組合・社宅が連合し、小学校区で事業申請を行い80万円の助成金を確保することができた。

(表11)は、この80万円の使途を議論する際に作成した資料であるが、現在の地域の活動状況の反省、先進事例、住民アンケートの反映などを網羅し、住民に理解しやすい資料構成となっている。

(㉕) アンケート調査の実施(住民の声の反映)

地域見守りグループの発足に関して、26の地縁団体に対してこの防犯グループに期待することを聞いたところ、「犯罪情報の把握と伝達」「防犯情報」など情報に関するニーズが高く、防犯活動そのものの充実より、むしろ情報の提供や伝達、その共有などを重視していることが分かった。(表12)

表11 まちづくり防犯活動グループの活動の進め方

(経緯)
 ・2月20日(日) 兵庫県助成の「まちづくり防犯グループ」結成に関する地区全体会議開催
 (審議結果：校区全体で申請する。防災・防犯福祉コミュニティが事務局となる。アンケートにより自治会、管理会などの意向を尊重する。活動方針の審議は5月8日の防福コミ総会で行う)
 ・3月8日(火) 兵庫県に対し、正式申請書類提出
 ・3月25日(金) 兵庫県より「まちづくり防犯グループ」について正式承認される。
 ・防福コミ役員会、防犯連絡会で活動方針について検討。(4月)
 ・本日(5月8日) 防災・防犯福祉コミュニティ総会、名称を「竹の台地域見守りグループ」としたい

(兵庫県からの助成内容)

項目	助成内容	備考
助成金	80万円	5万円×(26-1)×3万円=80万円
防犯用品の支給	900点分の支給	千世帯以上には点数相当の防犯用品支給(右表)

腕章・帽子	5点	自転車プレート	10点
ジャンパー	20	マグネットシール	15
ベスト	20	防犯バナー	5
タスキ	10	ホイッスル	1
合図灯	20	指導旗	50
ライト・ハト輪	10	拡声器	20

「まちづくり防犯グループ」の活動歴
 ITを活用した犯罪・防犯情報の周知
 竹の台ホームページを活用して、PC間、PC・携帯電話間の情報交換を行う。
 概算費用 約15万円

防福コミが一括保管すると共に、依頼に応じ自治会等に提供する。
アンケート結果
 ・「防犯グループ」に期待すること

パトロール車両の購入
 多目的に活用できる軽トラックを購入し、安全パトロールに稼動するとともに、地域行事や物資運搬に活用する。
 概算費用 約35万円

順位	内容
1位	防犯情報の把握と伝達
2位	団体間の連携
3位	活動レベルの向上
4位	警察との連携
5位	警察との連携

独自デザインのエニフォームの製作
 ・竹の台独自のユニフォームを製作。
 ・自主パトロール隊を結成し着用する。
 概算費用 約15万円

順位	内容
1位	防犯情報の早期入手
2位	児童の見守り
3位	門灯点灯運動
4位	犯罪情報の入手
5位	防犯パトロール

防犯講習・啓発、地域安全パトロール
 ・空き巣対策等の講習・防犯雑誌居製作
 ・自主パトロール隊活動費
 概算費用 9万円

順位	内容
1位	防犯情報の早期入手
2位	児童の見守り
3位	門灯点灯運動
4位	犯罪情報の入手
5位	防犯パトロール

防災・防犯福祉コミュニティ活動の反省・評価

活動実績と反省	評価
・見張り活動は不定期に実施	△
・夜間パトロールは年2回実施	○
・役員会に警察・消防が出席、懇談	○
・一般住民対象の研修会は未実施	△
・防犯チラシは不定期に発行	△
・定期的ニュースは今年度実施予定	△
・FAX、電話緊急連絡網の仕組みはあるが、全世帯への到達に時間がかかる。	△
・年2回のパトロールにより、防犯環境整備を進めている。	○
・昨年暮れに登下校時の見守り活動とあいさつ・声かけ運動を実施したが、継続されていない。	△
・門灯点灯率が低い水準である。	△

登下校パトロールには217名が参加。(内容次第で参加者の増は可能)
 (○はまあまあできていて、△は充実の余地がある)

防犯活動モデル(兵庫県、県警、神戸市資料より)

活動項目	具体的活動モデル
防犯パトロールの実施	徒歩・自転車・自動車での定期的見張り活動 夜間パトロールの実施
防犯研修会などの開催	役員会を利用した研修会・交流会 防犯教室、交通安全教室の開催
防犯広報の実施	防犯に関する定期的ニュースの発行 防犯チラシ作成、掲示板での注意ビラ掲示
防犯情報の交換・ネットワークづくり	犯罪情報、防犯情報の全世帯周知 FAX、電話を利用した犯罪情報の周知 情報機器を活用したメールによる配信
防犯環境整備活動	危険箇所の点検と安全マップづくり 落書き消し活動、見通し確保のための選定 街路灯の点検・整備
地域見守り活動、声かけ活動、門灯点灯協力	時間帯を決めた地域全体での見張り活動 登下校時の見守り活動 あいさつ運動・声かけ運動 門灯点灯運動

神戸市 2010年ビジョン
 防災・防犯活動へ参加している市民の割合
 11.1%(現状値)→30%(2010年目標)

先進事例

防犯パトロールの実施
 ・自主パトロール結成(高齢者、婦人等)
 ・ファンパトロール隊(犬の散歩時)
 ・キッズパトロール隊(子供の目線でのチェック)
 ・パトロール車両の導入(北区ほか事例多数)
 ・着脱式青色回転灯の自家用車への装着

防犯研修会・防犯広報
 ・警察官による研修会の開催
 ・カギの防犯診断
 ・地域安全ニュースの発行と駅頭での配布
 ・防犯福祉居による啓発

防犯環境整備活動
 ・子ども連よる防犯マップの製作
 ・地区内での防犯カメラの設置
 ・街路灯の増設

その他
 ・職のまじりの製作
 ・パトロールグッズの整備と保管
 自転車用ひつくり防止ネットの配付

太字は参考に
 なる先進事例

防犯用品の選定

パトロールに必要な一般的な防犯グッズ

- ・ユニフォーム・帽子・腕章・タスキ・合図灯
- ・ホイッスル・ライト(懐中電灯)・拡声器
- ・(交差点での交通安全) 指導旗

防犯用品の種類と選定数

品名	特長	数	合計点	備考
ユニフォーム		20	—	別途作成
帽子		5	—	ユニフォームとセット作成
腕章		5	40	夜間/パトロール用
タスキ		10	—	ユニフォームで代替
合図灯		20	10	夜間/パトロール用
ホイッスル		1	—	地域団体より提供
ライト(懐中電灯)		10	4	40 防犯/コミ保有に追加
拡声器		20	3	60 (同上)
指導旗		50	5	250 交通安全補導用
合計		—	—	750

マグネットシート 15 10 150

パトロール車両貼付

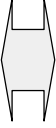
→ 上記防犯用品を防災・防犯福祉コミュニティの倉庫(新規購入)で一括保管し、活動の際に利用するとともに、自治会等からの要請に応え、貸し出しする。

(参考) 地域の犯罪件数の推移(竹の台+美賀多台)

手口	17年度	16年度	15年度	備考
空き巣	15	15	15	空き巣犯罪は依然多い
金庫破り	1	0	0	
学校荒らし	1	0	0	
忍び込み	2	3	3	
ひったくり	1	1	1	
自動車盗	3	0	0	
単車盗	5	12	12	
自転車盗	50	40	40	増加傾向にある
車上狙い	9	12	12	
器物破損	22	28	28	
その他	9	16	16	自販機荒らし等を含む
計	118	127	127	

独自デザインのユニフォームの製作

- (1)パトロールユニフォームの仕様など
 - ・通年での使用を考え、ジャンパーではなく、「ベスト」仕様とする。
 - ・ユニフォームの色と同調した帽子を別途発注する。
 - ・製作数は、50着程度(含 帽子)とする。
 - ・ユニフォーム貸与者については、保安上の観点から、保管・取り扱いに厳正を期す。

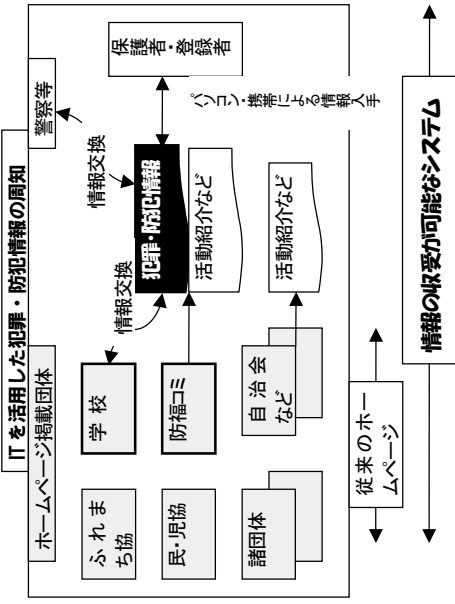


- (2)ユニフォーム着用者
 - 竹の台地区防災・防犯福祉コミュニティの17年度活動計画に、その結成が盛り込まれている「見守りグループ」の参加メンバーに主として貸与、着用していただく。

実践的防犯講習会の実施・防犯啓発

- (1)防犯講習会
 - ・防災・防犯福祉コミュニティにおける担当者会議を活用した「防犯講習会」の開催
 - ・竹の台地区住民を対象にした実践的な「防犯講習会」の開催
 - ・第3回「竹の台ふれあいまつり」(10月16日(日)予定)での「空き巣対策実践教室」の開催
- (2)防犯啓発
 - ・低学年児童を対象にした「防犯絵芝居」の製作(既成のものではなく、学校、一般住民に企画・シナリオなどを募集する)

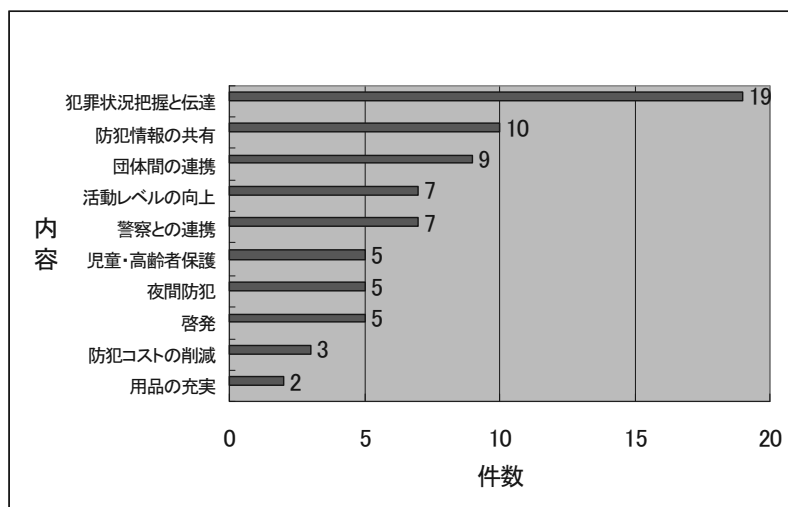
(参考) 神戸市北区星和台での導入例



パトロール車両の導入

- 1.パトロール車両導入のメリット
 - (1) 機動力が上がるため、徒歩でパトロールするより広範囲なパトロールが可能となる。
 - (2) 視覚的に捉えられやすく、犯罪の抑止力になるとともに活動が住民にもわかりやすい。
 - (3) 暴力的行為の発生が予想できる場合でも、車両という隔壁に守られる。
 - (4) 防犯備品の運搬・搬送が容易になる。
- 2.パトロール車両の他の活用方法
 - (1) 比較的重量のある防災備品の搬送が容易になる。
 - (2) 自治会、地域団体などが実施する行事での重量物の運搬が容易になる。
 - (3) 家具の運搬、長尺物・重量物運搬などで、住民のニーズに応えることができる。
- 3.維持経費・活動経費
 - (1) 自治会、地域団体、個人等への貸し出しの際、低料金の利用料をいただき、それを自動車保険、修繕費などの維持費に充当する。
 - (2) パトロール活動を無償のボランティアに期待するだけでは、継続性が乏しく、有償性を検討したい。

表12 「防犯グループ」に期待すること（複数回答）



このことから類推できることは、住民は、まず自分達の住む地域の情報の入手を希望し、その情報を基に自分なりに判断を下し、さらに客観的な状況や他者の動向を勘案して、行動に移すかどうかを決定しているということである。これは、考えて見れば至極当然のこととて、地域団体が広報活動を行う上でも、具体的で正確な情報の提供は必須で、特に、防災や防犯面では的確な情報提供が求められる。

(カ) 竹の台地域情報局の発足

このような情報に対する住民ニーズを受け

て、地域コミュニティ団体の間でも防災・防犯に含めて、さまざまな情報の積極的発信の必要性が理解されることになり、2005年（平成17年）6月に、地域のコミュニティ団体5団体が連絡会を発足。従来から各団体が個々に進めていた広報紙の発行をひとつの地域コミュニティ紙としてまとめ、併せて、紙ベースでは不十分なりアルタイムの情報発信を強化するため、地域のホームページも同時に立ち上げることとした。その時の議論経過を（表13）で示す。

表13 竹の台地域情報局発足までの議論経過

課題	議論経過
(1) 地域コミュニティ紙、ホームページの実施主体、責任主体はどこになるのか。	・主要なコミュニティ団体、自治会などで、編集委員会を組織し、紙面構成、ホームページ構成を行う。合わせて、この委員会が製作に伴うスケジュール面、資金面について責任を負う。
(2) コミュニティ紙編集、ホームページの管理にはだれが携わるのか。	・編集委員会が中心になって行うが、一般住民の中から積極的に協力者を募集する。
(3) 製作の費用負担をどうするのか。	・コミュニティ団体の持つ広報費を編集委員会に拠出するとともに、自治会などにも拠出を求める。併せて、企業広告を求める。
(4) コミュニティ紙、ホームページの維持・継続をどう担保するのか。	・新聞編集委員、ホームページ管理者に所定の報酬（実費相当）を支払い、責任を持って編集に当たる体制を作る。
(5) 名称は何にするか。	・全体を「竹の台地域情報局」とし、コミュニティ紙については、「竹の台総合新聞」、ホームページについては「竹の台コミュニティサイトー竹の台地域情報局」とする。

・竹の台総合新聞の発行

竹の台総合新聞の編集企画は下表のとおりである。

名称、発行頻度など			
・名称	竹の台総合新聞		
・発行頻度	6回/年発行（創刊号18年3月発行）		
・仕様・色	A4版8ページ 縦書き モノクロ		
編集体制			
本紙発行のため、各地域団体からなる「編集委員会」を設ける。委員会は発行に責任を持つとともに、各団体関係からの記事を取りまとめる。編集委員は、各団体と一般住民から募り、具体的編集や記事出稿を行う。編集委員には実費相当の謝礼を支払う。			
編集企画			
	創刊号（3月号）	第2号（5月号）	第3号（7月号）
1P	・創刊に寄せて ・地域の重要ニュース	・地域の重要ニュース ・緊急時の防災非難経路	・地域の重要ニュース ・夏休み関係注意喚起
2P	・特集「地域の安全を守る」 （警察への取材を含む）	・特集「環境問題を考える」 （環境センターへの取材を含む）	・特集「子育ての現状」 （区役所、保育園への取材を含む）
3～ 4P	・地域の動き（各団体から記事提供） ・地縁団体とコミュニティ団体の活動紹介	・地域の動き（各団体から記事提供） ・こんにちは、サークル活動 （文化サークル、体育サークル、趣味の会などへの取材）	
5P	・人、ひと、ヒト欄（地域で輝いている素敵な人物紹介） ・地域のトピックス（各団体からの記事提供） ・何でも相談（身近な困りごと）		
6P	解説記事 ・西神ニュータウン開発の歴史	解説記事 ・ユニバーサルデザインって何？	解説記事 ・ニュータウンの少子高齢化の現状
7P	・インフォメーション（各団体の今後の予定一覧） ・お知らせ（シニア向け携帯メール教室開講、行政からの講座、説明会開催の転載、特売日、ポイントセール等）		
8P	・読者のページ（読者の投稿） ・文芸竹の台（俳句、詩歌等） ・譲ります、譲って下さい ・地域のほのぼのとした話題や笑える話題 ・4コマ漫画など		
備考	創刊号の神戸市助成で発行	第2号より企業広告を掲載する	

ここで、新聞名に「総合」を加えたのは、地域の課題を総合的にまとめ、整理された情報として提供したいという思いから、あえて付けたものである。創刊号でその思いを書き記したので次に紹介する。

～歴史の流れは、非常な速さでその方向を変えようとしています。
インターネットの発達に代表されるように、私たちは瞬時にして世界中の情報を手に入れ、日々の暮らしや活動に役立ててい

ます。情報の持つ重要性は、今後ますます高まっていくでしょう。

しかし、振り返って、地域の状況を見ると、そこには何の情報もなく、また、正確な情報発信がないために、私たちは生活に最も身近な地域の様子を知るすべがありません。

地域には防犯、高齢化、子育て、ゴミ・環境問題などさまざまな問題が潜んでいます。

この「竹の台総合新聞」は、こういった地域のさまざまな課題や問題を、整理された情報として発信し、住民の皆様が自ら考え判断する座標軸を提供します。～



竹の台総合新聞創刊号

- ・竹の台コミュニティサイトー竹の台地域情報局
竹の台地区のホームページである「竹の台地域情報局」の構成を（表14）で示す。

表14 竹の台地域情報局の構成

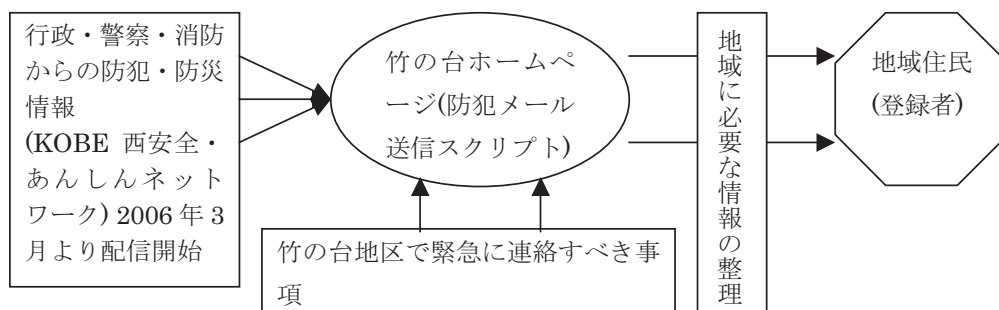
竹の台の紹介		地域の情報		地域の団体						
<ul style="list-style-type: none"> ・沿革 ・人口（参考西神ニュータウン人口）、広さ ・元気な竹の台（ふれあいまつり等の紹介） ・快適な生活環境 ・少子高齢化率 ・地域の課題 ・位置図、町内地図 ・写真（鳥瞰図、子ども達の元気な顔） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッドライン的な記事、及び重要情報を掲載（地域の主要情報、防犯・防災情報など） ・行政、警察、消防などからのお知らせ ・地域の団体からの情報に載らない情報 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいのまちづくり協議会 ・民生委員・児童委員協議会 防犯・防災 <ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯福祉コミュニティ ・まちづくり防犯グループ ・少年補導員連絡協議会 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・エコタウンクラブ ・公園管理会 青少年・児童 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成協議会 ・竹の台児童館 ・こども連絡会 世代・女性 <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ 文化・スポーツ <ul style="list-style-type: none"> ・小学校施設開放運営委員会 ・スポーツ21竹の台クラブ 住環境 <ul style="list-style-type: none"> ・建築協定連絡会 交流 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいまつり実行委員会 NPOなど <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人「ぴっぴ」 自治会 <ul style="list-style-type: none"> ・各自治会からの情報 						
地域集会施設 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センター ・竹の台スポーツハウス ・たけのプラザ ・西区民センター ・プレんティホール他 		学校関係 <table border="1"> <tr> <td>竹の台保育園</td> <td>桑の木幼稚園</td> </tr> <tr> <td>竹の台小学校</td> <td>西神中学校</td> </tr> </table>	竹の台保育園	桑の木幼稚園	竹の台小学校	西神中学校	病院等 <table border="1"> <tr> <td>病院、診療所の情報</td> </tr> </table>	病院、診療所の情報		
竹の台保育園	桑の木幼稚園									
竹の台小学校	西神中学校									
病院、診療所の情報										
		生活便利帖 <table border="1"> <tr> <td>ゴミ出しカレンダー</td> </tr> <tr> <td>お出かけ情報</td> </tr> </table> （一部リンク） <table border="1"> <tr> <td>特売日、ポイントセールなどのお知らせ</td> </tr> </table>	ゴミ出しカレンダー	お出かけ情報	特売日、ポイントセールなどのお知らせ					
ゴミ出しカレンダー										
お出かけ情報										
特売日、ポイントセールなどのお知らせ										
		時刻表 <table border="1"> <tr> <td>交通機関の時刻表</td> </tr> </table>	交通機関の時刻表							
交通機関の時刻表										
		枠内は、リンク先								

このホームページの特長のひとつは、更新作業が容易なため、各団体が必要とする都度、新規掲載や更新を独自に行うことができることである。多くの地域で、ホームページが有効に機能していない現実から、竹の台地区では更新の容易さを最大の課題として開発を進めた。さらに、二つ目の特長が、防犯情報の早期伝達ができる機能を備えていることであ

る。

このホームページを通して、登録している方々の携帯電話やパソコンに一斉メール配信することができる。昨今の児童・年少者を狙った犯罪の多発を心配する保護者から、「地域で事件や事案が発生したらすぐに知らせて欲しい」という要望に応えたものであるが、保護者が配信先リストに事前にメールアドレス

表15 ホームページと防犯情報の地域への伝達システム



を登録しておけば、このホームページを通じて情報を速報として提供することができるようになった。

幸い、神戸市西区役所が、アップストリームとして、行政・警察・消防などから地域団体へ防犯や防災に関する情報を配信する「KOBE 西安全・あんしんネットワーク」をスタートさせたこともあり、ダウンストリームとして、その情報を、重要度や緊急性を勘案して必要な情報を精選し、地域に一斉発信することができるようになり、ワンスルーのシステムを構築することに成功した。

このシステムを（表15）で示す。

また、このホームページには、各団体のページ毎に一斉配信スクリプトが組み込まれており、例えば、雨天のため予定されていた学校行事が急に取りやめになった時の連絡などにも活用が見込まれている。なお、竹の台地域情報局ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://takenodai.furemachi.net/>

5. 今後の課題

以上のように、ここ数年の間に竹の台地区の防災・防犯活動は大きく進展することとなったが、しかし、冒頭に書いた「地域の総合力」の発揮という面ではまだまだ不十分なところがある。そこで、今後の課題を記す。

(1) 複眼思考的活動の展開

地域見守りグループによる活動は、主として学校登下校のパトロールや子供達への声掛け運動が中心でその効果は大きいと記述したが、空き巣や自転車盗など一般住民の安全・安心の確保には充分に対応できていない。また、高齢世帯や高齢独居世帯の増加が見込まれる中で、高齢者福祉を念頭においた防災・防犯活動も具体的な展開はできていない。

登下校パトロールでは、パトロール通路上でゴミ・空き缶回収も行っているが、「安全－環境」だけでなく、「安全－環境－福祉－世代間交流－高齢者の居場所づくり」といった複合的な活動に取り組んでいく必要がある。

これには、地域団体それぞれが持ち味を出し合い、協力していく必要があるが、行政からの縦ラインの活動のプレッシャーを柔軟に受け止めながら、地域として、地域団体間の協力という横串を活動の中に挿入していき



パトロール中でのゴミ回収

い。こういった複眼思考的な活動の志向は、活動に伴うコスト削減にもつながるし、限りある人材の有効活用にもつながっていくと考えられる。

(2) リスク・コミュニケーション手法の導入

リスク・コミュニケーションについては、「竹の台クロスロード」で若干触れたが、地域における各種会議や具体的活動の検討の際にも、この手法を応用したいと考えている。

防災を例にとると、災害発生の事前予防として、備蓄などの事前防備、事前非難・警戒宣言への対処などの輪（リスク・マネジメント）が形成される。災害発生以降は、避難救助、復旧・復興、災害に強いまちづくりの輪（クライシス・セキュリティマネジメント）が形成される。（表16）

リスク・コミュニケーションは、このよう

に事前防備や避難訓練などのリスク・マネジメントから、災害発生直後のクライシス・マネジメント、その後の復旧、復興に至るセキュリティ・マネジメントを含めた防災・減災全体について市民、産業、行政などが情報を共有しつつ、意思疎通を図るものと言われているが、その考え方を応用した「地域対話」（Community Advisory Panel）が欧米では実践されている。つまり、ファシリテーターのもとに、全ての当事者（市民、学生、高齢者、地域団体代表、NPO、行政担当、警察・消防、専門家、医師など）が参集し、防災や防犯について、さまざまな角度から意見を述べ合い、情報の共有と意思疎通を図ろうとするものである。特に、防災・防犯では、専門性や情報収集という点では、行政担当、警察・消防、専門家による知見の紹介やアドバイスが必須であり、さらに双方の認識の違いを埋

表16 防災におけるリスク・コミュニケーションとリスク・マネジメント

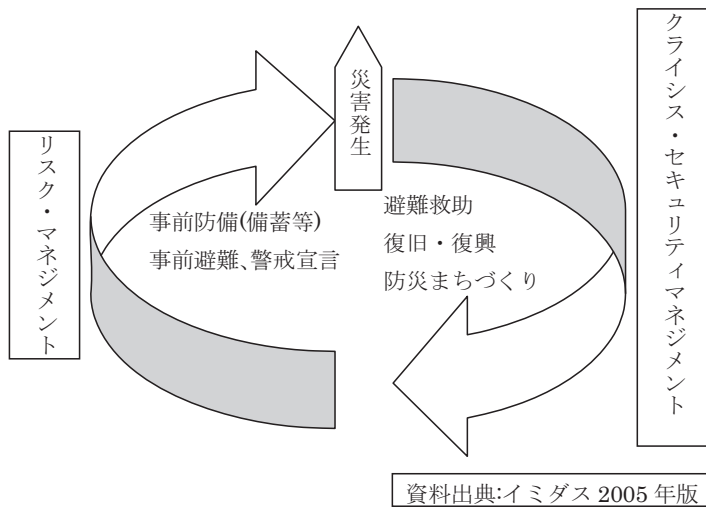


表17 子供110番の家に対する関係者の認識ギャップ

	「子供110番の家」の役割に対する質問	回答率
子供自身（1～3年生）	「子供110番の家」の役割を知っている	82%
子供110番の家の人	子供は「子供110番の家」の役割を知っているだろう	91%
子供の保護者	子供に「子供110番の家」の役割を教えている	65%
小学校の先生	子供に「子供110番の家」の役割を教えている	98%

（注:青少年育成協議会が、関係者各40人ずつ（先生は17人）を対象に平成17年10月に実施）

めるには大変有効な手法である。

この手法を初歩的に応用したのが「子供110番の家」に対する関係者の認識の差異である。(表17)

これを見ると、子供の保護者が、子供に「子供110番の家」の役割を教えている人が少ないことが分かる。直接保護者に聞くと「学校で教えてもらっているから」という声が大半であったが、少なくとも親子での散歩や外出時にはルート上の「子供110番の家」の所在程度は子供に繰り返し教え込む必要があり、それが地域全体の犯罪に対する抑止力の強化にもつながっていく。

このように、リスク・コミュニケーションは、学問だけの世界ではなく、地域活動を進める上で、関係者の本音の意見を聞いたり、認識ギャップの在りかを探る上で有用な手法である。

(3) コミュニティ・ビジネスへの展開

コミュニティ・ビジネスは、NPOの専売特許のように言われているが、地域団体こそチャレンジしていく必要がある。(表18)は、(財)神戸市都市問題研究所の、NIRA 研究報告「リスク・コミュニケーションによる地域活力・地域共生社会の創造」より引用したものであるが、「地域防災・防犯活動を充実さ

せるための1カ月あたりの負担許容限度額」に関して、自治体は比較的負担に消極的であるのに比べ、住民は一定程度の負担は許容していることが分かる。

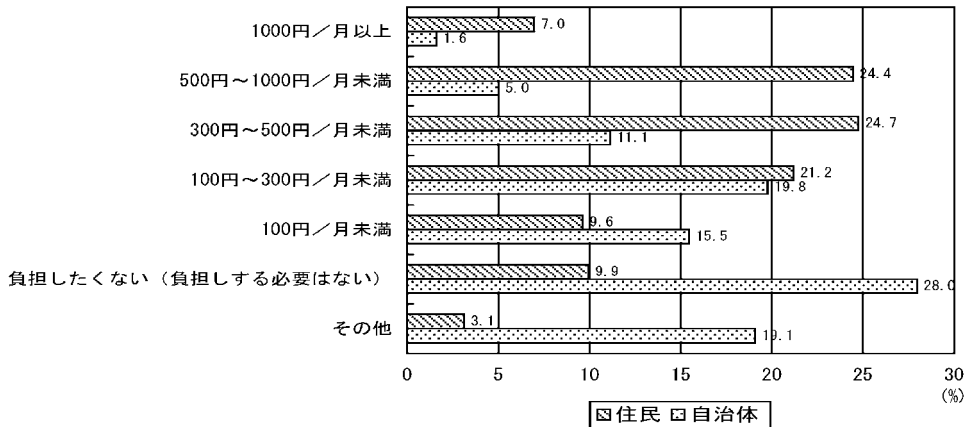
地域で行う防災や防犯の活動については、平日の昼間に活動できる人間は限られており、フリーライダーとして揶揄されるより、金銭的負担を通して間接的にでも活動へ参加しよう考えている人も多くいると考えられ、安全・安心のサービス提供者とサービスの受益者の間をこのコミュニティ・ビジネスでつなぐ方を試行したい。地域には「無償の行為は尊い」という宗教じみた風潮がある。しかし、将来の持続可能な地域づくりを個人の善意だけに頼るだけでは心もとない。

また、防災・防犯という比較的住民の目に見えやすいところからの方が取り組みやすいという側面もあり、まず防災・防犯からスター



パトロールの中心は高齢者だ

表18 地域防災・防犯活動を充実させるための1カ月あたりの負担許容限度額



トさせ、将来的には広がりのあるものに発展させていきたい。

(4) 竹の台円卓会議の開催

竹の台地区には、26の自治会・管理組合・社宅と11の地域コミュニティ団体が存在する。何もそんなに地域に作らなくても良かったと思われるが、これを強引に簡素な構造に変えようとするれば、住民、行政から大きな反発を受ける事になる。しかし、防災・防犯に限らず、特に地域のコミュニティ団体はそのミッション（活動の目的・使命）を追求するあまり、横方向の連携には全く無頓着のままで来ている。また、自治会などの地縁団体と地域コミュニティ団体との関係も難しく、従来、自治会等が担ってきた「地域の総合的解決機能」の中から、福祉が切り取られ、防犯が切り取られ、子育てが切り取られ、地域コミュニティ団体の活動へと移っていった歴史を持っている。

地域において何か一つ決めようにも、合意を取り付けようにも、無関心と反発の中で決定できないでいる状況が続いている。このような状況を打破するため、地縁系の団体もコミュニティ系の団体も全て参加する「竹の台円卓会議」の開催を試行したい。もちろん、皆が平等の発言権と議決権を持ち、会議には事務局機能だけを付与し、決定は多数決を原則とする。これにより、全ての団体に地域課題の共有と協働意識が芽生えることが期待できる。さらに防災・防犯の向上においても全ての団体のエネルギーを結集し、地域の総合力の発揮が可能になるであろう。

6. 最後に

最近の犯罪学説では、犯罪原因論から犯罪機会論に重点が置かれるようになっている。

従来の犯罪対策は、犯罪者の人格や家庭、学校、社会などにその原因を求め、それを除去・解決しようとするのが中心であった。しかし、このような対策だけでは再犯率を押し下げることができず、欧米を中心に犯罪の機会を事前に除去しようとする「犯罪機会論」が台頭していると聞く。どのような場所が犯罪を引き起こすか、どのような物的環境（建物、公園、道路など）が犯罪につながるのか、人々の団結心や警戒感と犯罪との関係はどうかなど、いかに犯罪者にとって都合の悪い状況（地域にとっては理想的な状況）を作り出し、犯罪予防につなげるかが研究テーマである。そのひとつが「割れ窓理論」である。また、阪神・淡路大震災で受けた教訓では、大地震に対する防災は不可能であり、「減災」を目指すべきとの認識に変わりつつあり、ここでも予防の必要性が謳われるようになった。

このような最近の学説や理論を見ると、犯罪防止や災害防止に地域社会が果たす役割の範囲は格段に広がっているように見える。自宅や建物の維持管理の励行、公園をきれいにする、子供たちに犯罪への感受性を養う。危険な場所には近づけさせない、地域が結束し抑止力を高める。こういったことは、地域で活動していると直感でその必要性は理解できる。さらに、防災面では、避難訓練・防災訓練の実施、防災施設の場所確認、防災・防犯マップ、高齢者の避難マニュアルの作成などは、全て地域で実施できる「減災」対策である。

こういった今までの地域での取り組みが、学説や理論によって裏打ちされたことは、地域を大いに勇気づけるものである。

これからも地域実態、住民ニーズを絶えず注視しながら、学説や理論を参考にしつつ、より質の高い地域活動へと進化させていきたい。

そして、最後に行政への提言であるが、それら地域活動をさらにブラッシュアップするため、神戸市全体を「犯罪防止特区」に指定すればどうであろうか。

住民組織の改変、活動に対する助成・税制面での優遇、防犯教育への組み込み、行政委託のパトロール兼環境美化要員の配置、住民団体への警察権の一部委任、初犯に対する裁判制度の検討（刑事裁判ではなくコミュニティ裁判による初犯者へのボランティア奉仕など）、地域志向の警察官の養成などさまざまな取り組みが考えられる。

我が国の犯罪率は欧米と比べて1/4程度である。しかし、欧米諸国では犯罪が減少傾向にあるのに対し、我が国は、絶対値では低いものの増加傾向は収まっていない。阪神淡路大震災の際、世界中、日本中から救援の手を差し伸べてくれた感謝の気持ちを、防犯面でも率先して取り組み、防犯モデルのひとつの理想的な姿として、表していきたいと考えるのは、筆者だけの夢であろうか。（終）

- 1) 神戸市の「神戸市民の安全の推進に関する条例」（1998年）に基づき、地域自主防災組織として、各小学校区に設置が開始され、現在は170小学校区全てに設置されている。一般的な名称は「防災福祉コミュニティ」
- 2) 建築基準法上の制度で建築規制を強化する制度として地区計画と共通性を持つ。建築協定とは、土地の所有者などが、住宅地としての環境、または商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために、当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について締結する協定である。建築協定運営委員会は、その協定の運用を行う。現在神戸市内に110地区の協定地区がある。
- 3) 地域単位でゴミ問題、環境問題の解決にあたらうと神戸市が小学校区に設置を進めている。現在52のクラブが活動をしている。

4) 1982年にジェームス・ウィルソンとジョージ・ケリングによって提唱された。「割れた窓ガラス」は地域の縄張り意識と当事者意識の欠如で、割れた窓ガラスが放置されているような場所では、犯罪者も警戒心を抱くことなく立ち入れ、犯罪の実行に結びつきやすとした。この理論はニューヨークの治安対策に取り入れられ大きな効果を挙げたことが知られている。

5) 神戸市の「神戸市ふれあいのまちづくり条例」（1990年）に基づき、地域において、主として高齢者、障害者、年少者の福祉活動を行う団体で、各小学校区に設置されている。また、小学校区に設置されている「地域福祉センター」（旧称：老人憩いの家）の運営を担っている。

6) 59件の内訳は、痴漢行為8件、局部露出22件、声かけ事案18件、盗撮1件、その他10件

7) リスク・コミュニケーションは、「リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政などの全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること」（環境省）と言われる。我が国では、環境省・経産省が化学物質による環境リスクを、厚労省が、食の安全をテーマにこの手法を周知、PRしている。神戸市では危機管理室が具体的施策に反映しようとしている。神戸市職員有志が食の安全に関するテーマでBSE牛発生後の牛肉の食べ控えをアンケートで調べたところ、食べ控えは、消費者で約5割、営業者で約3割、行政関係者で約1割という結果が出た。つまりBSEについて、正しい知識を持っている人ほど食べ控え率は小さいということが分かった。このことから、リスクに対する正確な情報の共有が必要であることが理解できる。

8) 地域の自主的な防犯活動を促進するため、自治会や地域の団体が中心になって結成する「防犯グループ」に対して経費助成（1自治会当たり5万円）と防災用品の支給を行う制度。

市民と行政の協働でつくる「安心・安全なまち」

広島県廿日市市分権政策部 地域協働課課長兼市民活動センター長 藤井 昭二

1. はじめに

長年市民との協働をまちづくりの基盤と考えてきた廿日市市では、平成13年に市民と行政の「パートナーシップでつくるわたしたちのまち」をめざし「廿日市市コミュニティ推進プラン」を市民とともに策定した。この中で、市民と行政の意見の集約する場として「円卓会議」が市民から提案された。

この「円卓会議」は、ネットワークを目的とし、地区ごとに町内会・自治会、コミュニティ推進協議会、PTA、老人会、ボランティアなどの団体と行政が、地域課題について対等な立場で考え、話し合い、実践する「場」

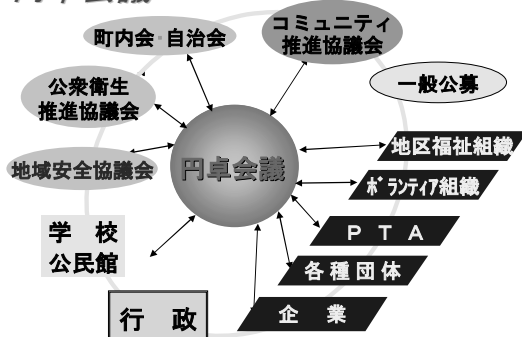
として設けることとした。

地域のことは住民が一番よくわかっている。行政が画一的な施策をするより、地域事情にあった事業を住民自身の合意に基づき自主的に実施していくほうが効果的である。

円卓会議では、市民自らがつくるまちづくりプラン（地区別実施計画）が策定され、絞り込まれた課題をまちづくりプランに盛り込み、順次、地域課題の解決に向けて実践されている。

この各地区のまちづくりプランの中には、いずれも「安心・安全のまちづくり」がテーマとして位置付けられている。

円卓会議 地域のネットワークづくり



2. 安心・安全のまちづくりへの取組み

廿日市市は、広島県西部に位置し、1市3町1村（宮島町など）の合併により、人口は約115,000人、面積が489.36平方キロの市となった。合併前に比較すると面積は約10倍となっている。

広範な地域では、無関心や高齢化によって、地域の活動への参加者が少なく、特に団地などでは、ここ10年で高齢化がぐっと進み、運動会などの地区の行事ができなくなったところもある。

一方で、平成11年6月29日には集中豪雨による土石流が発生、平成13年には、芸予地震が発生したほか、女子高校生殺傷事件という凶悪な犯罪も発生している。これらの経験から感じるのは、安心・安全のまちづくりを進めるには行政や警察だけでは限界があり、地域こそが主体にならなければいけないということであった。

テーマを「安心・安全」としたのは、具体的に自主防災というテーマに限定すると、土石流など災害が少ない地域では、関心が少なく耳をかしてもらえず、市街化調整区域などで防犯のテーマで話をすると、「犯罪がないから必要ない。」と言われる。「安心・安全のまちづくり」という幅広いテーマにすると、各地区、どこにもあてはまり好都合であった。

また、私の集中豪雨災害の実体験から、行政の限界、地域の連携の必要性、市民と行政の協働の大切さを説明すると、身近なテーマで市民に理解していただけた。

次に、安心・安全のまちづくりの一例として、子どもからみた地域の防犯ワークショップを紹介する。

○子どものワークショップとその成果

このような行政側の問題意識の下にある地

区に対して「安心・安全のまちづくり」を地域で取り組んでみないかと地域代表に投げかけた。するとすでに地域に防犯対策はやっているのでは犯罪は少ないという意識であった。

そこで手法を変え、たむろしている場所や痴漢が出る場所は、むしろ子ども達の方が良く知っているのではないかとということで、子どもからみたまちづくりワークショップを提案した。

警察から警察官を職員として派遣をしてもらっていたこともあり、警察と協力して犯罪データなどを分析し、その分析結果をもとに、子どもたちとワークショップを進めた。

この地区には、小学校から日赤看護大学まであり、すべての学校から公募により募集した。最初の何回かは防犯について勉強会を行い、その後はいくつかの班に別れ、自分たちの決めたテーマに沿ってワークショップを進めた。

中学生、高校生や大学生が交流するのは、初めてのようで、「看護大学に入るためにはどんな勉強をしたらよいの？」など、質問責めにあうなどして、和気あいあいといい雰囲気ですれ違いが進んだ。

まず、班ごとに、看護大学生にリーダーシップをとってもらい、昼と夜、両方の時間帯にまち歩きを行った。

1つの班は、たむろすることを意味する「い集」をテーマで、どこでどのくらいしているのか調べてみようということになった。その結果、たくさんい集があること、明るいところによくたむろすることがわかった。

「い集って悪いこと？悪い集もあるかもしれないけど、井戸端会議的ないい集もあるよ。だから、迷惑がかからないようにい集ができる公園をつくって欲しい。」と子どもたちから意外な意見が出された。そういう公園ができれば、自分たちで管理をしたいとい

う声もあった。

また別の班では、通学路の安全を考えてみようということでまちを歩き、危険な個所を地図に落としていった。そして、出来上がった地図のタイトルは、「通学路の悲劇」というもので、毎日通っている切実さがあらわれているものとなった。

このマップには、今までに問題となったところがすべて入っていた。

例えば、防犯灯（町内会で設置することになっている。）がなく、暗い歩道があり、今まで町内会にお願いしても、なかなか設置してもらえなかったところもきっちり入っていた。

完成したマップを各地域へ配布しようと思ったが、印刷して配布したのではすぐにゴミになってしまうという懸念があったため、子どもたちがワークショップでしてきたこと、そのプロセスが一番大事ではないかということで、マップやその作成経過がわかるようなCD-ROMをつくり、地域や学校に配ることにした。

そうこうしていると、警察から、「安心・安全のまちづくりを進めており、PRできるものや、教材になるようなものを探している。」という話があり、共同でCD-ROMを作成することになった。

完成後、廿日市警察署は全国表彰され、また、東京の警察大学校では、このCD-ROMが安心安全の教材として使われているということも聞いている。

地域の大人たちに、子どもたちがつくったマップを見てもらい、自分たちのまちのことを再発見してもらった。

「私たちの地域は、痴漢は少ないよ。」と言っていたのが、マップを見て、「こんなにも痴漢が多いのか。」と認識を改めていただいた。

マップで暗い場所を指摘したところ、ある町内会長は、「そこはもう整備済みだから明るいよ。」と言われるので、子どもと一緒に現地へ行ってみた。すると、やはりそこは、暗かったのである。「すぐ防犯灯を設置しましょう。」ということになった。

このように、いろいろな課題・問題が出てきて、行政がやらなければならないこともあり、各課に説明をした。子どもが提起した問題であるということで、予算がなくても工夫をして、改善してくれたものもあった。

このマップがきっかけで、い集対策で夜間の見回りなどができないかということで、PTA や教職員、行政、警察が連携して「はつかいち大樹の会」という会を発足させた。

警察と市と地域とで、市街地を夜間パトロー



安心・安全まちづくりマップ CD-ROM

ルし、帰宅を促す「呼びかけ運動」を開始した。

このような地道な活動ではあるが、犯罪件数が4割も減ってきている。これは、地域、行政、警察それぞれでは限界があり解決できなかったものが、地域連携による活動の効果だと考えている。

3. これからのまちづくりに向けて

このように、円卓会議を中心に「地域力」が向上することで、「安心安全なまちづくり」のみでなく、福祉や環境などの課題解決にも波及し、結果として住民が「真に安心して安全に暮らせる地域」の実現が市民主体により進められている。

また、このような市民の取り組みを受け、本年4月の組織改編においては、分権政策部地域協働課を設置し、地域協働について、企画・研究を推進するとともに、公設市民運営による市民活動センターを開設した。

安心安全の取り組みから、スタートしたまちづくりが地域での様々な展開に発展しており、この市民活動センターを、地域課題の解決、地域ニーズの掘り起こし、市民と行政の協働によるまちづくりのプラットフォームにしたいと考えている。

市民, 地域による安全・安心なまちづくりを支援する神戸市の取り組み

神戸市危機管理室長 南川 義信

1. はじめに

阪神・淡路大震災（以下「震災」と表記する。）は、神戸市内だけでも死者4,571人、23万人を超える避難者、3万1千世帯にもものぼる仮設住宅入居者など、未曾有の被害をもたらした大都市直下型の地震であった。神戸市では平成7年1月17日の震災発生からこれまでの間、市民や事業者の方々の懸命な努力をはじめ、国内外からの心強いご支援と励ましを受けながら、暮らしとまちの復興を着実に進めてきた。震災から10年の節目となった昨年の1月には、国連加盟国や国際機関、NGOなどが参加して、神戸市を主会場に「国連防災世界会議」が行われ、震災から10年間の教訓を国内外に発信するとともに、一昨年12月に発生したインド洋大津波に関する津波警戒対策等、自然災害に対する具体的な防災戦略の議論や、災害被害の軽減に向けた今後10年間の具体的な行動計画が策定された。そして、念願の神戸空港が本年の2月16日に開港したことにより、神戸市は、陸・海・空の総合交通体系が確立し、新たな人・物・情報の交流による21世紀の「みなと」の歴史が始まるとともに、未来への飛躍と持続的な発

展に向け、新たなステージへ踏み出した。

本稿では、神戸市における安全で安心なまちづくり、とりわけソフト面を中心とした地域の力をさらに高めていくための特徴的な支援施策やその取り組み内容を紹介する。

2. 安全で安心なくらしを脅かす「危機」に備えて～危機管理の充実・強化

近年、地震や風水害等の自然災害に加え、テロ、重症急性呼吸器症候群（SARS）や鳥インフルエンザ等の感染症、アスベスト健康被害問題等々、予測が困難な事故や事件、災害等が増加している。神戸市では、これらの大規模な災害・事故・事件により、市民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急事態としての「危機」から、市民の安全・安心を確保するために、危機管理全般を指揮・統括する「危機管理監」と、その下に「危機管理室」を政令指定都市でははじめて、平成14年度に設置した。さらに平成15年度からは、危機管理担当の理事を設けることにより庁内各部局への指揮権を強化し、「危機」が発生した時、また、平時からの予防措置を含めて神戸市全体の危機管理

を統括している。

危機発生時の対応やその予防に関しては、組織づくりや設備の充実ももちろん必要であるが、常に次なる事態の展開を予測しながら、いざという時に求められる判断力と行動力を持った職員の育成がその重要な要素となる。そのためには、組織として常に緊張感を持って、様々な緊急事態に即応できる平時における効果的な「備え」が欠かせないことから、「1.17」を忘れず、神戸市職員全員が常時共通の認識を持ち、危機の発生に対して最も効果的な体制を迅速に構築するための指針として、本年1月に「神戸市危機管理基本指針」を策定し、職員に周知することにより、まず、私たちの足もとと固めを行っている。

自然災害は避けることはできないが、被害を軽減する「減災」は可能である。自然災害以外の人為的な事件、事故等は事前の予防措置により回避できる可能性はある。また、たとえ回避できなくても自然災害同様に、被害を最小限に抑えることは可能であり、過去の教訓や反省を次の事態に活かさなければならない。これは危機管理に限らずどのような仕事にも共通することで、PDCA（計画・実行・評価・改善改革）サイクルによるマネジメントをひきつづき実践していくとともに、震災経験・教訓を次世代に語り継ぎ、発信をしていくことは、神戸市はもちろんのこと、日本全国の「減災」につながることである。さらに、国内外からの物心両面にわたる暖かい支援を受けた神戸からの感謝の気持ちをもって、国内外の被災地へ、いち早く支援していくことは、最大の被害を経験した自治体としての使命と考えている。

3. 協働による安全で安心なまちづくり ～神戸市民の安全の推進に関する条例

私たちは震災を契機に、その被害の甚大さゆえに、今までの防災対策のあり方、大災害時における行政としての限界や都市の脆弱性について痛感した。地域のことは地域で守る、いざ災害が起こった時にどのように対応するか、それを実行するために何をしなければならぬか、という日頃からの防災意識の継続の重要性を認識した。そして一方では、「人の命の大切さ」、「人と人とのつながりの大切さ」、「感謝の心の大切さ」をあらためて実感したとも言える。これらの貴重な教訓を糧に、神戸市では、地震や集中豪雨、台風などに伴う被害を最小限に抑えるために「神戸市地域防災計画」の見直しや消防体制の強化など防災体制の整備・強化に努めるとともに、地域では、市民、事業者、神戸市の協働による安全で安心なまちづくりのためのとりくみが行われている。

神戸市では、これまで震災や風水害等の防災や、交通安全を中心に考えていた「安全」の中に、須磨区で発生した連続児童殺傷事件の経験を教訓として、事故や犯罪から地域を守る視点をとりいれ、「神戸市民の安全の推進に関する条例」を平成10年1月17日に施行した。この条例は、日常時や非常時における市民、事業者と市による安全へのとりくみに対する基本的な考え方やそれぞれの役割を定め、協働して災害、犯罪、事故から市民のくらしの安全、安心を守る活動を展開するコミュニティづくりを進めることを目的とするもので、危機管理室を中心に、区役所、消防局をはじめとする関係部局、兵庫県、兵庫県警察本部等の関係機関と連携しながら、主に次の施策を推進している。

(1) 区を中心とした安全なまちづくり

市民にとって最も身近な行政単位である区を中心に、地域特性を生かしたまちづくりを推進している。

①「区安全会議」の実施

各区において、市民、事業者、行政機関の代表者が地域の安全に係る情報や意見の交換や対策等の検討を実施している。平成17年度は、登下校時の児童が巻きこまれる悲惨な事件の発生を受けて、市内で同様の事件が発生しないよう、教育委員会主催で開催した「学校園の安全対策会議」を受けて、各区において緊急開催し、学校園における安全対策の現状とその限界等をふまえ、今後のさらなる取り組みに向けての認識共有を図った。

②「安全で安心なまち総点検」の実施

各区において、県警、県や神戸市の他局と連携しながら、合同防災パトロールや交通安全点検等、防災、防犯上の課題を通じた身近な生活の場からの総点検を実施している。

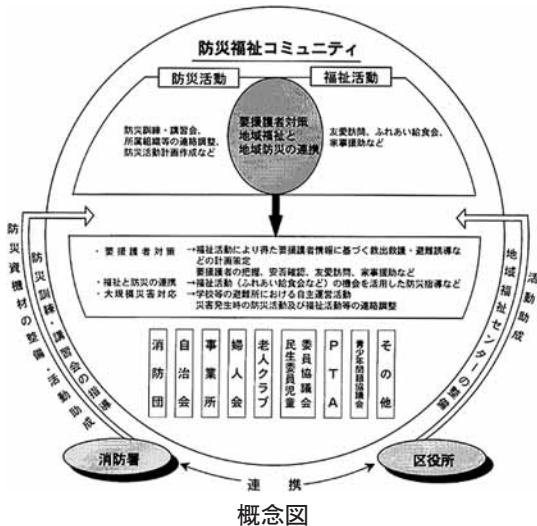
(2) 安全で安心なコミュニティへの支援

地域で主体的に展開される安全確保のためのとりくみを支援するため、様々な機会をとらえ、多様な手段による情報提供を含めたつぎの事業を区、消防署、関係局と連携して実施している。

①防災福祉コミュニティの結成・活動支援

震災時には、日頃から地域活動が活発なところほど、めざましい活動が展開された。全市にわたるような広域災害の初期段階では、消防隊や他都市の応援隊などが災害現場に到着するまでには時間がかかり、消防力もおおのずと限界があった。震災直後に救助された方々のほとんどが近隣住民により助けられたという調査結果もある。神戸市では、震災前から地域において自主防災組織を結成していたが、市民の防災意識の高揚を主な目的としていたため、災害時における防災活動の実践組織と

して十分に機能しなかった。防災福祉コミュニティは、多くの犠牲者を出した悲惨な経験と反省、後悔の念が、新たな自主防災組織の結成への強いエネルギーとなり、高齢化社会も見据えながら、市民、事業者、神戸市が協働して、地域の福祉活動と防災活動との密接な連携を図る、おおむね小学校区を単位としたコミュニティとして、平成7年度から順次結成されている。結成数としては平成17年度末現在で188ヶ所、市内のほとんどの地域で結成済みである。神戸市からは、防災福祉コミュニティに対して防災資機材の提供、運営・活動費の助成、コミュニティ安全マップ（後述）の作成支援等を行っており、日常時の地域福祉活動で育まれた住民相互の助け合いのきずなや日常の良好なコミュニティを、いざという時の地域の安全・安心活動に活用されることをねらいとしている。



また、昨年のJR福知山線の事故では、神戸市においても初動段階で救援・救助の支援に急行したが、消防、警察等の公的機関（公助）が到着するまでに、事故現場周辺の事業者、市民による、地域ぐるみの救助活動（共助）が行われたことは、まさに市民、事業による安全で安心なコミュニティ意識の象徴事例であろう。

②「コミュニティ安全マップ」の作成支援
 防災福祉コミュニティ等、概ね小学校区単位の団体が、防災・防犯面での地域の課題や防災・避難施設等の資源情報を共有する地図づくりを支援（地元への説明・助言、まち歩き用のポラロイドカメラ・画板等の資機材の貸与、全世帯配布用の印刷費の支援等）している。平成17年度末現在で147地区完成（進捗率約78%）しており、完成したコミュニティ安全マップを活用して、パトロールや図上訓練を実施している地域や、コミュニティ安全マップの作成を通して明らかになった地域の安全上の課題をふまえた行動計画として「コ

ミュニティ安全計画」を作成した地域もある。

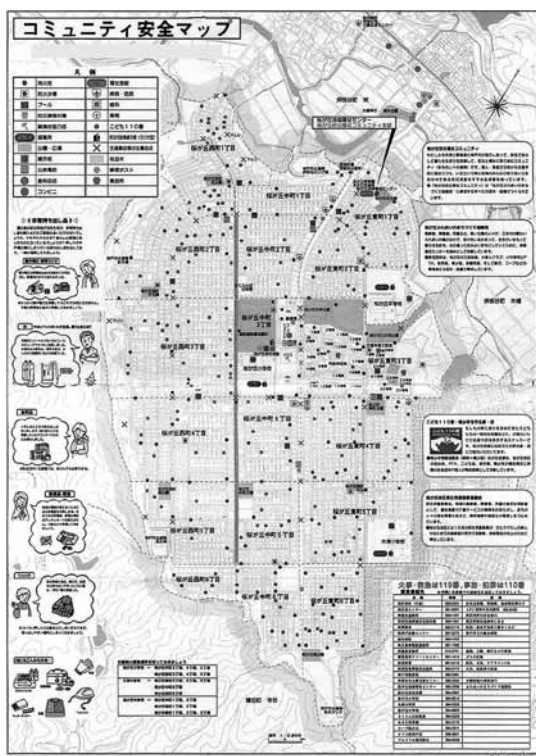
なお、今年度は、既に作成済みのコミュニティ安全マップを、地域において容易かつ随時に更新できるよう、モデル地区において電子化の検討を行う。

③「地域津波防災計画・防災マップ」の作成支援

東南海・南海地震津波により、神戸市域では11地域で浸水被害が予想されており、これらの地域の防災福祉コミュニティごとに、地域津波防災計画・防災マップづくりを支援している。

計画は、神戸市の支援のもと、住民が主体となって、日ごろからの備え、いざという時の情報伝達、避難、津波防護等に関する対応を検討したものである。また、津波防災マップは、浸水予想区域、津波時の避難場所や避難ビルとともに、いざという時の心得などを掲載したもので、防災福祉コミュニティを通じて関係者全員に配布している。

平成17年度末現在で7地域（5団体）で作成されており、その後も、津波を想定した防潮施設閉鎖訓練や避難訓練を通じて計画の検証・習熟が進んでいる。



④「ともにつくる安全で安心なまちづくり賞」の表彰

地域の安全・安心を確保するために、事業者と市民が協働で行う顕著な活動に対し、各区からの内申に基づき、事業者と市民両者を

あわせて表彰している。



(3) 安全で安心なまちづくりを担う人材の育成・啓発

地域で安全で安心なまちづくり活動に実践的にとりくむ人材の育成を次のとおり推進している。

①「こうべまちづくり学校」の開催

安全で安心な、市民が主役のまちづくりを進めるために、「協働と参画のまちづくり」について学び、考える場となることを目指して開校している「こうべまちづくり学校」のうち、より専門的に学んでいただく「専修講座」中、「安全で安心なまちをつくる」をテーマに、防災・防犯の基礎知識を学ぶコース、安全なまちづくりを進めるための手法を学ぶコースを、神戸大学都市安全研究センターと共催により実施している。



②「神戸市市民安全推進員」の育成

こうべまちづくり学校の上記両コースの修了者のうち希望者を「神戸市市民安全推進員」

として委嘱し、地域での安全・安心まちづくり活動、地域相互の交流の推進が図られている。(平成18年5月現在281名)

③「市民防災リーダー」の育成

防災福祉コミュニティが災害時に素早かつ正確に活動できるよう、消火・救助のシミュレーション訓練や防災資機材訓練を通して、地域における防災のリーダーを消防局において育成している。(平成17年度末現在5,159名)

④「市民救命士」の育成

「全世帯に1人の市民救命士」として年間2万人を目標に、心肺蘇生法、止血法等の応急手当ができる市民救命士を消防局において育成している。そして、平成17年度からは、AED(自動体外式除細動器)を用いた心肺蘇生法を講習内容に含めている。特に、日頃から地域で生活し、次代を担う中学生への普及にも力を入れ、ボランティアの協力をいただきながら、講習会を通して命の大切さを学ぶ機会を提供している。〔平成17年度末現在累計271,358名、平成17年度 30,545名(うち中学生5,692名)〕

⑤「まちかど救急ステーション」の設置

神戸市では、「まちかど救急ステーション



標章交付制度」を平成17年に創設し、市民がまちなかで不慮の事故や急病で、呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合に、すぐ近くにある「まちかど救急ステーション」のAED（自動体外式除細動器）の設置施設の従業員や、通りがかりの市民等が使用することにより、除細動（電気ショック）を行い、一人でも多くの命を救える体制を「市民救命士」の育成とあわせて推進している。（設置箇所：平成18年4月現在144ヶ所（160器））

⑥「神戸市地震減災ガイド」の作成

近い将来起こる可能性の高い、東南海・南海地震の概要や、津波からの避難方法、津波に備える範囲を示したマップなどを掲載した「神戸市地震減災ガイド 東南海・南海地震と津波に備える」を作成・配布している。



⑦ホームページによる地域の防災訓練情報の紹介

地域の防災力向上のため、より多くの市民が積極的に参加、見学していただくことを目的に、防災福祉コミュニティ等により実施されている地域の防災訓練情報を、毎月、携帯電話版を含む市のホームページに掲載している。

⑧安全・安心情報の電子メールサービス（ひょうご防災ネット）

風水害や地震による避難指示などの緊急情報を市民へ速やかに伝えるために、「安全・安心情報の電子メールサービス」を平成17年

6月から運用している。このサービスは携帯電話のメールアドレスを登録すると、神戸市や兵庫県がホームページに緊急情報（神戸市：風水害時の避難指示及び避難勧告情報、兵庫県：地震情報（県全域で震度4以上）、津波警報・注意報及び気象警報等を掲載した際に、その内容（タイトル）を記したメールが登録者に届くほか、平常時でも防災関連情報を見ることができる。

(4) 連携によるまちづくり

①産学官のとりくみ～危機管理研究会「神戸安全ネット会議」

震災経験や教訓の風化を防ぎ、自然災害はもとより事件、事故を含めた市民の安全を確保するため、多くのノウハウを持つ市内の企業と大学、そして神戸市を加えた産学官の協働による安全システムの研究と連携体制づくりや情報発信を行うネットワーク組織として、危機管理研究会「神戸安全ネット会議」が平成13年に設立された。現在、神戸にゆかりの会員企業等86社をはじめ、神戸大学、京都大学、神戸市にて構成され、危機管理に関する時の話題をとりあげた講演会の開催や自主研究、会員専用のインターネット掲示板を活用した情報の共有・発信のほか、災害時における帰宅困難者支援実験の実施や、徒歩で帰宅するための地図のひな形作成のイベント等を実施している。震災を経験した神戸ならではのこれらの特徴的な取り組みに対し、神戸市



として支援・参画をしている。

②「地域の安全・安心を守る車」の展開

全国的に犯罪の多発傾向が続いている中、神戸市では、子どもをはじめとする地域の安全・安心を守るため、市内で日常的に運行している神戸市や協力事業者名の表示のある特定車両に「こども110番 青少年を守る車」のステッカーを貼り付け、市民の事故、危険を発見した場合と助けを求められた場合に、①一時保護、②関係機関等への連絡、③引渡し等の対応を行っている。平成18年5月現在、市の公用車1,454台（うち外郭団体211台含む）、民間事業者3,304台の合計4,758台の車両が市内を走行し、見守り活動を展開することにより、犯罪発生等に対する牽制と抑止の効果を発揮している。



4. 課題と今後の展望

震災から11年が経過し、神戸市内においても震災後に神戸市に転入してきた人や、震災後に生まれた子どもなど、震災を経験していない市民が市内人口の約4分の1と増加していることから、震災の風化が懸念されるため、市民の防災意識をさらに高める取り組みが一層、重要となってきている。また、一方で、地球温暖化傾向が強まる中で、風水害等の大規模化、多発化が進んでおり、ますます地域の安全を地域で守る力をつける必要性

が高まっている。

地域防災の中核である防災福祉コミュニティについては、その結成の理念として、日常時からのコミュニティ活動こそが地域の危機に立ち向かう原動力になり得ること、そして、災害時に犠牲になりやすい高齢者等災害時要援護者の見守り活動等を通して、きずなを育み、そのきずなを災害時に役立てることが求められており、地域においては、中学生による防災ジュニアチームや女性による防災活動のほか、地域と事業者の連携による活発な防災活動が行われている。その一方で、平成15年度に実施した防災福祉コミュニティ代表者へのアンケート調査等によると、活動の中心が高齢者であること、リーダーになれる人材が少なく、特定の人物に負担がかかる等、地域コミュニティそのものが抱える課題が、防災福祉コミュニティにも出現してきている。また、地域における防災福祉コミュニティの認知度が約3割と低い状況となっていることから、子どもやその親を含めた若い世代の活動への参加の促進を図るほか、そのための支援として、神戸市市民安全推進員の地域活動への活用や、その活力を生かすしくみづくりの検討を進めている。

また、コミュニティ安全マップについては、マップを完成させることももちろん大切なことではあるが、むしろ、地域ぐるみでのまち歩き等を通じて、地域の課題の抽出、共有を行うマップの作成過程そのものが、住民相互のコミュニケーションと安全意識の気運が高まるきっかけづくりとして有効であることから、地域によっては、防災だけでなく防犯や事故防止の視点をとりいれたり、まちの魅力や歴史的資源を記載するなどの特徴的なとりくみも行われている。これらの事例も紹介しながら、地域における防災活動のツールとして、ひきつづき未完成地域へマップの作成を

呼びかけていく。また、既に完成している地域にあっては、災害対応行動の連想を通した「気づき」を次のアクションにつなげるきっかけづくりとして有効な災害図上訓練(DIG)を、コミュニティ安全マップを使って実施することにより、マップの有効活用等につなげていく必要があると考え、平成17年度から、こうべまちづくり学校の専修講座のカリキュラムにも取り入れているところである。

ところで、安全で安心なまちづくり活動は、非日常的な「防災」というテーマだけでは地域の関心は得にくく、最近の全国的な刑法犯認知件数の増加と相まって防犯対策へのニーズも高まっており、行政だけが一方的に地域に働きかけるだけでは長続きはしないことは明らかである。持続可能な取り組みとするには、防災や防犯といった特定のテーマに特化した活動のみならず、日頃から快適で活力のあるまちであるという、いわゆるコミュニティ活動の原動力である「地域の力」をどのように高めていくかということが求められている。

現在、全国各地で様々なコミュニティ活動が行われているのと同様に、神戸市内でも「美しいまち神戸」をキャッチフレーズに、神戸を人々が集い、訪れ、働き、住み続けたいまち、市民が誇れる美しいまちにしようと、多くの市民や地域が、河川のクリーン作戦、花いっぱい運動や落書き消しなどの取り組みが企業や行政、NPOをまきこむ形で活発に展開されている。矢田市長自ら、常々発言されていることであるが、このような活動の背景は、それぞれの地域の方々が、自分の住んでいるまちに愛着と誇りを持っているからであり、前ニューヨーク市長のジュリアーニ氏が実践した「割れ窓理論」にも相通じることもである。まちが好きだからこそ、まちのことを真剣に考え、次の世代にも引き継いでい

きたい。この発意に安全・安心まちづくりを含めたすべての施策やコミュニティ活動が収められるといっても過言ではないと思われる。

震災やその復興過程で得た経験や教訓等をふまえる中で、これからの神戸づくりの基本は、人の力、地域の力を基盤とする協働と参画のまちづくりをより持続的かつ総合的に展開していくことである。そのための行政の役割は、幅広い視点から、日常のコミュニティ活動が盛んな地域は、さらなる活性化を、そうでない地域はコミュニティ意識の醸成による新たな活動につながるようなきっかけづくりとそのための支援を行うことである。ただ、現実には様々な地域事情や温度差があることから一朝一夕にできる問題ではなく、決め手を欠く状況にあることもまた事実である。まちづくりは人づくりとよく言われるが、今後いかに若い世代を活動にまきこんでいくかを念頭におき、地域での取り組みの奏功事例等を紹介しながら、市民が共感する地域の課題の共有とこれらの取り組みを支援する施策の情報提供等を通して、地域の取り組みの気運を盛り上げていけるような、持続可能で自律を促す支援への配慮が枢要である。関係行政機関と日頃からの顔が見える連携の下、地域や施策の情報共有をしながら、地域への日頃の情報提供や啓発、地域ニーズの把握を通して、市民が活動しやすい環境づくりを、市民の視点に立ちながら、総合行政としてねばり強く支援していくことが求められている。

神戸市では震災や復興過程で得た経験や教訓を踏まえ、「豊かさ創造都市こうべ」の実現に向けて、震災と復興過程での経験と教訓を活かし、目標年次を2010年とした、市民が安全で元気な、これからの神戸づくりの指針として、平成17年6月に、全市的なビジョンである「神戸2010ビジョン」を、地域に根ざ

したまちづくりの計画である区の中長期計画とともに策定した。特に、「神戸2010ビジョン」のアクションプランの1つである、「あらゆる危機に対応できるまちづくり」の推進を通して、将来予想される東南海・南海地震への備えはもちろんのこと、「減災」の思想が根付いたまちづくりを市民、事業者とともに着実にやり遂げていかなければならないと考えている。

そして、これからも住みよいまちであるという神戸らしさを活かした「クオリティ オブ ライフ（市民生活の豊かさ）」の実現に向けて、市民生活の何よりの基盤である「安全・安心」を1つのキーワードに、厳しい財政状況の中、選択と集中を行いながら、震災の教訓を活かした日本一安全・安心で魅力あふれる、減災都市・神戸のまちづくりを着実に進めていきたい。

リスクコミュニケーションを活用した 地域防災・防犯の取り組みと課題・方向性

(財)神戸都市問題研究所 研究員 大島博文

1. はじめに

我が国では最近、人々の不安を高めるリスク事象が頻発している。最近10年間に起こった主なリスク事象を見ても、自然災害を始めとして、食中毒、テロ、凶悪犯罪、新型ウィルス、大規模事故など多種多様なリスク事象が生じている。

図表1 過去10年間に発生した主なリスク事象

1995年1月 阪神・淡路大震災	1995年3月 サリン事件
1996年8月 O-157事件	1999年10月 JOC臨界事故
2000年6月 雪印乳業 食中毒事件	2000年9月 三菱自動車 リコール隠し
2001年6月 池田小学校 児童殺傷事件	2001年7月 明石市 歩道橋花火事故
2001年9月 日本初のBSE牛発症	2003年4月 SARS流行
2004年1月 鳥インフルエンザ発生	2004年7月 豪雨による水害
2004年10月 台風による水害・新潟中越地震	

とりわけ阪神・淡路大震災などの大地震、巨大台風の来襲による風水害といった自然災害は、一度起こると、地域社会・経済に甚大な悪影響を及ぼす。また、連続児童殺傷事件など凶悪犯罪の頻発や、日常的な犯罪である窃盗、ひったくり、空き巣等の発生が高水準となっており、検挙率の低下も相まって人々の不安感を高めている。我が国は「安全大国」を標榜して、建築物の耐震化、治水等の先進

的な防災システムや地域に張り巡らされた防犯システムを世界に誇ってきたが、地域社会・経済、地域コミュニティの変化等による新たなリスクへの対応が十分できず、被害の拡大を招いている。

阪神・淡路大震災の教訓でもあるが、大規模災害時に行政だけで十分な対応を行うことは困難であり、また、多様で頻発する地域犯罪を警察だけで十分に防止することは、昨今の検挙率低下をみても困難であることは言うまでもない。

すなわち、地域におけるリスクに対応する防災・防犯活動を地域の「総力戦」と見立て、自治体・警察・住民・地域団体・事業者などが一体となって取り組む必要があり、そのためには、リスクに関する情報の共有、情報共有に基づいたリスク対応に関する意見交換、場を共有することでの相互信頼、役割分担に基づく主体的な地域防災・防犯活動に取り組んでいく必要がある。

本稿では、こうした状況を踏まえ、地域においてリスク情報を共有し、セクター間の相互信頼を生むための「手段」として、最近、環境・食品安全分野などで国や自治体の取り組みが広がっている「リスクコミュニケーション

ン」の意義，地域防災・地域防犯推進への活用可能性，導入に向けた課題・方向性等について，弊研究所に設置したリスクコミュニケーション研究会がまとめた報告書（以下，「報告書」という。）に基づいて論じる。

2. リスクコミュニケーションとは

まず，リスクコミュニケーションについて，その定義について触れたい。リスクコミュニケーションは1970年代から欧米で使われるようになった言葉で，わが国においても近年注目が集まっている。権威ある定義として位置づけられているのが，米国の「National Research Council」によるもので，「リスクについての，個人，機関，集団間での情報や意見のやり取りの相互作用過程」というものである。従来は，リスク情報がその主なリスク発生源である事業者や行政等が一方的に受け手である住民に流されるだけだったが，それではいつまで経っても情報内容が受け手のニーズに合致することはなく，さらに住民の行政や事業者への一方的な依存体質をもたらし，リスク対応が広がらないという課題を抱えることになる。「総力戦」を要求される地域防

災・防犯活動を行っていくためには，「主体性」「対等性」「互恵性」等の原則に基づいて，双方向でのリスク情報の共有，相互信頼を醸成して，各主体による積極的な役割分担を促進するリスクコミュニケーションを活用した取り組みが不可欠となっている。

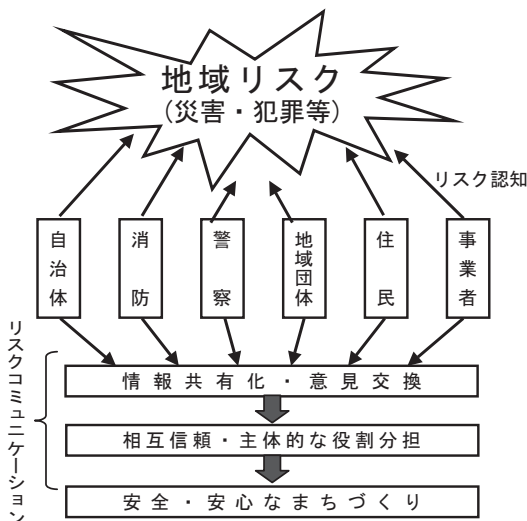
3. 地域防災・防犯の現状と課題

～住民と自治体の認識ギャップを中心に～

リスクコミュニケーションの活用を考えるうえで，その主要な対象分野である地域防災・防犯に関する現状や課題について把握する必要がある。弊研究所では，神戸市内4地区の住民や全国の自治体のご協力を得て，「地域防災・防犯に関するアンケート」を実施し，地域防災・防犯の主要な担い手である住民や自治体のリスクに対する意識や認知状況，情報ニーズ，適切な伝達手段，負担意識などを把握・分析するとともに，地域防災・防犯で先進的な取り組みを行っている地域や自治体等へのヒアリングを実施した。

地域住民を対象とした地域防災・防犯に関するアンケート調査（概要）

図表2 リスクコミュニケーションの特徴



- 対象者：神戸市内4地区に住む地域住民 1,500名
- 実施時期：平成17年10～11月
- 回答者：743部（回収率：41.3%）
- 質問内容：フェイスシート（性別・年代・職業・阪神・淡路大震災の被災状況・家族構成・自宅種別など），地域の防災・防犯に関する意識等（リスク・役割分担・活動参加意識など），地域防災・防犯情報に関する意識等（情報ニーズ・満足度・

入手方法，課題など），今後必要な取り組み等（情報内容の改善方向，情報を得ることでの行動変化など）

自治体を対象とした地域防災・防犯に関するアンケート調査（概要）

- 対象団体：800団体（都道府県及び市，特別区）
- 実施時期：平成17年11月
- 回答団体：466部（回収率：58.3%）
- 質問内容：団体概要（属性・人口規模・防災防犯担当部署の有無など），地域の防災・防犯に関する意識等（リスク・役割分担・住民参加促進手法など），地域防災・防犯情報に関する意識等（情報ニーズ・提供方法，課題など），今後必要な取り組み等（情報内容の改善方向，住民の行動変化・負担など）

今回実施したアンケート調査の特徴として，住民，自治体向けアンケートの中に，数多くの「共通設問」を設けたことが挙げられる。その目的として，地域防災・防犯に関する住民，自治体双方の認識についてアンケートを通じてギャップがあることが判明すれば，その認識ギャップを埋めるうえで，相互作用過程による情報共有や相互信頼性向上の機能を持つリスクコミュニケーションの活用方法が明確になると考えた。

ところで，両者のアンケート比較をするうえで，対象母集団の整合性を図る必要がある。そのため，全国を対象とした国による世論調査結果と今回の住民アンケート結果の比較を行った。その結果，以下のとおりきわめて類似性が高いことがわかった。よって今回の住

民アンケートの結果が，単に神戸市内の住民による「特殊要因」ということではなく，国民一般が持つ防災・防犯に関する意識とほぼ一致しており，全国の自治体を対象としたアンケート結果と比較すれば，住民と自治体の地域防災・防犯に関する認識ギャップを知らううえで，有意性が高いと判断される。

（防災に関する世論調査）

- 調査時期：平成14年9月 ●実施者：内閣府 ●調査方法：個別面接聴取
- 対象者：全国20歳以上の国民 ●有効回収数（回収率）：2,155部（71.8%）
- 住民アンケートとの類似点（防災活動への参加しにくい理由：「時間がとれない」「活動の内容がわからない」等が多い，情報の入手方法：「テレビ」「新聞」等マスコミが圧倒的に多い，提供してほしい情報ニーズ：「起こりうる災害の内容」「災害時に用意しておくべきもの」等が多い）

（治安に関する世論調査）

- 調査時期：平成16年7月 ●実施者：警察庁 ●調査方法：個別面接聴取
- 対象者：全国20歳以上の国民 ●有効回収数（回収率）：2,097部（69.9%）
- 住民アンケートとの類似点（防犯活動への参加しにくい理由：「時間がとれない」等が多い，情報の入手方法：「テレビ」「新聞」等マスコミが圧倒的に多い，提供してほしい情報ニーズ：「地域での犯罪発生状況」「犯罪の手口等の傾向」等が多い）

住民，自治体両アンケートの共通設問を比較した結果は以下のとおりである。

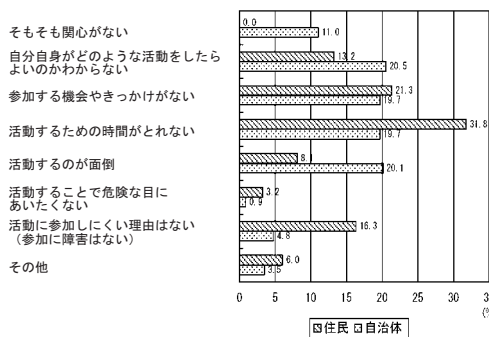
項目	主な認識ギャップ
1. 防災・防犯活動における役割	住民：防災活動は「自治体中心」 自治体：防災活動は「住民中心」

	※防災活動は「警察中心」で一致
2. 住民が防災・防犯活動に参加しにくい理由（自治体は住民意識を想定）	住民：「活動のための時間が取れない」が特に多い 自治体：様々な理由があると考えている
3. 住民の防災・防犯情報の理解度（自治体は住民理解度を想定）	住民の理解度は、自治体が想定する理解度よりやや低い
4. 住民が防災・防犯情報を活用できない理由（自治体は想定理由）	住民：多様な理由により活用できていない 自治体：「情報が地域で行き渡らない」が特に多い
5. 災害・防災情報の入手（伝達）手段	住民：「テレビ」「新聞」等圧倒的にマスコミが多い 自治体：「広報紙」「HP」等自己メディアか地域イベントが多い
6. 災害・防災情報の住民満足度（自治体は住民満足度を想定）	情報に対する住民満足度は、自治体の想定満足度より概して低い。地域住民団体の情報のみ満足度が高い
7. 提供が必要な災害・防災情報	全体として、住民は自らや家族などの安全・安心に直接関係ある情報にニーズが集中する一方、自治体は様々な情報をバランスよく提供しようとしている
8. 犯罪・防犯情報の入手（伝達）手段	住民：「テレビ」「新聞」等圧倒的にマスコミが多い 自治体：「広報紙」「HP」等自己メディアか地域イベントが多い
9. 犯罪・防犯情報の住民満足度（自治体は住民満足度を想定）	情報に対する住民満足度は、自治体の想定満足度より概して低い。地域住民団体からの情報のみ満足度が高い
10. 提供が必要な犯罪・防犯情報	住民は、住民活動情報や啓発情報よりも、警察・自治体などの活動情報や緊急時の連絡方法等へのニーズが高い
11. 防災・防犯情報を伝えるために必要な取り組み	住民：情報内容の充実を重視している 自治体：体制充実や、伝達方法の充実も重視している
12. 情報が十分に得られた場合の住民の行動変化（自治体は住民の行動変化を想定）	住民：変わらないとする回答も一定割合ある 自治体：積極的に活動するようになると想定している

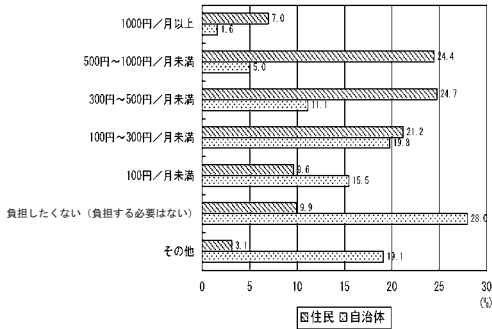
13. 防災防犯活動を充実させる住民の費用負担	住民：300円/月以上の回答が半数を超える 自治体：住民の金銭的負担に消極的である
-------------------------	--

紙面の都合上結果比較の全てをご紹介できないが、特に大きな認識ギャップがあった項目「住民が活動に参加しにくい理由」「情報の入手（伝達）手段」「住民の費用負担」について少し触れたい。「住民が活動に参加しにくい理由」として、住民は「時間がとれない」とする回答に相対的に集中したが、自治体は様々な理由により住民が防災・防犯活動に参加しにくくなっていると考えている。住民は、従来の活動方法である「平日の昼間」も含めた多くの時間をかけて行う地域防災・防犯活動以外の方法で地域への貢献方法が提示されれば、自治体の想定以上に「貢献してもよい」と考えている可能性が強い。その1つの代替方法が「金銭的負担」である。平日の昼間などに他地域に通勤・通学をしている住民が、そもそも勤務時間等にバッティングする地域活動に参加することは不可能に近い。住民に地域貢献の意思があっても物理的に不可能な場合もある。その結果、「自分は活動に参加するのが無理だから、申し訳ないが時間の都合がつく他の住民に活動を任せてしまおう。」という不本意な「フリーライダー」に陥り、一部の住民への過度な活動の集中や行政への

図表3 住民が地域防災・防犯活動に参加しにくい理由



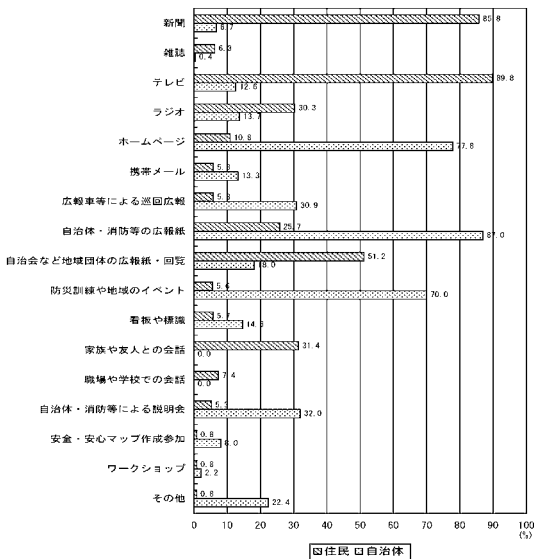
図表4 地域防災・防犯活動を充実させるための住民の1月あたりの負担許容限度額



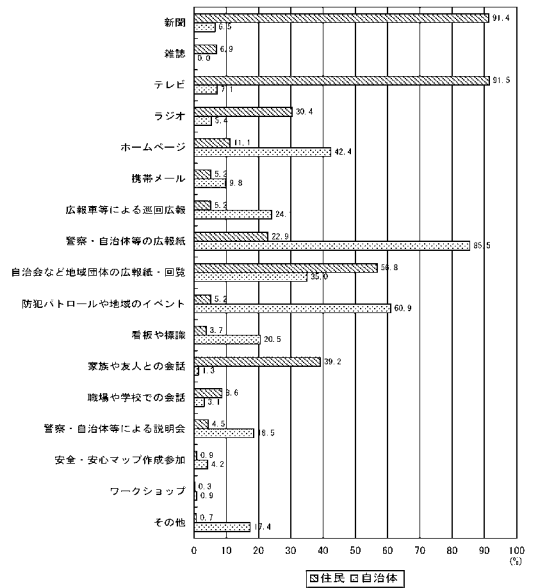
過度な依存が起きる「悪循環」を生み出している可能性がある。個々の住民に事情があるにせよ「地域に貢献しない」ことが許容される理由はない。たとえば時間がとれないため活動に参加できない住民は、代替方法として金銭的負担を行い、それを原資として地域で有償スタッフを雇用して体制の充実を図るなど、現実的で多様な取り組みが必要であると考えられる。

また、「防災・防犯情報の入手(伝達)手段」として、住民は圧倒的に「テレビ」「新聞」「ラジオ」などマスメディアを活用している一方、自治体は自己メディアである「ホームページ」「広報紙」「広報車」や「防災訓練」

図表5 災害・防犯情報の入手(伝達)手段



図表6 犯罪・防犯情報の入手(伝達)手段



「説明会」など地域でのイベントを活用するとの回答が多く、きわめて需給ギャップが大きいことがわかった。別途、住民へのヒアリングを行いマスコミ情報の活用理由を聞いたところ「緊急情報」「速報性」「アクセスしやすい」等を理由に挙げる回答が多かった。ただ、マスコミ情報が広域でマクロ的な情報であることから、自らのリスク対応に直接活用できるとは限らない点等に不満を持っていることもわかった。

住民が求める情報内容や防災・防犯情報の伝わり方は、「自分や家族に直接関係のある全ての具体的なリスク情報を、欲しい時にすぐに入手できる」ということになるが、この条件を全て満たす情報や媒体は存在しない。現実には、自治体、消防、警察等複数の行政機関からもたらされる情報は、部分的な情報になりがちであり、啓発情報など具体性の乏しい情報も多い。また、ホームページ、広報紙やイベントで得られる情報はリアルタイム性や具体性に乏しく、行政サービスの特徴でもあるが、「画一性」が具体性を求める住民の情報ニーズを阻害することになる。よって、

完全ではないにせよ住民の情報ニーズを満たしやすい新たな情報システムの構築が不可欠となっていると考えられる。

4. リスクコミュニケーションを活用した地域防災・防犯システムの構築

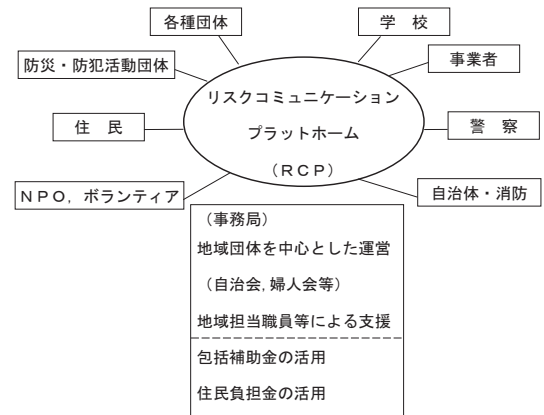
以上見てきたとおり、地域防災・防犯の取り組みには多くの課題が存在する。アンケート結果から判明した課題原因として、①「一部の公僕意識のある住民に地域防災・防犯活動の負担が集中し、経営資源（ヒト・モノ・カネ）が決定的に不足している」、②「主たる情報の提供者である自治体・消防・警察等と主たる情報の需要者である住民とでリスク情報入手（伝達）手段に関して大きな認識ギャップがあり情報の需要と供給がミスマッチしている」等が挙げられるほか、住民へのヒアリング結果から、③「組織や部門間の縦割りが地域にも持ち込まれ、地域で系列ごとの防災・防犯団体が乱立して、総合的な防災・防犯活動の展開が阻害されている」こと等があげられる。

これらの課題を解決するためには、これまで自治体・消防・警察など行政側の縦割りの論理が持ち込まれた地域防災・防犯体制や一方的なリスク情報提供という考えをやめ、住民主導での地域防災・防犯に関する一元的な体制の構築やリスク情報の共有等が図られることが必要となる。（いわゆる川下から川上へのアプローチ）その際、住民主導の地域防災・防犯体制の確立やリスク情報の共有の過程で、リスクコミュニケーションの活用が考えられる。

「報告書」では具体的な取り組み方法として以下の取り組みが提言された。たとえば地域全体の解決すべき課題である防災・防犯問題の元に地域住民が結集（各種団体の参加を

はじめ、個々の住民やボランティア団体、NPOなども参加）して協議会（リスクコミュニケーションプラットフォーム：RCP）を設立し、その場に自治体・消防・警察・各種団体等も集まり、フラットな関係の中で解決策を見出し、役割分担に基づいて実際の対応を行うというものである。

図表7 リスクコミュニケーションプラットフォーム（RCP）の概念図



RCPの運営にあたっては、「情報・ヒト・モノ・カネ」の経営資源が必要となるが、情報（リスク情報の共有化・高度化）については、「リスクコミュニケーションの場への住民、自治体、消防、警察、各種団体からの情報の持ち寄りと共有化」「小規模な地域の情報に限定することで住民が求める情報の高度化（個別化・主体化・可視化等）」「地域のホームページや緊急メール発信等できめ細かい情報をタイムリーに提供するシステム構築」、ヒト（人材確保）については、「住民の金銭的負担による有償スタッフの確保」「自治体や警察等の地域担当職員制度の導入による事務局機能」「消防団業務に防犯活動を追加し（仮称）自警団創設による実働人材の確保」、モノ（活動場所確保・情報システム機器の整備等）については、「地域の公的なコミュニティ施設の貸与」「サーバー等当初設備への自治体等による助成」、カネ（運営資金の確

保)については、「自治体等による包括補助金の活用」「住民による金銭的負担」「住民税の均等割分の一定割合の配分」等の取り組み等が提言された。

地域経営資源に限られる中では、法改正など環境整備を要する取り組みも含め、総合的な対策が必要であると考えられる。

5. おわりに～リスクコミュニケーション活用による地域活力・地域共生社会の創造

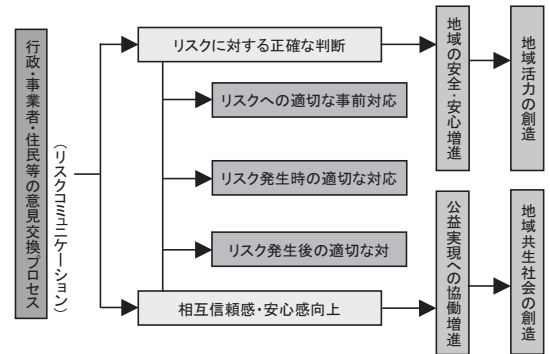
以上、リスクコミュニケーションを活用した地域防災・防犯の取り組みと課題・方向性について「報告書」にまとめられた内容に基づいて論じてきた。「報告書」をまとめる途中にも、滋賀県で幼稚園への集団登園中に別の児童の母親による児童殺傷事件が起きるなど、痛ましい事件が頻発している。また、広範囲の地域に甚大な被害をもたらすとされる東海地震や南海・東南海地震の発生も、いつ起こるかわからないという差し迫った状況にあると予測されている。まさに、自然災害や犯罪から地域を総力戦で守るという取り組みが「待ったなし」で求められているのである。一方、今後わが国で人口減少や経済の低成長化が進み、地域間での居住選択や産業立地がいっそう強まると考えられるが、各主体による努力によって地域を脅かすリスクが許容の範囲内に抑えられる状態にコントロールされ、安全・安心な状態が保たれてこそ、人口集積や産業立地の維持といった「地域活力」につながる「第一条件」であることを、住民をはじめ自治体・警察など関係機関も肝に銘じる必要がある。

また、リスクコミュニケーションは、住民、自治体、警察、関係団体など様々な主体がリスク対応という地域全般にわたる課題を、主

体的な参画・協働によって解決する「地域ガバナンス」を育み、最終的には地域運営のソフトインフラである「ソーシャルキャピタル」を醸成し、恒常的な地域ガバナンスが確立する「地域共生社会の創造」にまでつながる可能性を秘めている。

21世紀型の地域運営（地域ガバナンス）の扉を開く無限の可能性を秘める、リスクコミュニケーションの取り組みに、今後も強い関心を持ちながら注目してゆきたい。

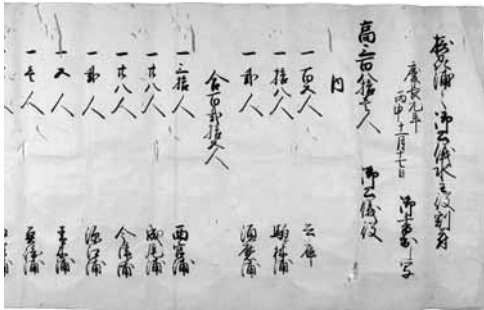
図表8 リスクコミュニケーション実施により期待される効果



江戸時代の西摂沿海地域と「兵庫津」

～公儀役をめぐる～

神戸大学大学院文化科学研究科 河野 未央



松尾家文書より（神戸市文書館所蔵）

一点の史料から～松尾甚兵衛家文書～

阪神・淡路大震災後の平成7年、松尾家から神戸市文書館に4300点余りの文書が寄贈された。松尾家は魚崎村で酒造家を営み、近世後期に魚崎村年寄・庄屋を、明治初期に戸長を務めた家である。文書の内容は、家業の酒造業に関するものから、村政に関わるものまで多岐にわたる。そのなかに、「摂州浦々御公儀水主役割割符（せっしゅううらうらごこうぎかこやくわっぷ）」と題された、1点の史料が残されている。まず、この史料を読み解くことから話をはじめてみよう。

軍役としての公儀役～朝鮮侵略～

同史料からは、慶長元年（1596）と寛永4年（1627）の2度、西摂沿海地域から海上交通を担う水主（かこ／船員のこと）が「公儀役（こうぎやく）」として徴収されたことが判明する。公儀役とは、領主支配の違いを越えて村や町に課される役である。

慶長元年は、須磨・駒ヶ林・兵庫津・二茶屋・神戸・脇浜・西大石・東大石・東明・御影・魚崎・青木・深江・今津・鳴尾・西宮・尼崎という17の浦々から計381人の水主の供

出を求められている。

慶長元年の水主動員の名目は、特に記されていないが、おそらくは豊臣秀吉による第二次朝鮮侵略（慶長の役）に関わるものであったと考えられる。つまり、軍事目的の動員であった。そして、この動員こそ近世において同地域が公儀役を担う契機となったものであった。

将軍上洛と公儀役

その後、豊臣氏が滅亡し、徳川氏の江戸幕府支配下でも、同地域は引き続き、公儀役として水主の供出が求められた。そのことを示すのが、同史料の寛永4年に関する記述である。このときは尼崎・鳴尾・今津・西宮・深江・青木・御影・東大石・西大石・脇浜・神戸・二茶屋・兵庫・駒ヶ林の14の浦から計67人の水主が徴発された。70挺立・50挺立の船それぞれ1艘ずつを大坂から相模三浦まで廻送させることが目的であった。この船は当時幕府が有していた大型船であると思われるが、こうした船が大坂に着船していたことは、前年の徳川秀忠・家光上洛との関連が推察され、興味深い。この時期における将軍の移動は、諸大名を動員した軍事演習（軍隊の移動）として行われたことから、かかる公儀役もまた軍事的色彩の強いものであったといえよう。

このように、松尾家文書の史料からは、西摂地域に公儀役がかけられた契機、役の性格、あるいは公儀役としての枠組の継続性など、いくつか重要な情報が読み取れるのである。

公儀役と朝鮮通信使

海上交通をめぐる行われたこのような軍事目的での大規模な国役動員も、時代が下る

につれその数は次第に少なくなった。そして、近世中期にもなると平和と修好のシンボルである朝鮮通信使通行に限定され、それ以外では発動されることはほとんどなくなった。

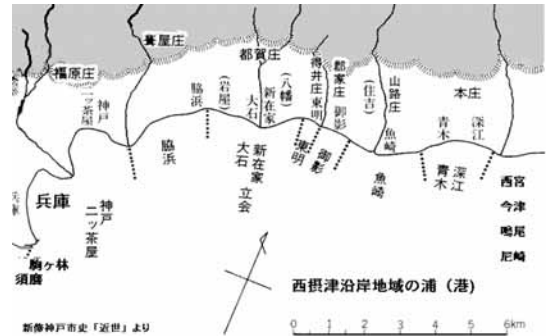
朝鮮通信使（以下、通信使）とは、修好や慶賀の名目で朝鮮から日本へ派遣された使節のことである。通信使一団は400～500人で構成されるが、人夫など日本側から加わった人数もあわせると2000人を超すこともあったという。このように大規模な通信使の通行を支えたのは、通信使一団の通行路に位置する村や町である。警固の船、それを操る水主は、「国役」として通行路の村や町から供出された。国役とは、播磨国・摂津国などの「国」を単位として課せられる公儀役のことである。さらに通信使通行に際しては、一行をもてなす「御馳走場」が設定され、盛大な宴が行われた。神戸市域では兵庫津がその御馳走場であった。

ところで、西摂沿海地域においては、この通信使通行に伴う役が、実は先述した朝鮮侵略の際の水主徴発の系譜を引くものであったことはあまり知られていない。例えば、御馳走場である兵庫津から大坂までの海路において、朝鮮通信使の警固にあたったのは、兵庫津・神戸・二ツ茶屋・脇浜・西大石・東大石（新在家）・東明・御影・魚崎・青木・深江・西宮・今津・鳴尾・尼崎などの15の浦であったが、これは、朝鮮侵略あるいは将軍上洛などにおいて水主を徴発された浦々とほぼ一致する。近世初期に作り上げられた公儀役負担の枠組は、通信使通行などを通じて近世期一貫して機能したのであった。

海上交通の公儀役と浦支配特権

ところで、このような浦々は、役負担を担う対価としての特権を得ていた。そのひとつに浦支配特権がある。例えば、岩屋村は上記浦々と同じく沿海村落である。しかし、岩屋村が面する海は、大石浦の漁場であり、さらに漁場の範囲にある無年貢の陸地（白浜／網干場等に使用される）もまた、その土地利用・

管理は大石浦が行っていた。これは全て大石浦が浦役を担う「浦」として、一方の岩屋村が浦役を担わない村として公権力から設定されたためである。このように、沿海地域の生業や土地利用は、役負担の有無に規定されていた。それは近世を通じて西摂沿海地域を広域的に覆う秩序＝特権の体系として機能した。



「三ヶ浦」システムと兵庫津

さらに、このような浦々は、大変興味深い役負担の分担方法を編み出した。これを「三ヶ浦」システムという。三ヶ浦とは、兵庫津・「西宮組」・尼崎の総称である。「西宮組」は、西宮を中心に、兵庫津と尼崎の間に位置する13の浦々で構成される。寛文3年（1663）、豊臣氏支配下に供出した水主供出人数を基準として、三ヶ浦で勘定、金銭をやりとりし、ひとつの浦に過重な負担がかかることがないように、負担を是正するシステムが作り上げられたのである。

最後に、こうした西摂沿海地域と兵庫津との関係にふれておきたい。従来の近世兵庫津研究では、これまでみてきたような公儀役負担における兵庫津の役割については、全く言及されていない。しかし、公儀役負担については、三ヶ浦システムの存在が示すように、兵庫津は周辺地域と有機的関係のなかでその機能をはたしてきた。したがって海上交通、とりわけ公用交通における兵庫津の役割を考えるうえでは、このような三ヶ浦システムへの着目は不可欠である。三ヶ浦システムに関する今後の研究が待たれる。

■ 第28次地方制度調査会答申

政府の第28次地方制度調査会（諸井度会長）は、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」の提出（平成17年12月）に引き続いて、平成18年2月に、「道州制のあり方に関する答申」を小泉総理に提出した。この答申のうち、「道州制のあり方」について紹介する。

これまで、道州制については、経済団体や民間グループが提言したり、政党が公約したりしてきたが、実際の議論が進まなかった。しかし、「平成の大合併」とも言われる市町村合併の進展に伴い、次なる地方分権改革の一つとして、「広域自治体のあり方」が議論されることになってきた。平成13年に発足した第27次地方制度調査会においては、「広域自治体のあり方」についても審議が進められ、都道府県の自主合併については具体的な答申となり、法律改正が行われた。そして、平成16年3月に発足した第28次地方制度調査会では、小泉首相から「道州制のあり方」が諮問された。

答申は、道州制について、「地方にできることは地方に」との方針の下、国と地方双方の政府の仕組みを再構築することにより、地方分権の一層の推進とともに、我が国の「新しい政府像」の確立を目指すためには、道州制の導入が適当であるという基本認識を示し、今後の国民的議論のたたき台となるよう道州制の具体的なイメージを制度設計とともに示した。

■ 行政改革推進関連法

小泉内閣が「改革の総仕上げ」と位置づける行政改革推進関連5法が本年5月に成立した。国家公務員の削減や政府系金融機関の統廃合など簡素で効率的な政府の実現を目指して向こう5～10年間の改革指針を定めたもので、現政権が取り組んできた構造改革路線が次期政権以降に継承されていくことを最大の目的としている。

今回成立した法案は、関連5法（「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（通称：行革推進法）」及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（通称：市場化テスト法）」及び公益法人制度改革関連の3法案）である。そのうち行革推進法が基本的な行革方針を規定している。主な内容として、まず行革の重点5項目を示している。（①平成22年度末までに国家公務員を5%以上純減するとともに、地方公務員も4.6%以上純減する、②平成20年度に中小企業金融公庫など4つの政府系金融機関を1つに統廃合するとともに日本政策投資銀行、商工組合中央金庫を民営化する、③31の特別会計を12～17に削減し剰余金圧縮などで20兆円程度の財政健全化を図る、④公務員宿舍売却など

道州としては、全国を9、11、13ブロックに再編する3案を例示した。国から道州、そして都道府県から市町村へと大幅な権限移譲を行うことを明記している。特に、各府省の地方支分部局が実施している事務はできる限り道州に移譲すると記し、国の出先機関の機能を道州に移すべきだという考え方を盛り込んだ。道州への移行は、全国同時を原則とするが、都道府県と国が合意すれば先行導入を認めることや、道州の行政トップである「長」の多選は禁止すると答申している。

このように、道州制には、国の権限を大幅に「道」や「州」に移し地方が大きな自由度を確保して、この国を欧米各国に劣らない真の分権国家にする、という目標がある。実現すれば現在の都道府県の枠組みが固まった明治以来、約120年ぶりの大改革となる。

道州制の導入は、都道府県制度の見直しにとどまらず、国と地方の双方の政府のあり方を再構築するものと位置づけられるべきであることから、道州制の導入に係る検討課題は、広範囲にわたると指摘されている。しかし、答申が求める「国民的議論」は呼び起せていない。また、実現に向けて、許認可権を失う中央省庁の強い抵抗が予想される。したがって、今後、道州制の導入に関する広範な問題に関して、国民的議論が幅広く行われることが期待される。

政府資産・債務改革を進め今後10年間で国の資産をGDP比半減させる、⑤独立行政法人制度の見直し）また、数値目標の設定や作業工程の作成等、計画的に実施するための取り組みも規定されている。一方、市場化テスト法は、行政機関と民間企業で公共サービスの担い手を競争入札で決定する制度で、民間企業等からの提案を受けて国は毎年「公共サービス改革基本方針」を作成し、入札を計画的に実施していくことを規定している。

行革推進法は基本的な指針を定めたもので、詳細な制度設計は今後委ねられている。行革推進法成立を受けて、今後各省庁や機関による制度設計の詳細案の決定、関連法案の提出などが行われるが、現政権が進めてきた行財政改革については異論も多い。公務員削減に対する反発、効率を求めることでの行政サービスの低下や地方や住民生活の切り捨てにつながるとの批判、道路整備等を重点的に整備するための現特別会計制度の維持や中小企業向けの政策金融手段の確保などの意見も踏まえながら、改革の実施に向けて慎重な検討がなされていくことになる。

■ 会社法

最近の社会経済情勢の変化への対応、会社に係る諸法制度間の規律の不均衡の是正、現代語（平仮名口語体）化等の要請を受け、商法（第二編）、有限会社法、商法特例法を再編・統合した、会社に関する基本法「会社法」が平成18年5月1日施行された。

この新しい法典の創設にあたっては、規律の見直し、経営の機動性・柔軟性の向上、経営の健全性の確保を図る観点から、最低資本金制度、機関設計、合併等の組織再編行為等、会社に係る各種制度の在り方が体系的・本能的に見直された。

主なものとして、規律の見直しについては、この法律の利用者に使いやすいものとするため、(1)会社類型については、株式会社の規律の多様化・柔軟化による、有限会社の株式会社への統合や、産学連携・共同研究開発の促進等を意図した組合式の新しい有限責任形態である合同会社（LLC）の創設、(2)時限立法で試みた、いわゆる1円起業の恒久化である設立時の出資額規制の撤廃が図られている。

経営の機動性・柔軟性の向上としては、(1)合併時における消滅会社の株主等へ交付する対価を、存続会社等の株式以外の財産（現金・親会社の株式等）も可能とする規制の緩和（合併等対価の柔軟化：これのみ施行は1年後）や、株主総会の承認決議を必要としない要件の拡大（簡易組織再編行為の要件緩和・略式組織再編行為制度の創設）を通じたM&A規制の緩和など、組織再編の自由度の向上、(2)新株予約権の発行手続の合理化やその消

却対価としての株式交付の容認、また、いわゆる黄金株の発行を容易にする株式譲渡制限規定の整備等、敵対的企業買収への対抗策などを含む資金調達規制の見直し、(3)監査役会・会計監査人の設置と取締役の任期を1年とする場合には剰余金分配決定を取締役会決議で可能とするなどの、株主に対する利益還元方法等の合理化、(4)取締役の無過失責任規定の見直し等が図られた。

経営の健全性の確保については、(1)株主代表訴訟制度の合理化、(2)大会社への内部統制システム構築の基本方針決定の義務付け、(3)中小企業の計算書類の正確性向上を図る会計参与制度の創設、(4)小会社にも会計監査人の任意設置を可能とする、などの規定が整備された。

会社法制整備の活発化は先進諸国共通の流れであり、その背景には、経済のグローバル化の中で、会社活動を事前に規制する会社法を、IT革命や資本市場の拡大に対応させ、自国企業・自国経済の競争力を向上させようとする認識の高まりがあるといわれる。しかし、平成に入って頻繁に行われた商法改正にみられる日本の動向は、会計処理の点を例外として、この間の国内事情への対応を重視してきたとの指摘がある。

当面は、本法の施行後に顕在化する実務上の改善すべき点についての改正を行うことが必要であるとともに、国の経済の基本法として、世界共通の底流に十分耐える内容であるのかについても、注意深く検証を続けることが求められる。

■ アスベスト新法

石綿（アスベスト）による健康被害は、石綿が長期間にわたって幅広く・大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が発生してきている一方、発症までに長期にわたる潜伏期間があり、因果関係の特定が難しいという特殊性があり、労働者災害補償制度の対象とならない被害者への救済策として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（石綿被害者救済法）が平成18年2月3日成立し、3月27日から施行された。

救済給付としては、石綿の吸入により中皮腫・肺がんにかかった旨の認定を受けた被害者に対し、医療費（自己負担分）、療養手当、葬祭料、救済給付調整金が支給されるほか、法の施行前に死亡した被害者の遺族に対して特別遺族弔慰金・特別葬祭料が給付される。認定は、独立行政法人の環境再生保全機構が行うが、受付は同機構のほか、地方環境事務所、保健所等でも行われ、救済給付の給付費用は、同機構に基金を設置し、政府・地方公共団体が資金を交付・拠出するほか、労災保険の適用事業主等から徴収する拠出金が充てられる。

また、死亡した遺族で、労災保険法の時効（5年）により労災給付の受給権が消滅した遺族に対し、特別遺族給付金が支給される。この給付金の受付については、労働基準監督署が窓口となり、費用は労働保険料として徴収される。

本法は、被害者の早期救済を優先したため、法案提出から2週間で成立、2ヶ月足らずで施行され、当初予定していた全国保健所での受付が、同機構との契約が間に合わず、3月の施行時に揃わないなど、実務面での混乱がみられた。

また、救済給付の費用負担についても、業種ごとの拠出金額については平成18年度中に有識者等から成る検討会を経て決定することとするなど、制度運営面の課題を残している。

さらに、対象疾病についても中皮腫と肺がんに限定されており、じん肺に罹患した労働者から提訴が行われるなど、救済対象についての議論が引き続き求められている。

■ 量的金融緩和政策の解除

日本銀行は、平成18年2月9日に、平成13年3月から5年間にわたり続けてきた量的金融緩和政策を解除した。平成13年3月に、日本銀行は、政策金利がゼロになりこれ以上下げができない状態の中で、デフレ進行による景気底割れ回避のために、一段の金融効果を狙って、金融調整の目標を、通常の「金利」から、金融機関への資金供給の目安となる日銀当座残高の「量」へと切り替え、量的金融緩和政策を導入した。導入当初の当座預金残高目標は「5兆円程度」であったが、景気回復の下支えを狙って段階的に引き上げられ、現在では「30兆～35兆円程度」に達していた。

量的緩和政策の導入時には、効果として、①銀行の資金繰り安定化、②翌日物よりも長い期間の金利の低下、③インフレ期待の醸成、④銀行による貸し出しや投資など運用行動の積極化の4つが期待された。実際は、量的緩和は金融機関の貸し出しを増やす直接の経済刺激効果は大きくなかったが、金融システム不安を和らげ、長短金利の低位安定を促す効果は見られたと指摘されている。

昨年の実質国内総生産成長率が2.8%に回復し、日本銀行が量的緩和解除の条件としてきた消費者物価上昇率も1月まで4ヶ月連続でゼロ%以上になり、日本銀行は、消費者物価が先行きマイナスにならないとの判断のもとに、量的緩和を解除して、市場金利を活用する通常の金融政策に戻した。しかし、当面は、無担保コール翌日物金利をゼロに抑えるゼロ金利政策を継続する方針を示した。その上で、量的緩和解除にあたり、市場が不安的に

なるのを防ぐために決めた「新たな政策運営の枠組み」の柱の一つとして、中期的に望ましいと考える消費者物価上昇率について「前年比0-2%程度、中心値は概ね1%」という数値を明示した。

景気は好況期が戦後最長のいざなぎ景気を超えるほどの回復をみせ、日本銀行が掲げた「消費者物価上昇率が安定的に0%以上」といった解除の条件も、消費者物価のプラス基調などで整っており、日本銀行が量的緩和解除に踏み切ったことは妥当な判断であったと指摘されている。

量的緩和政策の解除後、新たな金融市場調整方針のもとで、日本銀行による短期の資金供給オペレーションが減少し、日本銀行当座預金残高は徐々に減少している。短期金融市場は落ち着いた動きを続け、金融機関間の資金取引は少しずつ活発化している。日本銀行は、現在のところ、引き続き、短期金融市場の状況を十分に点検しながら、所要準備額に向けて当座預金残高の削減を進めていく方針を打ち出している。

次の金融政策の最大の焦点は日本銀行のゼロ金利解除であるが、ゼロ金利解除の判断は日本銀行のインフレ率予想と政府のデフレ脱却宣言にかかってくるものと思われる。現時点では、ゼロ金利解除の時期として今年の秋の予測が多い。ただし、ゼロ金利が解除されても、インフレ率が1%を下回る状況では、継続的な利上げが難しく、極めて低い金利水準が続けられることが予想されている。

■ FTA と EPA

近年の貿易自由化交渉は、WTO（世界貿易機関；平成7年設立）加盟国相互において関税の最恵国待遇（＝最も低い税率）を等しく適用するという、多角的自由貿易体制が原則である。しかしながら、加盟国の増加や交渉項目の多様化に伴い、合意までに労力・時間のかかるWTO交渉を補うものとして、特定国間で、特定の分野に限定して、WTO条件よりも自由度の高い貿易協定を締結する動きが次第に活発になり、これらの締結例が増している。

FTA（Free Trade Agreement；自由貿易協定）は、特定の国や地域の間で、貿易分野に絞り、物品の関税やサービス貿易の障壁（例えば外資規制）の削減・撤廃を目的とする協定である。これに対し、EPA（Economic Partnership Agreement；経済連携協定）は、FTAを柱に、域内のヒト・モノ・カネの移動の自由化・円滑を図るために、投資規制の撤廃や各種施策（ルール）の整備・政策の調和、人的交流の拡大を図るなど、幅広い経済関係の強化を目的とする協定である。

これらの貿易自由化協定の締結が行われるのは、当事者国の間で、輸出面では製品・サービス貿易・投資の拡大が見込まれ、輸入面でも、資源・食料の安定的輸入や輸入先の多元化などにつながるほか、国内経済社会の構造改革が促進され、経済活動の活性化・効率化が期待できることにある。

政府は、従来、経済成長著しい東アジア諸国との交渉においても、質の高いEPAの締結を目指してきたが、質を重視するほど交渉に時間を要し、平成17年迄に協定発効に至っているのは、シンガポールとメキシコのみである。対ASEAN全体の交渉では中国や韓国に先行されているといわれ、輸出産業などで日本企業が不利益を被る恐れが高まってきた。このため、本年3月には、スピードを重視し、FTAや投資協定のための締結も視野に入れて各国と交渉する方針に転換した。今後は、産業界から要望が強い、中国との投資協定の先行締結などが期待されている。

■ PSE マーク問題

PSE マークとは、電気用品を製造・輸入・販売するために電気用品安全法に基づいた検査を行い、当該電気用品が安全基準を満たしていることを表す印である。

平成13年施行の電気用品安全法は、電気用品による事故を防止するため、指定された電気用品（450品目）の製造、輸入、販売の事業について規制を定めている。これに基づく技術基準に適合した電気用品については、その安全性が消費者から見ても分かりやすいよう PSE マークを付けなければ販売してはならない。

但し、法施行以前に製造された電気用品については、品目毎に5・7・10年間の経過措置期間が設けられ旧法に基づく表示でもこれまで販売が可能であった。この内、5年間の経過措置期間が終了する平成18年3月31日以前に、経済産業省が中古品も対象になることを関係業界に通知したのが18年2月だったことなど周知が不徹底であったために、中古品販売業者等を中心に死活問題になるとして反対の声があがり、国会で取り上げられるなど社会問題となった。

PSE マークのない電気用品の販売については、販売業者等が経済産業省に製造事業者の届出をし、漏電などの自主検査を実施することでマークを張り販売できるよ

うになるが、届出の煩雑さ、検査機器の有無、検査費用など特に中小事業者において負担の大きさが問題となっていた。

こうした動きを受けて経済産業省では、事業者の負担軽減など新制度への移行を円滑にするため、①自主検査用機器の無料貸出、電気保安協会による出張検査サービス、②ビンテージ（年代物）楽器の例外扱い、③書式簡素化、④相談窓口体制の抜本的強化などの緊急対策を3月中旬に打ち出した。

しかし、この対策が講じられたとしても、4月1日からの実施に向けては検査機器や検査サービスの充実が間に合わず、実効性が不十分との声が上がったため、3月末にはレンタル事業が元々規制対象外だったことを運用し、マークの無い中古品のレンタル後の無償譲渡を認めため、販売を事実上容認することになり当面の混乱は避けられた。

PSE マーク制度は、消費者の安全を守るために導入されたものであり、その実効性を高めるためには、「レンタル」の定義を明確にするなどルールの見直しや自主検査の実施状況を点検するなど国における更なる対応が必要との指摘もある。

■ 地域団体商標制度

近年、地域名のついた特産品をブランド化する取組、いわゆる地域ブランド化が全国的に盛んになっており、こうした取組を支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている。

この地域ブランドを守るのに商標法による商標登録があるが、これまで「夕張メロン」や「草加せんべい」など全国的な知名度や図形などと組み合わせることなど厳しい条件をクリアしないと商標登録が認められなかった。

国では、「知的財産推進計画2004」や「新産業創造戦略」などで地域ブランドの保護により、地域の産業競争力の強化と地域経済の活性化を図るための制度の整備の必要性を平成16年5月に位置づけた。

これらを受けて特許庁では、平成17年6月に商標法の改正を行い、平成18年4月から地名と商品名とからなる商標権が、従来よりとりやすくなった「地域団体商標制度」がスタートした。

従来の制度においては、①全国的な知名度を獲得するまで登録を受けられないため、その間に他人による信用への便乗を排除できない点や②図形などを組み合わせて登録した場合に他人が図形と一体で商標を使用した際にしか侵害とならないため、図形が異なる場合や文字だけの使用に対して排除できないという問題点があった。

この従来の商標（通常商標・団体商標）に加えて今回「地域団体商標」が新たに制度化された。新制度においては、地域経済の発展へ地域ぐるみで頑張る団体への支援を目的とした。

その具体的改正内容として、①商標登録を受けられる主体は、事業協同組合、農業協同組合等の特別の法律により設立された法人で、構成員資格者の加入の自由が保障されているもの。②全国的に著名とまではいえなくても、例えば、複数都道府県に及ぶ周知性があれば登録を認める。③登録の要件として、商標中の地域が商品（役務）と密接な関連性を有していることなどが規定されている。

平成18年4月1日の施行を受けて、新制度スタート後の10日間で全国から324件もの出願が出ているとの特許庁の発表があり、地域団体商標への関心の高さが示されている。

兵庫県では、全国324件中、京都府（107件）、沖縄県（26件）、石川県（24件）に次いで4番目となる21件が出願されている。

神戸に関連するものでは、「須磨のり」、「神戸いかなごくぎ煮」などの水産物が4件、「神戸ビーフ」、「神戸肉」など畜産物が3件、工業製品では「神戸シューズ」が出願されている。

今後も申請件数は増え、500を超えともみられており、登録見込は1年後、権利期間は10年となっている。

地域団体商標は文字での商標が取得しやすくなったことから、類似品への抑止効果が期待されるところではあるが、今後、地域の範囲の取り方や産地の管理能力、関係団体間の連携など地域挙げてのブランド管理が今後一層求められる。

■メタボリックシンドローム

過食、運動不足など不健康な生活習慣によって内臓脂肪が蓄積されると、高血圧症、高脂血症、糖尿病といった生活習慣病にかかりやすくなることが一般的に知られている。さらにこれら複数の生活習慣病に重複してかかると動脈硬化等を促進し、心筋梗塞や脳梗塞など致命的な疾病を誘発する危険性が急速に高まる。また糖尿病から重症の合併症（人工透析等）に進展する人が増えている。このように内臓脂肪型肥満が進行し、生活習慣病が引き起こされやすい状態を「メタボリックシンドローム」と呼ぶ。

メタボリックシンドロームは、内臓に脂肪がたまり高血圧・高血糖・高脂血症などの症状が一度に複数出る状態を指す。「メタボリック」とは「代謝」の意味で、代謝異常が起きていることを示す。診断基準としては日本内科学会等8学会が定めたものが一般的である。その内容は、①腹囲が一定数値（男性：85cm、女性：90cm）以上であり、②3つの条件（血圧（最高血圧130以上又は最低血圧85以上）、血糖値（空腹時に110mg/dl）、脂質（中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロールが40mg/dl未満）のうち2つ以上に該当する場合は、メタボリックシンドロームの「有病者」であり、①に加え②の1つに該当する場合は、「予備群」であるとするもの

である。厚生労働省が行った「2004年国民健康・栄養調査」の推計によれば、メタボリックシンドロームの有病者及び予備群を年代別に見ると40代以上で急速に比率が高まることがわかっている。40～70歳代の国民のうちメタボリックシンドロームの有病者数は約940万人、予備群者数は約1,020万人、併せて約1,960万人いるとされている。比率を見ると男性は有病者が全体の25.7%、予備軍が26.0%、女性は有病者が10.0%、予備群が9.6%であり、男性の2人に1人、女性の5人に1人が、メタボリックシンドロームの有病者又は予備群であると考えられる。

厚生労働省では今回の医療制度改革関連法案の中で、生活習慣病予防の柱として同シンドロームの対策を前面に打ち出した。2008年度より医療保険者に40歳以上の健康診断を義務化するとともに、保健師・管理栄養士等による保健指導を強化し、2015年度までに有病者や予備群を25%減少させ生活習慣病の治療費や薬剤費を2025年までに2兆円削減するという数値目標を掲げている。また今回の厚生労働省による調査結果は、各自治体がとりまとめる「健康増進計画」の基礎データとしても活用され今後の保健政策にも反映されるようになるなど、生活習慣病への対応が「治療から予防」へと大きく変化していくことが予想される。

■分子イメージング研究開発

分子イメージング研究とは、生物が生きた状態のまま外部から生体内の遺伝子やタンパク質などの様々な分子の挙動を観察する技術について、PET（Positron Emission Tomography；陽電子放射断層撮影）を中心としたイメージング技術を利用した創薬プロセスの改革、疾患の診断技術及び治療の評価技術の研究開発を目指すものである。

世界では既に欧米を中心に分子イメージング研究を国家的プロジェクトとして推進し、創薬の迅速化や低コスト化、新しい病気の診断・治療法の研究開発等を推進する動きが加速している。

我が国ではノーベル化学賞の受賞者である独立行政法人理化学研究所野依理事長の提案により、国内に分子イメージング研究の中核機関を設け、総合的なプロジェクト研究が進められることになり、文部科学省が平成17年4月に「社会のニーズを踏まえたライフサイエンス分野の研究開発—分子イメージング研究プログラム—」として、分子イメージング研究を推進するための研究拠点を公募した。その結果、同年7月に創薬研究は独立行政法人理化学研究所、疾患診断研究は独立行政法人放射線医学研究所が選定され、両拠点が連携して分子イメージング研究が推進されることになった。

理化学研究所は分子イメージング研究の実施場所として、多くのバイオベンチャーが集積し、先端医療センターとの連携により臨床研究が可能である神戸ポートアイランド地区が最適であると判断し、神戸市が本年9月末の

完成を目指し民間活力を導入して整備を進めている研究開発拠点において、研究開発を実施することとしている。

理化学研究所の研究拠点（創薬候補物質探索拠点）においては、PETを中心とする分子イメージング技術を用いて、新しい分子プローブの創製やその機能の評価、イメージング技術の高度化による分子動態の解析により、前臨床段階における創薬プロセスの短縮に向けた創薬候補物質探索のための研究を3チーム体制で実施する。

現在主にながの早期発見などのために利用されているPET検診は、がんの病巣に集まるFDG（フルオロ・デオキシ・グルコース）と呼ばれる薬剤に放射性同位元素で目印を付けて体内に投与し、その薬剤から発生する微量の放射線を外部からPETカメラを用いて捕捉することにより病巣を発見している。今回の研究では、FDGの代わりに新薬候補物質に放射性同位元素を結びつけ、PETでその動きを追跡することにより、新薬候補物質が患部に効率よく到達しているか、他の組織に集まり副作用をおこさないかなどをチェックする。これにより、創薬開発期間の短縮とコスト削減が期待されている。

これらの研究成果により、患者のニーズ沿ったより有効性の高い医薬品がより早く安く提供されることが期待されるとともに、神戸ポートアイランド地区では、国内外の製薬企業や医療機器メーカー等がこの研究領域に関心を示していることから、現在の医療産業クラスターづくりがさらに加速されるものと期待されている。

■ Winny による情報流出

最近、Winny（ウィニー）による情報流出が多発している。これは、Winny と呼ばれるファイル交換ソフトがインストールされたパソコンが、Winny の機能を悪用するコンピュータウィルスに感染した場合に、パソコンの中のファイルがインターネット上に流出してしまうものである。

Winny は、日本で開発されたファイル交換ソフトの一つで、利用者は、Winny を使用して自分が聴きたい音楽の曲名や画像のタイトルを検索すると、インターネット上の他の Winny 利用者が保有する音楽や画像のファイルを探し出すことができ、自分のパソコンに取り込むことができる。

このように Winny を利用するとインターネット上で音楽、画像ファイル等を無償で交換できることから広く普及した。

しかし、音楽ファイル等の著作物が、著作権者の許可なく提供されるため社会的に問題にもなっている。

Winny は、特定のファイル交換用のサーバを使用せずに、Winny 利用者のパソコンを相互に接続してファイル交換を行うソフトである。Winny 利用者がファイル交換用に公開しているファイルリストは、利用者間をパケットリレー式に転送され、どのファイルがどこから送受信されているのかは、わからないようになっている。

この Winny の機能を悪用するコンピュータウィルスの代表として、Antinny（アンチニー）がある。

Winny がインストールされたパソコンが Antinny に感染すると、パソコン内のファイルが、Winny の公開フォルダにコピーされると言われている。公開フォルダにコピーされたファイルは、インターネット上の Winny 利用者が入手できる状態になってしまい、利用者の意図とは無関係にファイルの流出を引き起こすことになる。

インターネットに流出したファイルは、不特定多数の Winny 利用者が保有することになり、回収あるいは削除することは不可能な状態になる。

Winny による情報流出は、2004年頃から見られた現象だが、2005年後半から国や地方自治体においても流出が相次ぎ、大きな社会問題となり、2006年3月には政府が国民に向けて Winny を使わないよう、さらに6月には総務大臣が情報セキュリティ対策を呼びかけるといった異例の事態となっている。

Winny による流出事例では、職場で使用しているファイルを自宅で作業をする目的で持ち帰り、自宅のパソコンから Winny を介して大量の情報が流出した事例が多く見られる。

職務上のファイルが Winny を介して流出することを防ぐためには、まず、①個人情報などが記録された重要なファイルは職場から持ち出さない、②パソコンにはウィルス対策ソフトを導入しセキュリティ対策を施す、③信頼できないメール等は絶対に開かないなどの基本的な対策が必要である。

より確実に Winny による情報流出を防ぐためには、特に仕事で使用するパソコンについては、Winny やその他のファイル交換ソフトを使用しないことを徹底すべきである。

■ 神戸市建築構造専門審査会中間報告

一般の構造計算書偽装問題は、建築士による構造計算書の偽装に端を発し、市民の間に建築物の安全・安心に対する不安を広げている。神戸市では、「神戸市建築物安全安心実施計画」を策定し、検査率の向上や適正な監理を推進するなど安全で安心なまちづくりに取り組んできたところであるが、この問題に対する市民の不安を早期に払拭させるため、平成17年12月に神戸市建築構造専門審査会を設置した。この審査会において、過去3年間に神戸市が行った建築確認の構造計算書等の再点検を行うとともに、法制度を補完し神戸市における構造審査実務の水準を維持向上させるための方策などについて議論を重ねてきた。このたび審査会において「今後の構造審査のあり方」についての中間報告がとりまとめられ、平成18年5月1日に神戸市へ提出された。

神戸市では、確認・検査業務の指定確認検査機関への移行が進み、神戸市建築主事確認率が全体の約1%（平成17年度）となるなか、複雑化高度化する構造審査実務に対応できる組織体制づくり、将来を見据えた人材育成、指定確認検査機関の審査・検査レベルの統一、審査過程の記録について2次チェックや事後検証を可能とする方策の検討を課題として示している。

これらの課題解決に向けて、市民の「不安・不信の払拭」、建築主・設計者・施工者・行政・指定確認検査機関等それぞれの「責任の再認識」、「よりよい建築物の提供」、「情報の共有」といった視点から検討し、以下の制度的提言、技術的提言を行っている。

制度的提言としては、

- 高度化・複雑化する構造審査に対応した構造審査体制の充実と人事異動時等の審査技術のスムーズな継承への配慮
 - 審査・検査レベルの維持向上と人材の育成
 - 指定確認検査機関等に対して必要な指導・監督や技術的助言が適切に行える体制の整備
 - 高度で専門的な構造設計の審査に対応した構造専門家などによる外部組織の設置、構造設計実務に精通した外部構造専門家の活用による審査実務、技術指導
 - 欠陥建築・手抜き工事防止のための中間検査対象・特定工程の拡大と工事監理の重要性を再認識させる積極的な啓発
- また、技術的提言としては、
- 的確で効率的な審査実務を行うための構造計画や荷重設定等の審査のマニュアルの整備
 - 2次チェック、事後検証等を可能とする審査チェックリストの整備や、基礎データの整理・資料の充実、構造計算書再計算が可能な環境の整備
 - 職員向け研修のより実務的な内容への見直しなどがあげられている。

現在進められている建築基準法等の改正にあわせた当面の対応とともに、中長期的な視点に立った、構造審査をはじめとする建築行政のあり方についても検討を進めていく必要がある。また、阪神淡路大震災を経験した神戸市として、この中間報告をふまえ、可能なところから検討を進め、安全で安心なまちづくりに向けた取り組みを進めていくことが求められている。

「神戸市消費者基本計画」（概要）

平成18年3月
神戸市市民参画推進局

[問い合わせ先：消費生活課 TEL 078-322-5184]

1. 計画策定の趣旨

神戸市消費生活会議の答申（平成17年11月）を尊重し、従来から実施している施策に今後重点的に実施する施策を加えた消費者施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画を策定し、市民の消費生活の安定と向上を図る。（神戸市民のくらしをまもる条例第9条）

2. 計画の位置付け

「新たなビジョン（中期計画）」と相互に補完・連携を図る部門別計画

3. 計画の期間

平成18（2006）年度から平成22（2010）年度までの5年間

4. 計画の構成

(1) 計画の構成

総合行政の観点から、市全体の消費者施策を効率的に実施するとともに、計画的・効果的な観点から消費者施策上の重点項目を定めて実施する。

(2) 神戸市における今後の消費者施策

① 基本的方向性

- i) 消費者の安全・安心をはじめとする消費者利益の確保
- ii) 相談及び被害救済体制・悪質事業者対策等の充実
- iii) 消費者の自立支援策の拡充
- iv) 地域・事業者・消費者との協働をはじめとするネットワークの形成等新たな消費者問題への対応
- v) 消費者意見の反映
- vi) 物価の安定と災害等の緊急時における対応

② 計画に基づく施策の具体的内容

(ア) 施策一覧（別紙一覧表参照）

神戸市がこれまでに実施してきた消費者施策に、拡大・新規施策を加え、全体の施策とした。

神戸市消費者基本計画（施策一覧） 全47施策中

（■：新規に実施する施策（8施策）
 ー：拡大して実施する施策（15施策）

- I
消費生活の
安心と安定
- (a)消費者の安全・
利益の確保と
消費者被害救
済体制の充実
- (1)くらしをまもる条例の運用
 ①条例遵守状況の監視 (市民参画推進局)
- (2)消費者行政に関する重要事項の調査・審議
 ①消費生活会議の運営 (市民参画推進局・保健福祉局・環境局・
 産業振興局・都市計画総局・教育委員会)
- (3)表示・取引、消費者包装の適正化の推進
 ①苦情処理審議会の運営 ②事業者指導の強化 ③不招請勧誘への対応 (市民参画推進局)
- (4)適正計量取引の確保
 ①特定計量器定期検査 ②立入検査並びに指導育成 ③啓発普及事業 (市民参画推進局)
- (5)高齢者問題への対策
 ①高齢者に対する啓発の強化 ②地域での見守り機能の活用
 ③認知症高齢者等の消費者被害の未然防止 (市民参画推進局・保健福祉局)
- (6)よりよい介護保険サービスの確保 (市民参画推進局・保健福祉局)
- (7)食品等の安全性の確保と危害の防止
 ①食中毒事故等の食品の事故の未然防止
 ②健康危機が発生した場合の対応
 ③食の安全確保の取組みに関する情報発信の強化 (保健福祉局)
- (8)ユニバーサルデザインのまちづくり
 ①市民意識の向上 ②UD商品の普及促進 (市民参画推進局・保健福祉局)
- (9)安全・安心な建物の確保及び向上
 ①すまいるネットの運営 ②建築物の安全性の確保 (市民参画推進局・都市計画総局)
- (10)消費生活相談・苦情処理体制の強化・消費者訴訟の援助
 ①生活情報センターにおける相談対応の充実 ②苦情処理審議会の運営 [再掲]
 ③関係機関との連携強化 ④消費者訴訟資金貸付制度 (市民参画推進局)
- (b)生活必需物資
の安定供給と
物価の安定
- (11)災害等緊急時における生活必需物資の安定供給
 ①事業者等との連携の強化 ②災害時における市場間の協定 (危機管理室・市民参画推進局・産業振興局)
- (12)流通機構の改善
 ①卸売市場の活性化 ②小売業の活性化 ③神戸ブランド野菜の育成推進 (産業振興局)
- (13)価格情報の収集と提供 (市民参画推進局)
- II
新たな生活
価値の創造
- (c)消費者教育の
推進と消費生
活情報の提供、
交流の促進
- (14)消費者教育の充実
 ①学校における系統的な消費者教育の推進
 ②情報の活用に関する教育の実施 ③教員活動の支援
 ④若年者に対する啓発の強化 ⑤生涯教育の充実 (市民参画推進局・教育委員会)
- (15)消費生活情報の提供
 ①生活情報誌「くらし」の発行等による情報提供の充実
 ②マスメディア及び神戸市ホームページによる情報提供・内容の充実
 ③「くらしのいきいきトーク」や「出前トーク」の活用
 ④新たな情報提供システムの構築 (市民参画推進局)
- (16)三者（消費者・事業者・行政）の交流の促進
 ①消費者志向経営の支援 ②リスクコミュニケーションの推進
 ③生活情報センターにおける交流の場づくりの充実 (市民参画推進局・保健福祉局)
- (d)新たな消費者
問題への対応
- (17)消費者参加による行政の推進
 ①くらしの“創造・再生”ネットワーク事業の実施
 ②地域協働システムの充実 (市民参画推進局・区役所)
- (18)新たな生活様式の提案
 ①環境に配慮した生活様式への転換（環境教育の充実等） ②ごみ減量化、再資源化の推進
 ③環境配慮行動の推進 ④過大包装の防止 (市民参画推進局・環境局)
- (19)消費者意見の反映
 ①苦情相談情報の活用等 (市民参画推進局)

(イ) 個別施策

「事業の名称・内容」, 「所管局」, 「16年度の状況（17年度の継続状況）」, 「実施時期／目標」, 「国の消費者政策との関連」の各項目を記載している。

(ウ) 重点項目

今後の時代の変化に対応した消費者施策上の重点項目を次の5項目とし、現状分析を行った上で、現在市が実施している施策・今後の課題・課題に対する具体的な施策を記載している。

重点項目① 消費生活相談への対応

(1) 消費者の年齢等の特性に応じた消費者施策

- * 高齢者の見守り支援者との連携強化
- * 関係行政機関との連携の強化
- * 悪質事業者への徹底的な指導
- * 市民が分かりやすい啓発・情報提供の工夫
- * 学校や保護者との連携強化, 教材の工夫

(2) オンライン等関連サービスに関するトラブルへの対応

- * 啓発・情報提供の徹底
- * 児童・生徒に対する「情報の活用に関する教育」の徹底

(3) 相談対応の充実

- * 土曜・日曜等における相談の実施等消費者のニーズに応じた対応を実施

重点項目② 消費者の安全・安心ネットワークの構築

(1) 条例の遵守の確保

- * 条例の実効性を確保するための調査・啓発等の実施

(2) 悪質事業者対策

- * 国・兵庫県・警察との連携強化
- * 広域的消費者被害対応の積極的推進
- * 小売事業者の店舗での被害情報の掲示等, 効果的な情報提供の実施

(3) 物価の安定及び災害等の緊急時における取組み

- * 不測の事態に備えた事業者や事業者団体との連携, 継続的な価格監視の実施

重点項目③ 消費者の自立支援のための消費者教育・情報提供

(1) 学校における消費者教育の推進

- * 消費者教育推進のためのモデル的な取組みの推進
- * 学校のオリエンテーション等での啓発の実施

(2) 「情報の活用に関する教育」の推進

- * 携帯電話・インターネットの利用にともなう利便性と危険性に関する教育の実施

(3) 生涯学習の推進

- * 事業者や労働組合等との連携による社員等へ向けた情報提供・啓発の実施
- * 連続講座・夜間講座等の新たな消費者向け講座の実施

(4) 情報提供の充実

- * ファクシミリやEメール、携帯電話を利用した情報提供の実施
- * 悪質商法追放モデル地区、地域団体、消費者団体、NPO法人、事業者団体を通じた情報提供の充実

重点項目④ 行政と消費者・消費者団体、事業者・事業者団体との連携・協働等

(1) 行政と消費者・消費者団体、事業者・事業者団体との連携・協働

- ① 事業者の消費者志向経営の推進
 - * 事業者に対する市の消費者施策への協力依頼（消費者への情報提供等）
 - * 事業者（特に中小企業事業者）の消費者志向経営の支援策の実施
- ② 消費者・消費者団体による主体的な取り組みの促進
 - * 事業者の消費者志向経営の場における消費者意見の反映
 - * 消費者団体訴訟制度への対応に関する検討

(2) 消費者意見の反映

- * 生活情報センターへ寄せられる苦情相談情報の分析・活用
- * 「悪質商法追放モデル地区」からの情報提供の活用

重点項目⑤ 地域との協働

- ① 地域リーダーの養成方法の検討
- ② 地域福祉センターのより一層の活用
- ③ 「悪質商法追放モデル地区」事業の発展

5. 計画の実効性担保

(1) 計画の評価・検証・監視

毎年、消費生活会議において、前年度に実施された消費者施策の進捗状況を確認・報告することにより、評価・検証を行い、その結果を次年度の消費者施策に反映させる。

(2) 消費者・事業者への広報・啓発

神戸市消費者基本計画の内容・消費者施策の進捗状況等について、広報紙やインターネット等の活用により、広く消費者、事業者に向けて情報を発信し、寄せられた意見を次年度の施策に反映させる。

(3) 国，他の地方公共団体，消費者団体及び事業者団体，地域との連携

消費者施策の実施にあたり、本市は、国，他の地方公共団体，消費者団体，事業者団体，地域等との連携を図るものとする。

(4) 推進体制

この基本計画の実施にあたっては、関係各局及び区役所が一体となって推進していくものとする。

「神戸市国際化推進大綱」（概要）

～21世紀に輝く国際都市へのブランド・デザイン～

平成18年3月
神戸市国際文化観光局

[問い合わせ先：国際交流課 TEL 078-322-5010]

神戸は1868年（慶応3年）の開港以来、海外の文化流入の窓口として、日本全体の近代化に貢献し、また、世界各地から新たな知識が持ち込まれたことでハイカラ文化や生活文化産業が生まれ、国際都市としてのブランドを確立してきました。

しかし、近年、世界のグローバル化の急速な進展のなかで、政治・経済・文化などあらゆる面でのボーダレス化が進んだこと等により、神戸の国際都市としての相対的な地位が低下し、加えて新たな、いわゆるニューカマーの増加などの課題も出てきています。

神戸市では1992年に「神戸市国際交流推進大綱」を定め、幅広い分野での国際交流、これまで神戸が培ってきた技術やノウハウを活かした国際協力、外国人の方にも住みやすく活動しやすいまちづくりを進めてきましたが、国際社会の新たな動向と本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、交流推進大綱を改定し、新たに2010年を目標とする「神戸市国際化推進大綱」（国際化推進大綱）を策定しました。今後、この国際化推進大綱に基づいた各種の施策を着実に実施していくことで、神戸が21世紀においても発展していく国際化先進都市をめざします。

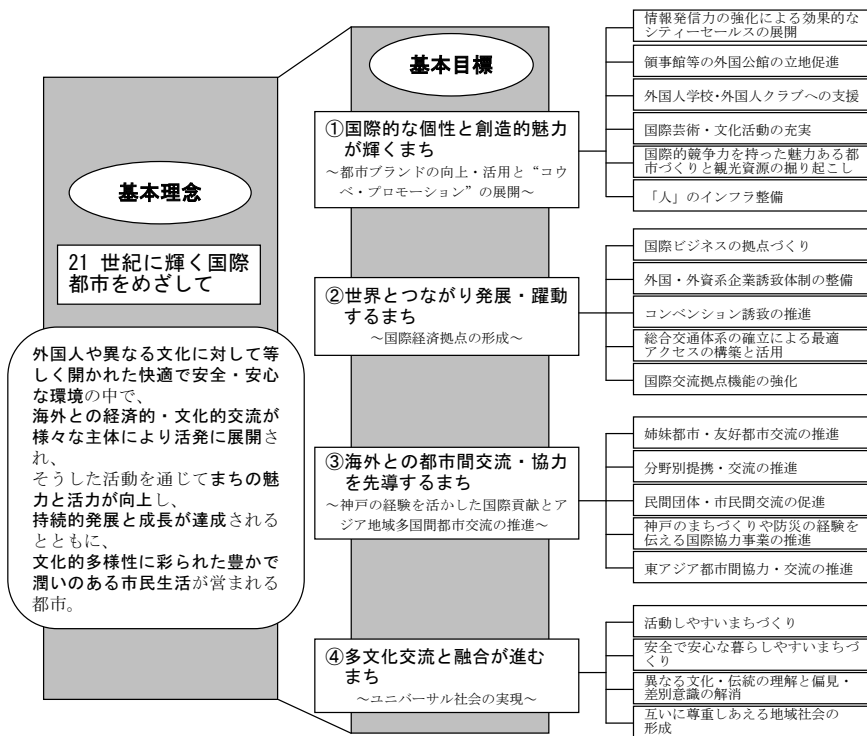
1. 国際化推進大綱策定の経過

- 交流推進大綱の見直しは平成15年より着手し、先ず、外国人が住みやすいまちづくりを進めるための地域国際化（内なる国際化）について、平成15年5月に設置した外国人コミュニティの代表等で構成する「神戸市外国人市民会議」で検討し、この会議で出された報告書を基に、平成17年3月に「神戸市地域国際化基本指針」を策定しました。

- 地域国際化以外の分野については、平成17年6月に設置した領事館代表者、外資系企業の代表者、学識経験者などから成る「神戸市国際化推進委員会」で今後のあるべき国際化施策について様々な検討がなされ、同年12月に出された報告書を基に、先に策定した「神戸市地域国際化基本指針」も盛り込んだ神戸市の国際化推進の総合的な指針として国際化推進大綱を策定しました。

2. 国際化推進大綱の仕組み

大綱は基本理念の下に、4つの国際化推進の目標を定め、各々の目標ごとに様々な施策を展開することとなっています。以下、国際都市づくりの基本理念と4つの目標、代表的な施策などをご紹介します。



(1) 基本理念

21世紀に輝く国際都市をめざして

神戸の内外に誇れる優れた居住環境，開放的で進取の市民性，多様な国際的活動が自由に行える都市基盤を活用し，各分野で国際化を一層推進していくことにより，神戸のまちの更なる発展・成長と，より豊かな市民生活の実現を図っていきます。

(2) 基本目標

①国際的な個性と創造的魅力が輝くまち

～都市ブランドの向上・活用と“コウベ・プロモーション”の展開～

- 神戸市の情報を海外に効果的に発信するため、「統一シティセールスツールの作成」，「神戸ゆかりの人的ネットワークの活用」などを行います。
- 神戸の都市ブランドの形成に大きな役割を果たし，現在は市外に移転した総領事館等の外国公館の神戸への立地を積極的に働きかけるため「領事館業務協力機関の設立」，「領事団メンバー共同利用施設の設置」などを進めます。
- 神戸の国際性を象徴する大きな要素である外国人学校や，外国人クラブを支援するため，「外国人学校を所管する兵庫県に対する助成充実の要望と市として上乗せ助成の継続」，「外国人クラブの広報支援」などを進めます。
- 国際競争力を持った魅力ある都市づくりと観光資源の掘り起こしを進めるため，「神戸ブランドを活かした外国人旅行者に魅力のある観光資源（夜景・温泉など）を組み合わせた旅行商品の造成」，「神戸を拠点とした京阪神地域への日帰り観光のモデルコースの設定」などを行います。

②世界とつながり発展・躍動するまち～国際経済拠点の整備～

- 国際的な企業の集積や新産業の立地，コンベンションの誘致を促進するため，「多様な優遇措置を活用した企業誘致の推進」，「国際展示場1・2・3号館を活用した大規模コンベンションの誘致推進」などを行います。
- 「神戸医療産業都市構想」などによって進めてきた外国・外資系企業の誘致，神戸RT（ロボットテ

クノロジー）構想などの成長産業の育成と、既存産業の高付加価値化をバランスよく進め、一層の産業活性化をめざします。さらに、2003年4月に指定を受けた「先端医療産業特区」「国際みなと経済特区」のメリットを活かし、「医療産業と連携した健康科学及び健康関連ビジネスの振興」など、神戸独自の新たな取り組みの充実を図ります。

- ・従来の海、陸の交通ネットワークに神戸空港を加えた総合交通体系を強化・活用し、まちの発展につなげていくため、神戸港での「次世代高規格ターミナルの整備」・「客船誘致へのインセンティブの拡充」、神戸空港での「ビジネスジェットの誘致」・「関西国際空港とのアクセスの充実・強化」などを進めていきます。
- ・外国人研究者・外国公館職員・外資系企業社員・留学生などが神戸で安心して快適な生活を送ることができるよう、関係機関等とも連携し、居住環境の向上に加え、オフィス施設、コミュニティ施設などの「国際交流関連施設の整備促進」を行っていきます。

③海外との都市間交流・協力を先導するまち

～神戸の経験を活かした国際貢献とアジア地域多国間都市交流の推進～

- ・姉妹都市等の都市間交流について、これまでの友好親善中心の交流から双方の都市にメリットのある実質的な交流に発展させていくために、「観光交流協定・経済交流協定等の締結による都市間交流」や課題解決型・相互利益型の「交流プログラム策定等を目的とする職員短期相互派遣制度」などを進めます。
- ・市民や民間交流団体が主体となった、海外の大学・学校との間での学術交流協定、姉妹校提携、海外商店街やまちづくり団体との間での提携など「民間交流の積極的支援」を行います。
- ・震災と震災の2度にわたる大きな被害を乗り越え、復興してきた神戸の経験やノウハウを活用し、国際連合、国際協力機構（JICA）等の関係機関と協力しながら「アジア都市政策支援ネットワーク事業の質的充実」、神戸市国際協力人材バンク（仮称）の設立」などを進め、国際貢献のモデル都市となることをめざしていきます。

④多文化交流と融合が進むまち～ユニバーサル社会の実現～

- ・言語面でのコミュニケーションが不足する外国人市民に対し、「日本で生活する上で必要な手続き情報の多言語化」、「外国人コミュニティや外国人支援団体と連携したワンストップサービス機能の充実」、「区役所など行政機関窓口での電話通訳等を利用した外国語対応」などを進めます。
- ・外国人市民が地域で安全・安心な暮らしを送り、地域社会に参画できるまちづくりを進めるため、「NPOと連携した医療通訳システムの構築」、「多言語避難所マップの作成」、「地域イベントの多言語情報提供による在住外国人の参加環境の整備」などを行います。
- ・異なる文化・伝統の理解と偏見・差別意識の解消と互いに尊重しあえる地域社会を作っていくため、「国際理解のための市民講座の開催」、「英語指導助手（ALT）の中学校・高等学校全校配置」、「外国人市民会議の継続実施」などを進めます。

3. 国際化推進大綱の着実な実施にむけて

神戸市では、庁内の関係部局から構成される横断的組織、「国際化推進連絡会議」を設立し、市民・民間団体、外国人市民との協働、意見反映に務めながら、この大綱で掲げられた諸施策を着実に実施して行きます。また、市民・民間団体との連携の強化と民間国際交流活動の推進を図るため、財団法人神戸国際協力交流センターの機能強化を図って行きます。

平成16年度 神戸ブレイン研究支援事業の報告について

平成18年3月
財神戸市産業振興財団

[問い合わせ先：創業・新事業推進課 TEL 078-360-3209]

財神戸市産業振興財団では、神戸経済の構造転換と活性化のためには、知識や知恵が交流・融合して、価値創造へとつながる「仕組み」を、経済構造に組み込んでいく必要があるとの観点から、その仕組みの一つとして、若手の研究者を対象に研究提案を受け、優秀なものに研究費の助成を行う「神戸ブレイン研究支援事業」を実施した。

1. 募集概要

募集期間：平成16年5月6日(木)～6月18日(金)

対象：①研究テーマ

企業経営、産業政策など神戸市の産業に関連するもの（但し、他の助成金を受けて実施する研究を除く）

②応募対象者

35歳以下の研究者

支援内容：研究実施にかかる費用を助成（上限100万円。但し、単年度では50万円）助成対象期間：平成16年7月中旬～平成18年1月31日まで

2. 採択研究一覧

研究者	共同研究者	テーマ	研究の目的	手法
今西 珠美 流通科学大学 商学部専任講師	十代田 朗 東京工業大学大学院情報理工 学研究科助教授	‘みなとまち’における観光誘致戦略の比較研究	2つの‘みなとまち’を対象に官民双方の観光誘致戦略を比較分析することにより地域経済活性化に有効な政策、戦略、組織体制を提示する。	神戸とシドニーの2都市における観光行政施策、観光関連企業の観光客誘致活動に関するインタビュー調査及び文献研究
上野 正樹 神戸大学経済経営研究所専任講師		大学発ベンチャーの研究	大学発ベンチャーの創出要因や経営戦略を調査分析することにより、起業支援体制への提言を行うとともに大学、企業、行政の連携体制について提言を行う。	全国の大学発ベンチャーについて、大学側の支援体制及び企業側の経営実態に関するアンケート調査及び関西圏の大学発ベンチャーを対象にヒアリング調査

高室 裕史 奈良産業大学経営学部専任講師	柳 到亨 神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程 横山 斉理 神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程 石井 淳蔵 神戸大学大学院経営学研究科教授	家族従業概念を基礎とした中小小売商業の実態調査	中小小売商業の課題を、商店経営の「内部構造」という分析角度から明らかにし、今後の商業振興への展望を得る。	小売商業者の家族内部構造に関する質問票調査（神戸、韓国各250組）及びインタビュー調査（神戸、韓国、東和銀座各20名）
当麻 潤 関西学院大学大学院商学研究科	日野 順之 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科修士課程国際マネジメント専攻	日本市場における外資系企業の立地選択意思決定からみた経営戦略の比較分析－神戸と東京の事例研究－	神戸及び東京に立地する外資系企業の経営戦略を比較分析することにより、神戸市における外資系企業の誘致及び地域活性化施策への示唆を得る。	神戸及び東京に立地する外資系企業の企業戦略及び神戸市の外資系企業誘致施策に関するアンケート調査及びインタビュー調査
山下 香 フランス国立パリ建築大学ラビレット校		兵庫区内で製造業に従事する中小事業所の製造品調査と‘工房’としてのプレゼンテーション転換の試み	兵庫区内にある町工場と芸術機関との連携を見出すことにより、町工場の新たな価値を生み出し、地域活性化の促進に寄与する。	兵庫区内の中小事業所（328ヶ所）の特徴や製造品についての訪問調査及び金属や鉄、機械等の芸術可能性に関する学術機関や芸術家への訪問調査

・研究者の所属先は採択当時のもの

3. 報告書

‘みなとまち’における 観光誘致戦略の比較研究

流通科学大学商学部専任講師 今西 珠美
東京工業大学大学院情報理工学研究科助教 十代 田朗

1. 研究の目的・方法・対象

本研究は、「みなとまち」の観光誘致戦略について、神戸市とシドニー市の比較分析を行うものである。研究の目標は、この比較分析を通じて、国内観光と国際観光の双方の観光振興による神戸市の地域経済活性化に有用な政策、戦略、組織体制を提示することにある。特に、官公民が連携・連動するような組織体制の提示を目指す。同時に「みなとまち神戸」が保有する特徴、その地理的環境や歴史的背景を生かすことのできる観光振興活動、それに伴う地域経済活性化につながるような提案を導き出す。経営学と社会学の双方の視点を取り入れた学際的見地から、官・公・民の観光誘致行動を包括的に分析することによって、本研究の新規性、独創性を発揮しようとする。

研究の対象は、神戸市とシドニー市の観光振興に関連する官・公（行政）と民（企業）の組織である。神戸市との比較分析対象としてシドニーを取り上げるのは、ハーバーが土地の魅力を醸し出す資源のひとつになっており、首都ではないにも拘らず、国内・海外双方から多様な旅行目的を有する訪問者を受け入れるバランスの取れた「みなとまち」を形成しているからである。

研究方法は、事例研究ならびに文献研究である。2004年8月～2005年12月までの研究期間中に合計17名、1回2～3時間のインタビュー調査を実施するとともに、2004年12月と2005年11月にインタビュー調査を含む現地調査を行った。

表1 研究対象の属性と各組織の旅行取扱分野

都市	属性	組 織	分類	国内 観光	国際 観光*
神戸	国	独立行政法人国際観光振興機構 ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局	公 公	× ×	○ ○
	市・州	神戸市生活文化観光局	官	○	○
	港湾	神戸市みなと総局	官	○	○
	企業	株式会社 ATC 日本旅遊 近畿日本ツーリスト株式会社 株式会社 ジェイティービー 株式会社 日本旅行	民 民 民 民	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
シドニー	国	オーストラリア政府観光局 (Tourism Australia: TA)	公	○	○
	市・州	オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州政府観光局 (Tourism New South Wales: TNSW)	公	○	○
	港湾	シドニー湾岸局 (Sydney Harbour Foreshore Authority: SHFA)	公	○	○
	企業	—	—	—	—

○：対象とする、ないし取り扱う
 ×：対象としない、ないし取り扱わない
 *：うちインバウンド（外客誘致）

2. 形づくられた神戸のイメージと現状

青い空、青い海、緑の山々。海が見えれば南、山が見えれば北——神戸は東西南北の判別がつきやすく道に迷いにくい。東西に走る鉄道に乗車すれば、海と山を一度に堪能することができる。豊かな自然に加え、日本最古の有馬温泉、日本酒、履き倒れの靴、そして、港があったからこそ諸外国との交流が栄え、伝えられた異文化を柔軟に取り込むことによって、神戸では他にない独自の衣食住の文化が育った。神戸の魅力は数え切れない。

2005年に日本経済新聞社が実施した「定年後に住みたい市町村区」調査によれば、神戸市が首位に立つ。「おしゃれ」「ハイカラ」「夜景がきれい」「異国情緒あふれる都会的なイメージも強いが、六甲山など自然も豊か」。神戸は、生活の便利さと自然に触れ合えるという両方の条件が広く人々に評価されている。国内に数ある都市の中でも、神戸は「おしゃれな「みなとまち」としての確固たる「好い」イメージを十二分なほど統一的に人々に定着させていることは、神戸市生活文化観光局によるイメージ調査においても示されている。神戸から連想されるイメージは、この土地をかたち造ってきた海、港、すなわち、国際交流を持つみなとまちであったという歴史から形成されたものであろう。国内・海外のガイドブックに記載された神戸の紹介文には港に関する表現がふんだんに取り入れられ、いかに神戸にとって港が大切なものかを明示している。神戸は「港」なくして語るができなくなっている。「みなとまち」としてのイメージ形成が為されているのである。1868年の開港以来のハイカラ感覚を残す旧居留地や他の地区の建造物は、神戸がみなとまちであることを回想させる役割を果たしている。

だが、「みなとまち」神戸のイメージに反し、神戸を訪れた人々が実際に訪れるのは別の地域である。神戸市の観光入込客数調査によれば、2003年度の訪問者数合計2669万人に対し、神戸港に区分される地区を訪問したのは274万人である。一方、旧居留地や南京町などを含む市街地は807万人、六甲・摩耶496万人、ルミナリエ456万人である。港エリアは人々の行動範囲から遠くなり、イメージ形成にのみ利用されている現実が見受けられる。「みなとまち」神戸はヒトの手によってつくられた虚像となってしまったのだろうか。世界で普及している外国人向け日本ガイドブックでは、神戸は必ずしも訪れなければならない土地ではないと明記されている。神戸は神戸ビーフと阪神大震災からの驚異的な復興という側面では世界的に高い評価を受けているものの、観光、地域活性化という点では検討し、解決しなければならない問題を抱えているのではないだろうか。観光交流を通じて地域に対する理解促進、また、地域経済活性化も可能なことから、観光振興は重要な取り組みである。近年、生き残りをかけた都市間競争は激化している。魅力溢れる地域を形成し、人々を惹きつけることが重要性を増している。観光振興のためにどのような組

織を形成し、活動を展開しているのかを調査した。

3. みなとまち活性化のためのキーファクターと提言

本研究では神戸とシドニーの2つの「みなとまち」の観光誘致戦略について比較分析を行い、観光振興による地域経済活性化に有用な方策を提示することを試みた。

その結果、観光振興を支える組織の間には、国、州・市、港湾、民間の各レベルにおいて明確な役割分担があり、各組織が講じる旅行者へのアプローチ、観光誘致のための手段・手法に大きな違いがみられないことが明らかになった。観光を支える組織の視点からすれば、いずれの都市においても観光予算の更なる充実が望まれるという共通の問題も抱えていた。だが、問題解決のための行動（商業的活動を始めとする資金確保のための活動）と実際のみなとへの集客と重視するターゲットについては大きな相違がみられた。両都市のイメージ形成に「みなとまち」という要素は重要な影響を与えていたが、実際にみなと周辺地区が集客力を持っている、ないし回復したのはシドニーであった。

特にシドニーにおけるみなとの活性化では、次の8点が成功のキーファクターであった。それらは(1)恵まれたよい気候、(2)みなと周辺の整備、(3)歴史的建造物の活用、(4)交通網の充実と集約、(5)クルーズ船の誘致、(6)アトラクションの設置・集約、(7)イベントの実施、(8)境界域での「みなと」を感じさせる賑わい空間作りである。みなとは自然と都市が一体化している空間であるところが魅力を醸し出すが、その反面、季節性が強いことは否めない。この点をどのように克服するかにおいて、シドニーの組織では地元住民、国内旅行者、海外旅行者の意見をインタビュー調査によって取り入れ、各種の改善・新規の対策を行っていた。元来、旅行者は地元の真の姿に関心を抱くことから、地元の人々が訪れない所には外からの訪問者もいずれは来なくなるという信念を組織内・組織間で共有し、持続可能な観光の実現に向け、地元の人々が愛するような地域開発を行っている。地元の人々を巻き込んでいるのである。地域を支援する人々、つまり、ファン作りの活動は、国内にとどまらず、海外でも実施され、地元住民から他国の観光関連産業においても実施されている。この点で、国・州・市の各レベルの組織が連携をとり、一貫した目標と使命を持って、国民の理解を獲得しながら活動を展開しているといえるだろう。また、SHFA（シドニー湾岸局）という組織が、みなと（港湾空間）とまち（後背地の都市空間）、及びハード事業とソフト事業をつなぐ機能を果たしていることも明らかになった。

本研究より、観光振興による地域経済活性化に有用な事柄として次の5つの事項が発見された。第1に、観光振興において必要なのは、組織の明確な目標と使命であり、これを構成メンバー全員で共有することである。「世界でNo.1になる」「経済効果をもたらせる」などの明確な目標、「人々が愛し、地元の人々が集まる場所にする」などの共有概念、その浸透が必要である。第2に、予算以上の活動を展開することである。両市ともに「みなとに人々が集まらない」「観光振興のための資金が不足している」という共通の問題を抱えていた。しかし、シドニーは資産運用による資金獲得活動を行うとともに、企業や個人の社会貢献という厚意に依存せず、ステークホルダーにメリットを生み出す形で協賛・協力を確保している。第3に、観光推進に携わる人々の間で地元集客の意識を顕在化させることである。観光集客を望む地域に必要なことは「地元の人々が集まる」場所になることである。地元の人々が訪れないところには、国内はおろか海外からの訪問者も訪れないからである。第4に、ファン作りである。ファンは地域のブランド力を構築し、高める働きをする。ブランド力を持った土地は価格競争から免れる。散在する潜在的なファンを組織化し、その力を活用することも必要である。第5に、混成組織を編成することである。みなと観光は季節性という外的要因の影響も強いことから、よりハードとソフトの連動、融合が必要になる。土木技術者、デザイナー、広報専門家など、様々な専門知識をもつ人々が構成する組織が、ハードとソフトの両面からみなとの観光振興に取り組むには必要であろう。

日本ではものづくり、殊に港湾整備においては物流機能が重視されてきた。重厚長大の傾向から、ハードの側面の充実に注意が払われた。今後は、一般の人々にもみなとの重要性を認識してもらい、みなとの存在を忘れさせないようにする努力が必要である。人々の意識から遠ざかってしまったみなとを近くに引き戻すには、観光という視点は重要である。人々が認識できる範囲でのみなとの形成、特にソフト面からの活性化が肝要になるろう。

観光振興の促進には地域の理解が欠かせない。そのために官・公の組織は明確な目標と使命を持ち、国民ないし地元の人々に対して観光振興の必要性と重要性を説得的に明示し、理解を得る必要がある。シドニー市の事例はその上で参考になるであろう。本研究で提示した事柄は観光振興の原点である。観光振興についての意識の顕在化に役立つであろう。

大学発ベンチャーの研究

神戸大学経済経営研究所 専任講師 上野正樹

1 研究の目的と方法

近年、大学発ベンチャーの創出が注目を集めるようになってきた。2004年度末までに累計で1,099社が設立され、2000年度以降は毎年度100社以上が設立されている。本稿の目的は、「大学発ベンチャーの創出要因」、「アーリーステージの経営形態」、「企業成長要因」を明らかにし、実践的含意を導くことである。研究方法はアンケート分析とインタビュー調査である。アンケート分析は全国大学側とベンチャー側へ行なった質問表を利用した。インタビュー調査は、神戸大学、大阪大学、北海道大学から生まれたベンチャー9社へ実施した。以下、分析結果の概要をまとめ、ベンチャー支援に関する政策を提言する。

2 大学発ベンチャーの創出要因

全国大学へのアンケートによると、2004年までに過去にベンチャーの創出実績のある大学は116大学あった。この116大学をサンプルとしベンチャーの創出要因を分析した。具体的にはベンチャー設立数（2003-2004年の設立数）を被説明変数とした重回帰分析を実施した。説明変数は、研究教育要因（学部偏差値・基礎研究件数・応用研究件数）、産学連携要因（起業支援活動・技術移転機関・大学ファンド・兼業ルールの有無）、制御変数（国公立大学ダミー・単科大学ダミー）である。重回帰分析は負の二項モデルを採用した。

分析結果は、ベンチャーの創出要因として大学本業の研究教育要因に強い影響がみられた。特に基礎研究件数、応用研究件数の多い大学からベンチャーは多く生まれている。一方、産学連携要因の影響は見られなかった。さらに、起業支援活動と基礎研究件数・応用研究件数の交互効果には負の影響が見られた。これは、研究が活性化している状況で、起業支援活動の介入があるとベンチャーの設立にはむしろマイナスの影響があるということである。この結果には二つの解釈ができる。1つ目は、起業案件の中で不適切な起業を未然に止めていることである。2つ目は、多くの起業案件に対して支援活動が対応できずに起業の妨げになっていることである。

3 アーリーステージの経営形態

大学発ベンチャーへのインタビュー調査を通じて、アーリーステージの経営形態として4つのパターンが明らかになった。第1に、商業化に向けた研究開発のみを実施しているパターンである（このパターンを新技術戦略と呼ぶ）。将来、受託研究開発や生産活動を実施するのに先立って研究開発に着手した企業である。また意図的に研究開発に留まっている場合もある。第2に、商業化に向けた研究開発と、受託研究開発を実施するパターンである（応用開発戦略）。この場合、既存企業から研究開発を請け負うなどの形で一定の収入を得て、その収入を商業化に向けた研究開発に投資する。第3に、商業化に向けた研究開発と、生産（委託もしくは自主生産）を実施するパターンである（製品開発戦略）。この形態の特徴は生産という形での製品化を実現している点にある。第4に、受託研究開発と生産を実施するパターンである（移転技術戦略）。この場合、大学で実用化済みの技術を移転して製品化し、ベンチャー内では研究開発を行なわない。

アンケート調査に目を移すと、ベンチャー側アンケートにおいてハイテク系ベンチャー97社（製薬医療・情報通信・電子機械・材料化学分野の企業）から事業要素に関する回答を得ている。このデータをもとにすると20社が新技術戦略、26社が応用開発戦略、31社が製品開発戦略、20社が移転技術戦略に分類された。経営形態（事業戦略類型）と年平均売上高（単位は百万円）の関係を見ると、応用開発戦略が41.87と最も高く、続いて製品開発戦略が12.68、移転技術戦略が8.73、新技術戦略が1.78となった。経営資源の不足状況について、資金面・人材面・販路面において合計9項目をベンチャーに質問している。戦略類型別に見ると、製品開発戦略が平均で3.52と最も資源不足状況が高く、続いて新技術戦略の3.20、移転技術戦略の3.00、最後に応用開発戦略の2.81という結果となった。

4 企業成長要因の探求

上述の分析において、収益基盤を持たない新技術戦略の売上高は低く、経営資源についても不足している状況にあるのは予想通りである。しかし、製品化を実現している製品開発戦略と移転技術戦略は、応用開発戦略に比べて低い売上高に留まり、経営資源が不足した状況にある。インタビュー調査によると、大学研究ベースでの製品化では市場開拓が十分にできず、収益にはつながりにくいことが明らかになった。また経営資源が不十分な段階で製品化に着手しているため資源不足が強く認識されている。アーリーステージでは、受託研究開発などから資金を得て、じっくりと商業化に向けた研究開発を行うことが企業の成長性にとって重要なことが伺える。

最後に、年平均売上高（対数）を被説明変数とし、上述の4戦略類型、資本金、特許移転の有無、短期IPO志向の有無、経営経験者の起業チームへの参画の有無、外部支援の有無（大学支援・公的支援）の影響を分析した。サンプルは上述の97社である。重回帰分析の結果、経営経験者の起業チームへの参画の有無、応用開発戦略の効果が見られた。経営経験者らと起業することで経営を軌道に乗せることができる。また応用開発戦略では、既存企業からの委託開発などを通じて一定の資金や経営知識を獲得できる。外部支援については、大学支援がマイナスの影響を与えていた。大学からの支援は企業成長にとってマイナスである。なお公的支援については影響が見られなかった。

5 直接支援から間接支援へ

起業家へのインタビューによると、外部の支援活動が経営に役立ったとする回答は少ない。起業家の多くは、外部支援機関のコミットメントが限定的で、技術的専門知識が不足していると言う。様々な支援メニューを提示することはできても、個々の経営の文脈におかれている起業家の望むサポートはできない。支援者らは起業家らと技術的専門知識に根ざした会話もできない。こうしたギャップは起業家にとってストレスにさえ感じる。彼らは広く浅い支援メニューよりも、専門的、特殊的で、共感やコミットメントに根ざした支援を求めている。

経済産業省が掲げた大学発ベンチャー1000社構想は既に達成されている。今後、ベンチャーの経営という質的な側面が重要になるだろう。この時、多くの企業に適用できる支援メニューを提示するというやり方には限界がある。ベンチャーの支援に大きなインセンティブを持つ主体を活用することが重要になるだろう。それは、研究開発を委託したり共同開発をしたりする「既存企業」である。支援からのリターンを計算し、その収益を最大化しようとするインセンティブを持つのはこうした企業だからである。また既存企業であれば技術知識を持ち、技術を精査する能力も持つ。ベンチャーにとっては技術を取り込まれるかもしれない相手でもある。しかしこの緊張関係は、起業家が経営の厳しい規律を学習する機会にもなっている。

行政施策においては、既存企業とベンチャーの共同を促進させるところに、支援を行うべきである。ベンチャーの成長や技術の商業化に強いインセンティブを持つ主体とベンチャーを結びつけるインフラを作ることによって、結果的にベンチャー支援を行う。つまり間接支援である。今後、ベンチャーへの支援メニューを揃えるといったこと以外に、インフラに注目した本質的な議論が増えることを期待したい。

家族従業概念を基礎とした中小小売商業の実態調査

～神戸市の商店街調査を中心に～

奈良産業大学経営学部専任講師 高室裕史

神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程 柳 到亨

神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程 横山 斉理

神戸大学大学院経営学研究科教授 石井 淳蔵

1. 問題意識

1980年代以降、中小小売商業あるいはそれを支える商業集積の衰退の問題が特に意識されるようになった。そして、この衰退の要因として、例えば、商店街の客を奪う大規模小売店舗の開設など、いわば街の外にある勢力（「外の敵」）の問題がより強調されてきたといえよう。しかしその一方で、衰退の問題を「外の敵」にのみに還元する視点の不十分さに人々は気づき始めてきている。換言すれば、「街の外」だけではなく「街の内」にある問題の問題性が、現場の側でより強く意識され始めてきているのである。それは例えば、商店主自身によって「商店街を構成する店のやる気や魅力がないのに何故顧客が集まってくるのか。外の問題を云々言う前に個店の魅力を高めていかねばならないのだ」というように語られたり、商店主たちに意識される問題が、「大規模店に客足をとられる」あるいは「駐車場がない」といった問題から「後継者難」、「魅力ある店舗の不足」、「商店街活動への意識の低さ」などにシフトしたり、ということに現れている。

この「街の内の敵」の問題を早い段階から指摘したのが、石原武政・石井淳蔵（1992）『街づくりのマーケティング』日本経済新聞社、である。石原・石井（1992）は、フィールドワークを中心とした丹念な記述のうちに、「街の内の敵」の存在を浮き彫りにするとともに、特に「街づくり」ひいては「商人たちの共同事業」の観点から、この問題への対処の可能性を指し示したものであった。

しかし、この「内の敵」のアプローチにもなお限界が残される。それは「内の敵」のさらに内にある問題、すなわち、商店主個々の問題の存在である。そして、この問題に迫ったのが石井淳蔵（1996）『商人家族と市場社会—もうひとつの消費社会論—』有斐閣、であった。石井（1996）は、商店街や小売市場での商店経営のより本質的なユニット、つまり「商人家族」に分析の焦点をあて、より本質的な問題を提起した。

石井（1996）は、この「商人家族」に内在する問題を、先の「外の敵」、「内の敵」に対して「内々の敵」と呼んだが、我々が、本調査において着目するのはまさに「内々の敵」の問題である。先に示したような現場の問題認識の変容をみても、この視点からのアプローチこそが今あらためて求められているといえるであろう。

我々は、以上のような問題意識から、まずはその実態を把握することを目的に調査研究を進めていく。焦点とするのは次の2点である。第1が中小小売商を支えている「現代の商人家族」の実態の定量データによる把握、第2にその「現代の商人家族」の実態と商店経営の属性との関連性の定量データによる確認、である。この調査分析を通して、「内々の敵」の問題を中小商業問題の対象としての俎上にあらためて上げるとともに、中小小売商業を取り巻く理論的・実践的な議論への足がかりを求めていく。

2. 質問票調査の概要と分析視角

データとして使用されるのは、神戸市の小売商店主を対象に行った質問票調査で得た一次データである。質問票調査の概要は、表1のとおりである。

この調査で得たデータを分析する際に用いる視角は、①配偶者労働者の有無、②後継者の有無、③共同

表1 調査概要

実施時期	2004年7月～8月
調査対象	神戸市内の商業集積に所属する500商店主
回収数	383票（回収率76.6%）
調査方法	自記入式 →神戸市産業財団中小企業支援課担当者による手渡し・回収
調査項目	商店経営・組織活動に関する意識調査、フェイスシート

体意識の程度，である（なお，共同体意識はさらに，利益共同体意識＝他の中小小売業者との関係についての意識，生活共同体意識＝店舗周辺地域との関係についての意識，の2つに区分される）。これらの分析視角と店舗属性・商業者属性の関係についての確認を行うことがデータの分析における主たる目的となる。

3. 分析結果とディスカッション

分析にあたっては，店舗属性および商業者属性と，①配偶者労働者の有無，②後継者の有無，③共同体意識の程度，との関係について，連続的な変数については平均値の比較（t検定），カテゴリ変数については変数間の関連性の検定（ χ^2 乗検定）を行うことにより確認した。この分析結果とそこから得られる解釈の概略は次のとおりである。

第1に，配偶者労働者の有無については，業種（最寄品かそれ以外か）と商店主の性別，子供の有無と関連が認められた。このことは，夫婦での商店労働の重要性が，特に最寄品を扱う小売店舗において強調されるものとなることを示唆すると捉えることが可能である。

第2に，後継者の有無については，創業以来の営業年数，家族従業者数，従業員数，年齢，経営者になってからの年数，経営する店舗数，売上高の大小との関連が認められた。これは，後継者の有無は店舗の伝統や規模に関係を持つ，ということが定量的なデータによって裏付けられた結果とも捉えられる。

第3の共同体意識については，2つの分析視角に細分されるが，まず，利益共同体意識の程度については，創業以来の営業年数，家族従業者数，店主が子供・孫を世話する1日の平均時間，年齢，経営者になってからの年数，配偶者労働者の有無，後継者の有無，結婚しているかどうか，子供の有無，と関連があることが認められた。次に，生活共同体意識の程度についても，創業以来の営業年数，家族従業者数，年齢，経営者になってからの年数，配偶者労働者の有無，後継者の有無，結婚しているかどうか，子供の有無，との関連が認められた。なお，利益共同体意識，生活共同体意識に関連する属性はほぼ共通するものであったが，利益共同体の場合は，特に店主が子供・孫を世話する1日の平均時間との関係が統計的に有意な差を持つものとして説明される点が異なる点となった。以上から，共同体意識の程度に関する解釈として示唆される点を整理するとすれば次の2点が挙げられよう。一つが，その共同体に所属する年数と共同体意識との関係である。これは，その地に長くいることによる意識の高まりというように理解できそうである。もう一つが，伝統的な家族従業形態と共同体意識との間に関連である。特にこの点は，我々が着目する商人家族のありようと共同体意識との間の関連を伺わせる結果であるといえる。

4. 総括

本研究における理論的貢献は次の2点に整理できる。第1は，中小小売商業の問題を「家族」という単位により明らかにしていくというアプローチに対して，定量的データにより検証を行う可能性を拓いたことである。第2が，今回，収集されたデータにより，限られた関係についてはあるが，商人家族と中小小売商業者の属性の関係を，定量的な一次データにより確認したことである。

次に，実践的貢献については次の3点に整理できる。第1が，「内々の敵」の存在をあらためて議論の俎上に上げた点である。第2が，神戸市における商人家族の属性やその実態を定量データにより捕捉したことである。神戸市の中小小売商業の現状と実態の把握に資する基礎データを提供するものとなりうる。第3が，本研究の調査分析によって得られた示唆から，具体的な政策課題が得られる可能性があるという

点である。

但し、残された課題も多くある。第1が、分析結果の外的妥当性についてである。今回、実施された質問紙調査は神戸市の中小小売商業者を対象にしたものに止まる。今後、他の地域からも豊富なデータを収集することにより、さらに分析と検証を深めていく必要がある。第2が、分析自体の精緻化についてである。本稿の分析では商人家族の実態と中小小売商業者の属性との関連性を指摘しただけに止まる。個別の分析視角に焦点を絞った分析・検証が今後必要である。第3が、国際比較研究の方法論についてである。より本質的な課題の解明に向けて国際比較分析は有効と思われるが、これを可能とする方法論は必ずしも確立されたものではない。この精緻化に向けた検討が今後必要である。

日本市場における外資系企業の立地選択 意思決定からみた経営戦略の比較分析 — 神戸と東京の事例研究 —

関西学院大学大学院商学研究科博士課程前期課程商学専攻 当 麻 潤
青山学院大学大学院国際マネジメント研究科修士課程国際マネジメント専攻 日 野 順 之

1. 問題意識

外資系企業の立地に関する既存研究（大和銀2001，ひょうご投資サポートセンター2002）によれば，外資系企業が立地場所選定にあたって重要視する点は多様である。東京に立地する外資系企業が重要視するのは，「ビジネスインフラ（市場規模，公的機関や金融などの中枢機関との近接性など）」と「交通インフラ（港湾，空港，道路等）」の充実であり，一方，神戸に立地している外資系企業が重要視するのは，人やモノの日本全国への移動を円滑に行うことができる「交通インフラ（港湾，空港，道路等）」の充実に加えて，従業員や家族が安全・快適に生活できる環境，つまり「生活インフラ（学校，宗教施設，医療機関，商業施設等）」が整備されていることだと指摘されている。

また，企業が都市に立地するにあたり，企業と都市との関りはその程度の差はあれ，企業の経済活動や企業関係者の政策決定への参与が，都市形成に寄与しており，都市住民の生活や意識を規定していることは確かである（丹下2005）。こうした意味で，企業の社会的責任（CSR）の観点から外資系企業へアプローチする意味は大きいと考えられる。特に，神戸地域においては1995年1月の阪神大震災を経験して，企業の地域社会に対する関り方は，パイロットケースに値するほど多様に展開されている。

以上のような問題意識から，「外資系企業の立地選択行動から当該企業の経営戦略の構築及び進め方が異なっている」と想定し，実証分析を試みたい。もし，本社立地が外資系企業の立地戦略，業態・業種，扱う製品特性，企業の社会的責任（CSR）の違いから生まれ，それにより立地場所選定が神戸と東京で異なっていることが明確化できれば，今後の神戸市の外資系企業の誘致，地域活性化等の行政施策の指標に有効に働くと考えられる。ここでは，外資系企業の「立地戦略」と「企業の社会的責任（CSR）」を中心に質問紙調査を実施した。調査の概要は，以下の通りである。

目 的：外資系企業の立地戦略と企業の社会的責任に関する調査

期 間：2005年9月～10月

対 象：神戸市と東京に本社を置く外資系企業（神戸：73社，東京：90社）を対象とした。（2005年度外資系企業総覧より抽出）

回収率：神戸34%，東京28%

方 法：質問紙調査法（自記入，郵送配布・回収）

2. 調査結果

(1) 基本属性

まず、「業種」において神戸と東京ともほぼ同様の構成になっている（神戸：製造業＝9，非製造業＝8，その他＝6 東京：製造業＝11，非製造業＝8，その他＝7）。次に、日本における「支社・営業所の数」において神戸では、1社または2～9社が多くなっている。一方、東京では2～9社または10社以上が多くなっている。このことに関連して当該地における「従業員の数」において神戸では、1～10人が最も多く、従業員数レベルでも中小規模の企業となっている。一方、東京では中～大規模な企業であろう51～200人が最も多くなっている。最後に、「社会貢献活動にかかる費用」において神戸では50万円以下が大半を占めている。一方、東京では50万円以下が最も多くなっているが、300万円以上と回答した企業も少なからず存在している。

(2) 立地戦略

神戸と東京に立地している外資系企業に対して企業立地として都市インフラ（ビジネス、交通、生活、その他（行政のサービス））の中で何を重要視しているかを5点尺度で尋ね、その回答をもとにして、立地戦略の違いを測定した。神戸に立地している外資系企業と東京に立地している外資系企業の差をみるために、T検定を行った。

まず、両地域間で生活インフラにおいて有意水準10%以下で有意差が見られたのは、「居住・生活環境が整っている」、「外国人のための病院・医療」、「自然環境」であった。これら「居住・生活環境が整っている」、「外国人のための病院・医療」、「自然環境」においては、東京に立地している外資系企業よりも、神戸に立地している外資系企業が重要だと感じているようである。また、その他の有意差がでていない生活インフラの項目（「治安がよい」）においても東京に立地している外資系企業よりも、神戸に立地している外資系企業が重要だと感じている。つまり、東京に立地している外資系企業よりも、神戸に立地している外資系企業の方が生活インフラを重要だと感じているようである。さらに、その他（行政のサービス）としての項目（「国際都市化している」、「地価・オフィスの賃貸料が安い」、「外資系企業への優遇措置」）においても有意差は見られないが、東京に立地している外資系企業よりも、神戸に立地している外資系企業が重要だと感じているようである。

次に、両地域間でビジネスインフラにおいて有意水準10%以下で有意差が見られたのは、「中央政府・官庁への接近」であった。「中央政府・官庁への接近」においては、神戸に立地している外資系企業よりも、東京に立地している外資系企業が重要だと感じているようである。また、その他の有意差がでていないビジネスインフラの項目（「有望な市場がある」、「大手金融・商社」、「サービス提供会社の存在」）においても神戸に立地している外資系企業よりも、東京に立地している外資系企業が重要だと感じている。つまり、神戸に立地している外資系企業よりも、東京に立地している外資系企業の方がビジネスインフラを重要だと感じているようである。さらに、交通インフラの項目（「交通（物流・空港・港湾）の充実」）においても有意差は見られないが、神戸に立地している外資系企業よりも、東京に立地している外資系企業が重要だと感じているようである。

(3) 企業の社会的責任（CSR）

神戸と東京に立地している外資系企業に対して企業の社会的責任（「内向き＝従業員の福利厚生、女性が働きやすい、障害者採用など」、「外向き＝消費者志向、情報公開、環境保護など」）の中で何を重要視しているかを5点尺度で尋ね、その回答をもとにして企業の社会的責任（CSR）の捉え方の違いを測定した。神戸に立地している外資系企業と東京に立地している外資系企業の差をみるために、T検定を行った。

両地域間において有意水準5%以下で有意差が見られたのは、「女性が働きやすい」の項目だけにすぎなかったが、その他（有意差がでていない項目）と合わせて見ていくと、神戸に立地している外資系企業は企業の社会的責任が及ぶ対象として「内向き」を重要視しており、一方、東京に立地している外資系企業は「外向き」を重要視しているようである。

さらに、この調査結果の頑健性を補完するため神戸、東京それぞれに立地している外資系企業数社にインタビュー調査を行った。業種や会社の規模に違いはあるが、アンケート結果に沿う形で神戸に立地して

いる外資系企業は社会的責任として「内向き」を重視し、一方、東京に立地している外資系企業は社会的責任として「外向き」を重視しているという結果になった。

3. 総括

本研究により神戸と東京の外資系企業の「立地戦略」と「企業の社会的責任」に差異が見られたことから、神戸市の行政・地域コミュニティと外資系企業との関係作りの方向性が示唆できたと考える。

今回の調査で明らかになったこととして、まず、神戸に本社を置く外資系企業は、東京に本社を置く外資系企業よりも、「生活インフラ（学校、宗教施設、医療機関、商業施設等）」が整備されていることを重要視している。一方、東京に本社を置く外資系企業は、神戸に本社を置く外資系企業よりも、「ビジネスインフラ（市場規模、公的機関や金融などの中枢機関との近接性など）」が整備されていることを重要視している。

次に、企業の立地選択要因と企業の社会的責任を関連させて研究を進めた結果、神戸に本社を置く外資系企業は社会的責任の対象として「内向き」のベクトル、つまり従業員の福利厚生、女性が働きやすい環境、障害者雇用などに取り組み、企業の社会的責任として社内への効果を重要視している。一方、東京に本社を置く外資系企業は社会的責任の対象として「外向き」のベクトル、つまり消費者志向、情報公開などに取り組み、企業の社会的責任として社外への効果を重要視している。

以上のことから、神戸に立地している外資系企業に関しては、「生活インフラ」を重要視していることと、「内向き」の社会的責任に重点を置いていることが関連しており、一方、東京に立地している外資系企業に関しては、「ビジネスインフラ」を重要視していることと、「外向き」の社会的責任に重点を置いていることが関連していると言えよう。

兵庫区内で製造業に従事する中小事業所の製造品調査と ‘工房’としてのプレゼンテーション転換の試み

フランス国立パリ建築大学・ラピレット校卒業 山下 香
フランス政府公認建築家D.P.L.G 情況構築アトリエ主宰

研究目的

兵庫区はかつて神戸市の都心部として機能し、海運事業や商業活動の一大拠点であった。12世紀には半年間では有るが福原に都が移され、16世紀には兵庫城が築城され城下町としても栄える。これらの都市基盤のもとに、卸売業を中心とする商業、船舶に関係する工業等が住宅と混在し19世紀後半からの兵庫運河周辺には大規模重工業施設やそれらの下請工場などが多数立地し、これが今日の兵庫区都市構造となっていた。

戦後の大規模重工業施設の都市からの流出や今日の経済状況の沈滞化により、兵庫区を支えてきた都市構造が揺らいでいる。中心的機能を果たしていた工業核が衰退する事により、それらを取り巻く周辺機能も衰退していくのである。具体的には、人口減少、それによる高齢化、産業、商業の衰退、住宅環境の老朽化など、いわゆるインナーシティ問題が生じているのが兵庫区の現状である。

今まで建築と都市計画を専門に学んで来た者として、兵庫区、とくに兵庫区南部地域に非常な魅力を感じる。それは第一に昔よりこの地域の特徴であった、商、工、住の混在にあると思われる。20世紀の都市計画は用途ごとに区画していく歴史であったが、都市があまりにも複雑化する今日、この方法論では都市が現在有する、また将来直面するであろう多問題を解決する事は出来ないであろう。この多機能混在の都市構造を逆手にとり、兵庫区のまちを活性化していく事はできないのであろうか。

この地域の第二の魅力は都市資源が豊かであるということである。古の社寺に始まり、日本一の長さを誇る兵庫運河、その周辺の倉庫群、神戸の台所である中央卸売市場本場、味のある路地の長屋、工業の町

を感じさせる町工場，日本の基幹企業の大工場，そして港，働く人々，暖かいお年寄り達，等々，磨くと光を増す珠玉の宝庫である。

今回の研究の目的は一言で，商業・工業による兵庫区再生の糸口を探る事である。建築や都市計画のみでまちを再生することは不可能に近い。都市が人間の生活の場である以上，人間の生活を基盤として，ハードではできないソフトのまち活性化を探求する目的でこの研究を開始した。この研究では今日の兵庫区を作り上げた“町工場”の持つ，兵庫区活性化，広くは神戸市活性化の秘めたる可能性を探る。

研究概要

事業所数に関して“平成14年工業統計調査結果 神戸の工業”によると「事業所数は，長田区が732事業所（30.7%）で最も多く，次いで西区505事業所（21.2%），兵庫区が328事業所（13.8%）となっている。機械金属工業においては各区内での割合は西区がトップの値である。」とある。西区が兵庫区を押さえて2位である現状を見ると，兵庫区から郊外への工業の流出が安易に想像できる。これには兵庫区の都市構造にも問題があり，小区画の多い高密度地域にあって各工場が，工業設備は大規模になっていく一方で作業所を拡大できないという現実がある。これは前述した商・工・住の混在状態が裏目に出てしまった結果である。そこで，この都市構造の中での中小事業所の特徴を活かした新たなネットワークを構築し，停滞気味の工業核とまちの文化核や商業核を活性化する可能性を探る。具体的には，第一に各事業所の差別化を図る。これら事業所は一般的に“鉄工所”や“町工場”と，一般庶民には一括りに認識されている傾向がある。

実際これら各事業所の製造品や使用材料はそれぞれ異なっているが，これらは一般に余り知られていない。ここで，事業所を“工房”や“アトリエ”と捉えなおす事により，それら事業所のプレゼンテーションの方法を転換してみてはどうか，と提案する。“工房”や“アトリエ”と概念を転換する事により，今まで見えてこなかった新しい可能性が広がるのではないか。そこでは事業所の製造品は芸術品と同等である。東大阪市の中小事業所が横のネットワークのもと，「東大阪ではつくれんもんはない」と言われる中，神戸は独自のネットワークで「デザイン性のあるアート系のものづくりは神戸や」といわれる状況を構築し，芸術や実用性を基盤に，一般人に身近な事業所へと存在意義を転換させる補助となる研究を第一目標に研究を遂行した。

研究手法

俯瞰的に兵庫区全体の工業状態を理解・調査する。これは神戸市機械金属工業会・また神戸市産業振興財団の支援の下行った。次に兵庫区にある事業所（機械金属工業など）を一軒ずつ訪問し，信頼関係を結びつつ各事業所の特徴，製造品，悩み，また工業とアートとの結びつきの可能性について，など対話の中で伺った。各事業所との信頼関係を構築するには何度も足を運ぶことが必要であり，結果16軒の訪問となった。同時に学術機関（国内外を含む）を訪問し，インダストリアルデザインや芸術における鉄や機械金属の芸術的可能性，実用的可能性を探った。この研究は工業を文化により活性化する糸口を探るためのものであるが，この研究と並行して，兵庫区（長田区）の商業を文化により活性化する糸口を探る「下町活性化」活動も開始した。（下町レトロに首っ丈の会 <http://situationniste.com/citamatiretro.html>）

現場の声の要点

1：神戸と大阪における機械金属工業の仕組みの違い

大阪の横系列と神戸の縦系列という仕組みの違いを考慮すると，神戸は高価かつ良質，そして下請である中小事業所と親会社との絆がとても強いことが挙げられる。

2：外国製品に日本製品が圧されている現状

近年の海外，特に東南アジア諸国との競争激化により，厳しい状況にある。特に人件費に関しては太刀打ち出来ない。いくら1人で数台の機械を動かしても，外国はおおもとの人件費が安いので「価格」自体で引けをとってしまう。品質で勝負しようと思っても，船舶などは使い捨てのようになってきており，寿命が来れば新しい製品に替えるという流れのなか「品質」で勝負するのも困難になって来ている。

3：重厚長大型による下請に徹する現状

神戸は下請と親会社との絆が強い分、各下請が単一技術しか持っていない事が多い。大阪のように単品小ロットの加工ならば、応用が利くのであるが重厚長大型の伝統の元、応用が利きにくい。

4：自社製品をもつメーカーになり難い状況

中小事業所はそれぞれ自社ブランドの製品を開発したいとの思いはあるところも多いが、実際製品開発費や開発した後の在庫管理等を考えると下請ばかりに甘んじていてはと思いつつも重い腰を上げにくい状態にある。

5：後継者不足による融資の困難さ

融資を受ける際に、中小事業所に後継者がいるかどうかが問題となる。後継者がいない事業所は融資を受けるのが難しい。しかし最近若者の工業離れが進んでおり、熟練工の技術を伝承しきれていないし、後継者不足なのが現状である。

研究を通しての結論

1. 「ブランド化」を手助けするメディアとしての「産業観光」

アートと工業について各中小事業所に質問したところ、「産業観光」に関しては「直接利益が無いので何のためにするのか分からない」「直接中小事業所に利益のある理由付けが欲しい」との声が多かった。ここで、神戸発の「鉄工所」ブランドのインダストリアルデザインなどの商品を開発・販売することを前提におけば、新たな「理由付け」が生まれると思われる。つまり「産業観光」自体を「鉄工所ブランド」のメディアとするのである。「産業観光」やデザイン性のある「産業観光マップ」など、メディアとして利用する事で、「あの産業観光で有名なところが作った製品」という認識が上がる。商品の宣伝として「産業観光」を利用する。

2. 中小事業所有志により結成の「異業種ものづくりグループ」の必要性と商品開発、販売

1での宣伝が大きく広がる中で、異業種ものづくりグループがデザイン性のある製品を発信、販売していく中で、少しずつ「おしゃれ系ものづくりは神戸の鉄工所」という認知を広げていく可能性を秘めていると思われる。下請と親会社との強い絆は、中小事業所1社での自社製品開発販売を困難にしているが、数社の有志がグループとして製品開発販売をすることで、リスク分散ができ、作業分担も出来、決して不可能ではないと思われる。

最後に

宣伝としての「産業観光」、そして「異業種ものづくりグループ」によるデザイン性の高い製品の開発・販売は、「工業界」自体のイメージを向上させ、まず後継者問題を解決する糸口を持つと思われる。また、下請のみに甘んじメーカーになりきれない中小事業所に『グループ』としてのメーカーになり得る可能性を与えることができるのではないかな。

そして何より、外国製品との競争についても、「価格」では太刀打ちできない分「デザイン性」という「付加価値」により対抗できる可能性も秘めていよう。

日本の「マンガ」が日本の海外における「隠れた基幹産業」であるように、日本にしか出来ない「もの」。それを探求することで「価格」に対抗できる「何か」を発見できるかもしれない。そして、今回2年間お世話になった中小事業所の社長さんたちが、隠れて「芸術品」を作り、趣味で「すごいもの」を創作しておられる事。これを見て、「神戸のものづくり、恐るべき可能性を秘めている」との思いを深くした。神戸のものづくりは決して東大阪に負けてはいない。そう確信した2年間の研究であった。

リスクコミュニケーションによる 地域活力・地域共生社会の創造(要約)

～平成17年度 総合研究開発機構特定助成研究～

平成18年3月

(財)神戸都市問題研究所

[問い合わせ先：TEL 078-252-0984]

第1章 リスクコミュニケーションの定義と必要とされる背景

1-1 リスクコミュニケーションとは

(1) リスクとは何か

リスクとは「人間の生命や経済活動にとって望ましくない事態が発生する可能性」であり、リスクの大きさは、損失期待値として「損失期待値＝発生確率×損失の大きさ」で表される。リスクの大きさを測ることにより、どのようなリスク対策を講ずれば効果的か、またどの対策を優先的に行えばよいのかの判断が可能となる。

(2) リスクマネジメントとは何か

リスクマネジメントとは「リスクを科学的に洗い出し、そのリスクを軽減、回避、未然防止すること」であり、戦略的にリスクマネジメントシステムを構築することが重要である。

(3) リスクコミュニケーションとは何か

社会全体で適切にリスクマネジメントを行うために利害関係者間でリスクに関する情報、体験、知識等を交換しあいながら相互信頼の醸成を図る取り組みであり、「リスクについての、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りの相互作用課程」と定義づけられている。

1-2 リスクコミュニケーションの歴史的経緯と取り組み

(1) リスクコミュニケーションの歴史的経緯

リスクコミュニケーションは1970年代に欧米で生まれた概念であり、3期に分類される歴史的経緯を歩んできた。

第1期 (70～80年代前半)	第2期 (85～94年)	第3期 (95年～)
データ開示・比較の時代	受け手ニーズと信頼の時代	相互作用プロセス

(2) リスクコミュニケーションの発展段階

一般的には、リスクコミュニケーションは7つの発展段階に分類される。(①「数字を正しく理解する」、②「対象相手に数字を伝える」、③「数字で何を言いたいかを説明する」、④「対象相手が過去に同様のリスクを受け入れたことを示す」、⑤「対象相手にとって良い取引であることを示す」、⑥「対象相手とうまく接する」、⑦「対象相手をパートナーにする」) そのうち第1～2段階が「第1期」、第3～6段階が「第2期」、第7段階が「第3期」のリスクコミュニケーションの定義に該当するとされている。

1-3 リスクコミュニケーションの背景

リスクコミュニケーションが必要とされてきた背景として、民主主義、アカウントビリティ、インフォームドコンセント、情報公開等の台頭とともに、社会全体がリスクマネジメントしなければならないリスク、人々が関心を持つリスクの種類が多様化し、その特性が変化してきたことも挙げられる。

1-4 リスクコミュニケーション活用に向けた留意点

リスクコミュニケーションを適切に進めるためには阻害要因（例：わが国における過度のゼロリスク要求）を理解し対応する必要がある。また、リスクコミュニケーション実現に向けたポイントとして、①相手方の理解、②信頼関係の構築、③円滑なリスクコミュニケーションに向けた訓練が必要である。

1-5 具体的なリスクコミュニケーション手法

具体的なリスクコミュニケーション手法として、印刷物、マスコミなどの「受動的な情報提供手法」、窓口対応やゲーミングなどの「能動的な情報提供手法」、インタビューなどの「小グループからの情報提供手法」、アンケートなどの「大グループからの情報提供手法」、企画討論会などの「小グループにおける問題解決手法」、ワークショップなどの「大グループにおける問題解決手法」などがある。

1-6 本研究が対象とするリスク対応～地域防災・地域防犯

地域にとって最大のリスクであり、地域の総合力発揮が必要である地域防災・地域防犯へのリスクコミュニケーション活用について検討した。

第2章 地域の防災・防犯に関する現状分析

リスクコミュニケーション活用のあり方を検討するため、地域の防災・防犯に関する現状分析をアンケート調査、ヒアリング等により実施した。

2-1 地域住民を対象とした地域防災・防犯に関するアンケート調査

地域防災・防犯活動の主要な担い手である地域住民の意識等を探るため、アンケート調査を実施した。

- 対象者：神戸地域4地区に住む地域住民約1,500名
- 実施時期：平成17年10～11月
- 回答者：743部（回収率：41.3%）
- 質問内容：フェイスシート（性別・年代・職業・阪神大震災の被災状況・家族構成・自宅種別など）
地域の防災・防犯に関する意識等（リスク・役割分担・活動参加意識など）
地域防災・防犯情報に関する意識等（情報ニーズ・満足度・入手方法、課題など）
今後必要な取り組み等（情報内容の改善方向、情報を得ることでの行動変化など）

2-2 自治体を対象とした地域防災・防犯に関するアンケート調査

住民とともに地域防災・防犯活動の主要な担い手である自治体の意識等を探るため、アンケート調査を実施した。

- 対象団体：800団体（都道府県及び市、特別区）
 - 実施時期：平成17年11月
 - 回答団体：466部（回収率：58.3%）
 - 質問内容：団体概要（属性・人口規模・防災防犯担当部署の有無など）
地域の防災・防犯に関する意識等（リスク・役割分担・住民参加促進手法など）
地域防災・防犯情報に関する意識等（情報ニーズ・提供方法、課題など）
今後必要な取り組み等（情報内容の改善方向、住民の行動変化・負担など）
- ※主な結果は、「2-3 住民・自治体間の主な認識ギャップ」を参照

2-3 住民・自治体間の主な認識ギャップ

住民・自治体アンケートに共通設問を設け、認識ギャップの有無について探るため、比較分析を行った。

項目	主な認識ギャップ
1. 防災・防犯活動における役割	住 民：防災活動は「自治体を中心」が多い 自治体：防災活動は「住民を中心」が多い
2. 住民が防災・防犯活動に参加しにくい理由	住 民：「活動のための時間が取れない」が特に多い 自治体：様々な理由があると考えている
3. 防災・防犯情報の住民の理解度	住民による情報理解度は、自治体が想定する理解度よりやや低い
4. 防災・防犯情報を住民が活用できない理由	住 民：多様な理由により活用できていない 自治体：「流された情報が地域で行き渡らない」が特に多い
5. 災害・防災情報の入手（伝達）手段 ※特にギャップが大きい	住 民：「テレビ」「新聞」等圧倒的にマスコミが多い 自治体：「広報紙」「HP」等自己メディアか地域イベントが多い
6. 災害・防災情報の住民の満足度	情報に対する住民満足度は、自治体の想定満足度より概して低い。 地域住民団体の情報のみ満足度が高い
7. 提供が必要な災害・防災情報	全体として、住民は自らや家族などの安全・安心に直接関係ある情報にニーズが集中する一方、自治体は様々な情報をバランスよく提供しようとしている
8. 犯罪・防犯情報の入手（伝達）手段 ※特にギャップが大きい	住 民：「テレビ」「新聞」等圧倒的にマスコミが多い 自治体：「広報紙」「HP」等自己メディアか地域イベントが多い
9. 犯罪・防犯情報の住民の満足度	情報に対する住民満足度は、自治体が想定する住民満足度より概して低い。地域住民団体の情報のみ満足度が高い
10. 提供が必要な犯罪・防犯情報	住民は、住民活動情報や啓発情報よりも、警察・自治体などの活動情報や連絡方法等へのニーズが高い
11. 防災・防犯情報を伝えるために必要な取り組み	住 民：情報内容の充実を重視している 自治体：体制充実や、伝達方法の充実も重視している
12. 情報が十分に得られた場合の住民の行動変化	住 民：変わらないとする回答も一定割合ある 自治体：積極的に活動するようになると想定している
13. 防災防犯活動を充実させる住民の費用負担	住 民：300円/月以上の回答が半数を超え一定の理解がある 自治体：住民が金銭的負担をすることに消極的である

※自治体の回答の中で、2～4、6、9、12は、住民の意識・行動力を想定したものである。

2-4 住民へのヒアリング調査

住民の地域防災・防犯に対する意識をさらに詳しく探るため、地域活動を行っている地域住民にヒアリング調査を行った。

● A地区（大規模ニュータウン地区）

- ・コミュニティの現状：若年者多いが急速に高齢化進行中、今後5～10年で退職者大幅増加
- ・防災・防犯に関する意識：防犯への関心が強い。防災への関心を維持するのに苦労している。
- ・防災・防犯に関する情報：防犯生情報や手口情報へのニーズが強いが警察から十分得られない。
- ・防災・防犯に関する情報伝達方法：回覧板には限界、HP、携帯メールによる連絡要（リテラシー率約60%）、課題はHP作成コスト高、入力者確保困難
- ・その他の課題等：個人情報取扱困難性、民生委員等との連携不備、活動資金確保困難

● B地区（既成市街地地区）

- ・コミュニティの現状：高齢化進行中で地域活動の担い手不足、特に平日の昼間に不足、ジュニア消防隊として中学生に期待

- ・防災・防犯に関する意識：高潮災害が頻発していることもあり、防災への関心が強い。防犯は目立った活動はできていない。
- ・防災・防犯に関する情報：防災は消防，防犯は警察から提供を受けている。（満足している）
- ・防災・防犯に関する情報伝達方法：防災は月1回の会議で共有，防犯は防犯ニュースを各戸配付
- ・その他の課題等：担い手不足から即応性が要求される防潮堤閉鎖に不安

● C地区（農村地区）

- ・コミュニティの現状：急速に高齢化進行中で人口も減少，兼業農家が多く，担い手も不足
- ・防災・防犯に関する意識：関心が薄く避難勧告に反応しないケースもある
- ・防災・防犯に関する情報：防災・防犯情報とも積極的に共有されていない。たまに回覧で触れられる程度
- ・防災・防犯に関する情報伝達方法：以前は口コミが多かったが井戸端会議減少
- ・その他の課題等：地域のリスク情報が把握されていない

● D地区（郊外住宅地区）

- ・コミュニティの現状：壮年者等が多いが高齢化が進行中
- ・防災・防犯に関する意識：児童殺傷事件が起きて以来，防犯への関心が高い
- ・防災・防犯に関する情報：交番等を訪問し，犯罪発生情報を収集している
- ・防災・防犯に関する情報伝達方法：コミュニティ広報紙で防犯情報を中心に伝えている
- ・その他の課題等：人材不足・高齢化，樹木伐採等環境整備，防災資機材の使用方法習熟，住民の自主性・積極性不足など

2-5 自治体へのヒアリング調査

自治体の地域防災・防犯に対する意識をさらに詳しく探るため，地域活動を行っている地域住民にヒアリング調査を行った。

（自治体を対象とした主なヒアリング結果）

● 神戸市民の安全の推進に関する条例に基づく安全・安心に関する協働（神戸市）

- ・市民・事業者・行政が参加する「区安全会議」「安全安心なまち総点検」等による情報共有・協働
- ・住民主体で地域の安全安心を守る「防災福祉コミュニティ」の結成，安全マップ・安全計画の策定等
- ・こうべ安全まちづくり大学運営，市民安全推進員の登録など地域人材の育成

● 春日井市安全なまちづくり協議会（愛知県春日井市）

- ・トップがリーダーシップを発揮して自治体が主体的に防犯に取り組むための行政・住民協働組織を整備
- ・活動として調査研究，まちづくり診断，啓発活動，安全アカデミー運営などを実施
- ・地域の安全のための行動，行政等への提言活動を同時に行うリーダー人材として「ポニター」養成
- ・自治体と警察の意思疎通，情報交換等を円滑に行うため警察から出向者受入

● 地域円卓会議による情報共有・協働（広島県廿日市市）

- ・行政機能の限界，既存コミュニティ弱体化を背景とした新たな地域協働・共助組織の必要性
- ・円卓会議主導でコミュニティ推進プランを作成し「行政計画」「市民計画」など行動プランの作成
- ・情報共有を通じて従来は行政のみで対応していた事業に住民参画を実現

● 防犯情報の積極的配信等（東京都杉並区）

- ・トップのリーダーシップにより急増する犯罪に対処するため自治体が主導して防犯対策を実施
- ・防災・防犯対策を統括する危機管理室の設置，警視庁からの出向者受入で警察との連携強化
- ・空き巣・ひったくり情報等を携帯電話等に発信，犯罪傾向や手口等も提供し各人の防犯対応に活用
- ・常時パトロールする安全パトロール隊の設置，犯罪多発地帯での住民主体の防犯パトロール支援

第3章 リスクコミュニケーション活用に向けた取り組み・必要な環境整備・期待される効果

3-1 地域防災・防犯へのリスクコミュニケーションの活用

(1) 地域防災・防犯の現状・課題・問題点

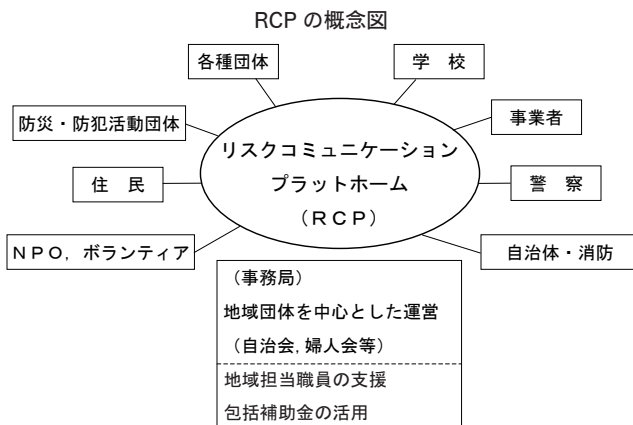
住民アンケート結果を見ると，住民意識では「未経験リスク等への危機意識の欠如」「リスク対応に関する主体者意識の欠如」等が課題であり，またリスク情報については「リアルタイム情報などニーズの高い情報の欠如」等の課題があることがわかった。一方，住民・自治体アンケート結果を比較したところ，「リスク対応の主体者」「活動参加者が増えない理由」「リスク情報入手（伝達）手段のミスマッチ」等の認識ギャップがあることがわかった。また，防災・防犯活動を行っている住民へのヒアリング結果を見ると，「活動者の高齢化・減少」「行政の縦割りを地域に持ち込む弊害」「個人情報保護による情報共有の困難性」等の課題があることがわかった。

(2) 地域防災・防犯へのリスクコミュニケーションの具体的な活用方法

住民や自治体に対するアンケート・ヒアリング結果により把握した地域防災・防犯に関する現状・課題・問題点を踏まえ，「地域防災・防犯に関する課題・問題点を解決する」という視点で，地域防災・防犯へのリスクコミュニケーションの活用を提言する。

まず活用目的としては，地域における防災・防犯活動の担い手が不足しているという現状を踏まえ，従来は必ずしも地域全体の課題解決に向けた活動に参画していなかった個々の住民・事業者・NPO・ボランティア・専門家等も活動への参画のための意識改革・行動変化を促進するような取り組みとなるよう提言する。（オープン性）

また，地域で活動する各主体が参画して情報共有を行い，相互信頼を高める RCP（リスクコミュニケーションプラットフォーム）を常設設置し，地域全体でリスク対応を行える体制を整えることを提言する。なお，これまで行政側の縦割りが地域に持ち込まれたことによる弊害を反省し，RCP の事務局など中心的な役割については，自治会など地域住民団体が行うべきと考える。



なお，RCP の運営ルールの原則として，主体間の相互信頼を醸成するうえで「主体性」「対等性」「互恵性」をベースに運営されるべきである。

また，リスク情報内容のバージョンアップの方向性として，「個別化」「主体化」「可視化」「日常化」

「適時化」を図っていく必要がある。具体的には、ローカライズされた個別のリスク情報の提供や、情報の生成にあたっての各主体による主体的な取り組み、地図や写真・動画など行動変化につながりやすい定性的情報の充実、災害状況をイメージしやすい表現の工夫、「欲しいときに欲しい情報を入手できる」といった情報のタイムリー化を進めていく必要がある。

また、効果的にリスク情報を共有するために、新たな情報共有手段・システムの整備を提言する。

具体的には、住民と自治体等でのリスク情報入手（伝達）の認識ギャップを解消するため、マスコミのリアルタイム性とローカル性を兼ね備える「コミュニティFM、ケーブルテレビの活用」、簡易なリアルタイム情報ニーズに応える「携帯メールによるリアルタイム情報の発信」、「地域版ホームページ」を活用した詳細なリスク情報の共有を提案する。

地域でリスク情報を行き渡らせるためには、まずRCPにリスク情報を集約し、一括して情報を共有できるシステムを確立するとともに、住民一人ひとりに情報が伝わるよう、多様なメディアミックスにより対応することを提案する。また個人情報保護と情報共有のトレードオフの関係を克服するため、①同意方式、②手上げ方式、③行政内部での共有情報方式等の実施を提案する。

3-2 リスクコミュニケーション活用（RCP 運用）に向けた環境整備

(1) RCP 運営のための経営資源の確保

RCP を継続的かつ円滑に運営するためには、「ヒト・モノ・カネ」の経営資源を確保しておく必要があり、以下の取り組みを提言する。

①人材確保

地域における防災・防犯活動の担い手が不足している現状を踏まえ、多様な方法でRCP運営を担う人材の確保を行うことを提言する。具体的には、地域住民全体が金銭的負担で担い手を雇う「有償スタッフ」の確保、地域の実情に精通した自治体・消防・警察等の「地域担当職員との連携」、消防団、防犯協会など防災・防犯関係団体を糾合して地域リスク全般を扱う「自警団」の創設による実働人材の確保、平日昼間を中心とした人材確保のための「中学生等の活動推進」などを提言する。

②活動場所確保・情報システム機器の整備

RCP を運営するためには、定期的に開催される場所や独自のホームページ立ち上げ、メール配信等に必要となるサーバーの整備等が必要である。また、「コミュニティ施設の貸与」「サーバーの当初設備等への自治体等による助成」など当初支援を行うとともに、運営については地域が主体となり自らの負担により行われるべきである。

③資金確保

RCP の運営経費（事務局人件費、サーバー運営費等）は地域が主体となって確保する必要がある。そのため「包括補助金の活用」「住民による金銭的負担」「住民税の均等割分の一定割合の配分」など多様な取り組みが必要である。

(2) RCP を制度的に保証する法体系・税制度の整備

①法体系の整備

PRTR 法等の規定に準じて、自治体・消防・警察・事業者等による防災・防犯情報のRCPへの情報提供・開示義務を規定し「制度的保証」を得ることが望ましい。（災害対策基本法等に規定）

②税制度の整備

地域防災・防犯活動におけるRCPの公益性を考慮し、地方税均等割分一定割合の配分（地方税法等に規定）等により運営経費を確保することが望ましい。

③小規模自治体による地域防火・防犯活動充実

小規模自治体は、体制や財源上の制約等を補うため、地域の様々な主体を巻き込んだ防火・防犯活動を展開する「分権型・防犯体制の確立」を推進する必要がある。

3-3 リスクコミュニケーション実施により期待される効果

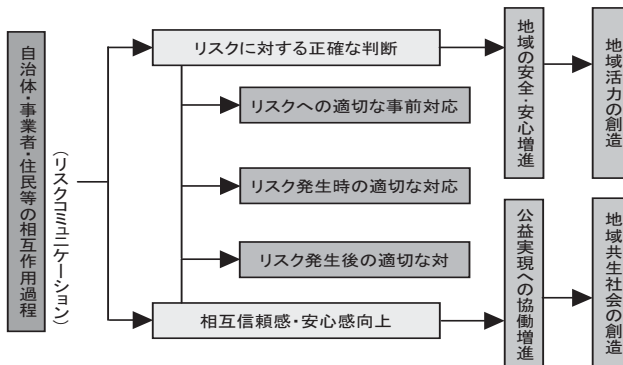
(1) 地域活力の創造

人口減少社会の中で全ての地域が活力を維持されることはなく、地域住民により「足の投票」で選別される運命にある。選別基準の最も基本になるものは「安全・安心性の確保」であり、他の地域よりも優れていることが立証されれば、正のスパイラルにより「地域ブランド」「地域活力」が高まる。

(2) 地域共生社会の創造

リスクコミュニケーションの実施により、地域住民が主導して自治体・消防・警察・事業者・NPO・ボランティア等も主体的に参画して地域課題を解決する「協働システム」, 「ソーシャルキャピタル」を形成し、さらにそのことがリスク対応だけでなく恒常的な地域ガバナンスが確立した「地域共生社会の創造」につながる事が期待される。

リスクコミュニケーション実施により期待される効果



研究体制

財団法人神戸都市問題研究所リスクコミュニケーション研究会

研究会名簿（敬称略，順不同）

（役職は平成18年3月現在）

	氏名	役職
座長	高寄 昇三	姫路獨協大学特別教授
委員	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科助教授
	出井 信夫	新潟産業大学人文学部教授
	吉川 肇子	慶應義塾大学商学部助教授
	絹川 正明	地域共生研究所所長
	林 春男	京都大学防災研究所教授
	本莊 雄一	神戸都市問題研究所主任研究員
	大島 博文	神戸都市問題研究所研究員
サポーター	柿本 雅通	神戸市危機管理室主査
	浜 尚美	神戸市保健福祉局健康部生活衛生課主査

（本研究は、総合研究開発機構の助成を受けて行われた。）



最新事例 指定管理者制度の現場

出井信夫・吉原康和著



学陽書房

本体2,200円＋税

②指定管理者制度の現状について、公募・審査・決定過程に沿って各種データを用いて詳解するとともに、収益や管理運営費といった制度運営に必要な経営面の問題・課題を解説している。さらに、③制度導入・運営実務の参考となる上越市、宇都宮市、横浜市等の資料を掲載していることなどが挙げられる。

指定管理者制度の導入や運営を行う自治体担当者にとっては、まずは制度導入の現状やこれからの方向性を知ることが必要であり、そのニーズにタイムリーに応える本書は、常に手元に置くべき参考の書としてお薦めする。



自治体の人事システム改革

稲継 裕昭著



ぎょうせい

本体2,286円＋税

本書のサブタイトル「ひとは『自学』で育つ」は、著者が読者に最も伝えたいメッセージである。自学の大切さの喩えとして「馬を水辺まで連れて行くことはできるが、水を飲みたがっていない馬に無理に水を飲ませることはできない」という諺がある。職員自身がやる気にならなければ育たないのであり、周囲はせいぜいその「手助け」をすることができるだけである。

本書は、自学を促す「人事評価制度」や「研修諸制度」のあり方について、これまでの人事・研修制度の変遷や新たな取り組みが必要とされる背景などにも触れながら、わかりやすく説明をしている。

具体的にはまず、自治体人事行政を変容させる3つの流れ（職員構成の変容・地方分権の進展・NPMの進展）や人材育成の入り口である「採用」に関する現状や課題・問題点にも触れながら、ひとを育てる制度を構築することが必要であると説いている。また、新たな人材育成制度を確立するにあたって特に重要な視点として「人事部門と職員の認識ギャップの解消」「人材育成と人事管理の連携の必要性」「人材育成の方向性を示す基本方針策定の必要性」が指摘されている。

著者によれば、これからの自治体職員は自治体や自らの仕事に愛着を感じて働いている職員（チャレンジング職員）にしか務まらないとしている。「公務員にでもなるか」「公務員にしかできない」と考えて自治体職員となった職員（デモシカ職員）は、時代の変化についていけず戸惑うばかりになると予言している。チャレンジング職員になるためには、自ら政策を企画し、実行し、評価して仕事の内容を高めていくことが求められ、そのためには常に自らを高めていく「自学」が不可欠となる。多くの自治体職員がチャレンジング職員になるきっかけをつかんでいただくために、本書を一読いただきたい。



都市空間を創造する —越境時代の文化都市論—

端 信行・中牧弘充・NIRA編



日本経済評論社
本体3,400円＋税

本書は、総合研究開発機構（NIRA；National Institute for Research Advancement）が「都市連携型文化行政システムの構築に向けて」研究委員会を主宰してまとめた、21世紀にふさわしい都市空間のあり方を文化政策の観点から論じた研究報告書である。

また、本書では、文化を軸とした都市政策の論文に加えて、近年世界各地で生起している大都市の一極化に対峙するビジョンとしての、都市と都市との連携についても議論を展開している。

全15章から成る論文集の本書は、大きく4部にまとめられている。

第I部「文化化する都市」は戦後の文化施策の歴史を振り返り、近未来の方向性を提示している。第II部「多文化化する都市」では、グローバル化を反映した在日外国人の増加という課題がとりあげられている。第III部「創造する都市」では、都市空間を文化的に創造する理論と、国内外の各都市の取り組み例が豊富に登場し、続く第IV部「連携する都市」では、都市間連携の実例が紹介され、最後に都市施策における文化の必要性が考察されている。

本書では「文化」を、文化財や芸術という枠を超え、生活様式やスポーツ、自然環境への人間の関わり等を含む広義の概念として捉えている。また、狭い意味での文化振興を起爆剤とする都市活性化論ではなく、都市に住み、或いは都市を利用する市民の生活をいかに充実・向上していくのかという視点が紹介されている。本書は「なぜ今、文化で都市づくりなのか」を理解し、議論を深めるためのよい素材である。



孤独なボウリング –米国コミュニティの崩壊と再生–

ロバート・D・パットナム著、柴内康文訳



柏書房
本体6,800円＋税

を指標化し、それが社会の様々な流域に大きな影響を与えているさまを示している。第5部では19世紀末から20世紀初頭のアメリカに見られた変化と革新の動きに現代への教訓を求めるとともに、各領域に対するベンチマークを設定してソーシャル・キャピタルの再考を訴えている。

今日、ソーシャル・キャピタルはコミュニティなどの問題解決に向けた政策手段の一つとして関心を引いている。本書はソーシャル・キャピタルの基本書の一つであろう。

ソーシャル・キャピタルに対する関心が、アメリカの政治学者であるパットナムの一連の研究が大きな契機となり、20世紀末から急速に高まってきた。ソーシャル・キャピタルは、パットナムによれば、「協調的行動を容易にすることにより社会の効率を改善しうる信頼、規範、ネットワークのような社会的組織の特徴」と定義される。

パットナムは、1995年に論文「ひとりでボウリングをする」を発表した。この論文において、ひとりぼっちのボウラーの増加をアメリカ社会におけるソーシャル・キャピタルの減退の1つの象徴的な例としてみることによって、戦後のアメリカ社会の動きと問題をとらえようとした。このソーシャル・キャピタル減退論は大きな反響を呼び、ソーシャル・キャピタル論の隆盛の口火を切ったと考えられる。この論文発表以降の批判を踏まえて、本書がまとめられた。

まず第1部では、さまざまな事例を引きながらソーシャル・キャピタルの概念を説明している。第2部では、ソーシャル・キャピタルが社会の各領域で、20世紀の前半3分の2では上昇していたものの、その後半3分の1では急減に転じたことを多様なデータを通じて明らかにしている。第3部では、その減退をもたらした原因を、世代的变化、テレビ等による余暇時間の個人化、時間とお金の圧力、郊外化の4つに要約して論じている。第4部では、州レベルのソーシャル・キャピタル



アート戦略都市 –EU・日本のクリエイティブシティ–

吉本光宏監修、国際交流基金編



鹿島出版会
本体1,900円＋税

その中で、監修者である吉本光宏氏は、「クリエイティブシティとは、アートの持つ創造性や市民一人ひとりの創造力をテコに、非人間的な価値観に拘束された都市に人間性を取り戻す試みなのである」と捉まえて、「文化政策と都市政策を融合させれば、ツーリズムや新しい産業が芽生え、ひいては雇用創出や経済的な発展につながる、と安易に受け取られている向きがある。」と指摘する。本書は、クリエイティブシティ実現に向けた戦略の中核は何であるかを探索するための参考事例を提示する一冊である。

1970年代末に、ヨーロッパでは、産業空洞化や財政破綻に陥り、都市の衰退問題に直面した。疲弊した都市の再生策として、「クリエイティブシティ（創造都市）論」が提案された。それは、芸術・文化の「創造性」を高めることで、市民の創造力を引き出し、都市経済の再生を図るという概念である。1980年代以降には、ヨーロッパの多くの都市において、都市や産業の発展にとって、芸術・文化が重要な要素であると思なされるようになってきた。この動きは、日本にも紹介され、芸術や文化の力で都市を再生しようとする国内の都市がいくつか現れてきている。

本書は、「2005年日・EU 市民交流年」の一環として実施された、「アートによる地域活性化」をテーマとする交流プロジェクトの成果をとりまとめたものである。日本の視察メンバーが訪問した、アートによる地域活性化で成果をあげているEU6カ国の都市（ニューカッスル・ゲーツヘッド／英国、マッセイユ／フランス、フィスカース／フィンランド、ダブリン・パリマン地区／アイルランド、ジェノバ／イタリア、ツォルフェライン／ドイツ）や日本からは横浜市・直島を取り上げて、アーティストの眼と都市政策の観点から、アートで甦った都市の文化戦略を紹介している。



いまこそ地域力！

チーム東灘編著、代表：高橋佳子



神戸新聞総合出版センター
本体1,400円＋税

古い地域に新しい住民が増える中での子育て・親育て・まち育てといった課題や、大学による地域への貢献、NPOの立ち上げ支援、地域の願いを解決するためのコミュニティビジネス、イノシジをめぐるワークショップなど同区に特有な課題もあるが、まちづくりに携わる者にとっては、多くのヒントが垣間見える。

情熱を持った区の職員が自らその思いや苦勞を記録するという、全国的にも珍しく、かつ素晴らしい「現在進行形の記録集」と言えよう。

著者代表の高橋佳子氏は、神戸市では初の女性区長に就任し、5年間にわたり、地域住民や職員と共に東灘区の復興とまちづくりに尽力された。本書はその記録を同区の職員有志とともにまとめたものである。

阪神・淡路大震災では、東灘区は亡くなられた人の最も多かった区であっただけでなく、震災復興事業でも困難を極めた区の一つであった。また同区は、震災5年後にその人口が震災前の水準に回復しただけでなく、その後も増え続けている。その結果、区人口のおよそ4割が震災後転入された住民と推測されており、地域によっては7～8割が新住民というところもある。

こういった状況から生じる地域の課題を解決するために遠回りではあるが、「住民主体のコミュニティを育てる」ことをテーマに同区の職員は取り組みを始めた。本書の副題は、神戸・東灘区の「まちづくりの最前線」であり、同区が抱える今日的で、ある意味特別な問題に対してもその解決に向けて、地域の住民と職員が、悩み、失敗しながらも、前向きに取り組んでいる姿を正直に記述している。

「神戸のまちをこんなまちに」 の審査結果について

(財)神戸都市問題研究所

神戸都市問題研究所では、平成12年度から本格的に取り組み始めた人材育成事業の充実等の一環として、神戸市職員の自己啓発活動を促進するため、この度政策研究論文を募集しました。その審査結果について以下で紹介いたします。なお当事業は、神戸市職員を構成員とする任意団体「都市設計資料研究会」(※)から寄付を受け実施したものです。

※「都市設計資料研究会」

約30年前に土木、建築、造園職の神戸市若手職員10名によって設立され、都市デザインを構成する構造物の成功例を設計資料として取り上げた出版物(「都市設計のための新しいストラクチャー」鹿島出版会)を発行するなど活動を行っている。

I. 応募状況

1. 募集概要

- (1) テーマ：『神戸のまちをこんなまちに』－「新たなビジョン」の具体的な展開－(ハード・ソフト施策含む)
- (2) 応募資格：神戸市職員(出向職員、臨時的任用職員、神戸市外郭団体職員も含む)個人、またはグループ
- (3) 応募期間：平成18年3月2日～4月21日
- (4) 提言対象：「まちづくり」に関するもの(未発表のもの)
 - (例) ・建築・道路・公園緑地・広場・河川・橋梁等構築物などのエレメント
 - ・街並み全般
 - ・実現のための方法や手続き・活動など
- (5) 審査：新規性・具体性・説得性等を総合的に考慮して、審査委員会(都市問題研究所理事等で構成)で審査
- (6) 入選：

最優秀賞	1名	5万円
優秀賞	若干名	1万円
佳作	若干名	記念品

※優秀な「提言」は「都市政策」への掲載など発表の場を用意

2. 応募件数 : 4件

II. 審査結果

1. 審査結果

審査結果は以下のとおりです。

最優秀賞・優秀賞・佳作：該当なし	努力賞：3名
------------------	--------

2. 努力賞受賞者

所 属	氏 名	論文テーマ
保健福祉局健康部地域保健課	土 居 義 久	健康・観光都市神戸
都市計画総局計画部地域支援室	野々口 雅 人	住みよいまち・美しい街並みのために
神戸市都市整備公社下水道工務課	武 内 達 明	神戸のまちをこんなまちに

3. 主な講評

(評価できる点)

- ・「神戸の利点を積極的に活かす」「地域力の強化」等の視点やユニークな発想力は評価できる。
- ・まちづくりにおける「過去の記憶を大切にする」「アイデンティティ重視」「内発的」等の考え方には共感できる。
- ・提言意欲は評価できる。

(今後、さらなる努力を求める点)

- ・市民、利用者の視点があったほうがよい。
- ・提言に新規性や具体性を望む。既存の施策の枠を超えた内容を望む。
- ・実行性やきちんとした根拠に基づいた課題設定を望む。
- ・都市全体の新たなまちづくりの方向性が感じられるような発想がほしい。

Ⅲ. 今後の予定

当研究所では、引き続き下記のとおり懸賞論文を募集いたしますので、皆様の積極的な応募をお待ちしております。(募集に関する詳しいお知らせは、別途させていただきます。)

1. テー マ: 『神戸のまちをこんなまちに』-「新たなビジョン」の具体的な展開- (ハード・ソフト施策含む)
2. 応募資格: 神戸市職員 (出向職員, 臨時的任用職員, 神戸市外郭団体職員も含む) 個人, またはグループ
3. 応募期間: 平成18年7月~9月 (予定)
4. 提言対象: 「まちづくり」に関するもの (未発表のもの)
(例) ・ 建築・道路・公園緑地・広場・河川・橋梁等構築物などのエレメント
・ 街並み全般
・ 実現のための方法や手続き・活動など
5. 審 査: 新規性・具体性・説得性等を総合的に考慮して, 審査委員会 (都市問題研究所理事等で構成) で審査
6. 入 選: 最優秀賞 1名 5万円
優秀賞 若干名 1万円
佳作 若干名 記念品
※優秀な「提言」は「都市政策第126号」(平成19年1月発行) への掲載を予定

地方自治を語るみんなの広場

【月刊】自治フォーラム

2006.7 VOL.562

定価600円（本体571円）

特集 分権時代の教育改革

- 視 点 地方分権と教育 葉養 正明
— 公立学校のコミュニティ設計が試される時代—
- 解 説 教育行政における分権改革の展開と課題 堀内 孜
教育委員会制度改革の構想と設計 伊藤 正次
— 教育委員会必置制の廃止に向けて—
- 事 例 地域に開かれた学校づくり 明石 要一
校長のマネジメントで学校はどこまで変わるか 杉 並 区
分権時代の教育改革 出 雲 市
— 地方からの教育改革の実践と提言—
- エッセイ 21世紀に引き継ぐ資金の精神 京 都 市
— 「地域の子どもは地域で育てる」京都市の教育改革—
小城市における通学区域問題への取り組み 小 城 市
自治大OBが語る地方自治 白井 孝市
(タイトルについては、変更になることがあります。)

編 集 財団法人自治研修協会
(〒190-8581)東京都立川市緑町3591 電話042(540)4438
協 力 自治大学校

発行所 第一法規株式会社
(〒107-8560)東京都港区南青山2-11-17
電話 03(3404)2251 振替口座:東京3-133197

政策研究・情報誌

地域政策

2006・夏季号 No.20 2006年7月上旬発行 定価650円（本体619円）

特集 地方行革

北海道大学公共政策大学院長 宮脇 淳／横浜国立大学大学院研究科長 金澤史男
四日市大学助教授 小林慶太郎・同教授 岩崎恭典
九州大学大学院教授 木佐茂男／琉球大学助教授 島袋 純

インタビュー 東京大学大学院教授 神野直彦

ニュース／ルポ がんばる自治体 北海道室蘭市／島根県海士町／鹿児島県薩摩川内市
三重発 ほか

企画・編集：三重県職員研修センター
「地域政策—三重から」
(〒514-0004)三重県津市栄町1-891
電話059-224-2767

発 行 所： (株) 公人の友社
(〒112-0002)東京都文京区小石川5-26-8
電話03-3811-5701

新修 神戸市史

最新刊 第9巻

「行政編Ⅲ 都市の整備」

A 5判 全800ページ 定価6,000円(税込み送料別)

構成 第1章 都市計画法以前の都市基盤整備 第2章 近代都市の基盤整備の展開
第3章 戦災復興 第4章 都市計画と開発の展開 第5章 海面埋立と六甲山のトンネル
第6章 ポートアイランドと六甲アイランド 第7章 西神・北神地域開発
第8章 都市の再開発 第9章 橋と空港 第10章 イベントと都市の整備

内容 概ね明治期から昭和末までの神戸の「都市の整備」。そこには、大水害・戦災など過去幾多の大災害に見舞われながら、そのたびに不死鳥のように立ち上がってきた姿がある。先人のたゆまぬ努力を通して神戸の「都市の整備」の歴史のあらましを知る。これからのまちづくりを考えるための必読の一書。

既刊 (定価は税込み)

「歴史編Ⅰ自然・考古」, 「歴史編Ⅲ近世」, 「歴史編Ⅳ近代・現代」, 「産業経済編Ⅰ第1次産業」(以上定価各5,000円), 「産業経済編Ⅱ第2次産業」, 「行政編Ⅰ市政のしくみ」, 「行政編Ⅱくらしと行政」, 「産業経済編Ⅲ第3次産業」(以上定価各6,000円)

◎市史の詳細・目次は神戸市文書館ホームページ

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/014/kankoubutu/kankoubutu.html>で。

発行 神戸市 新修神戸市史編集室(神戸市文書館内)

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

申込先 田中印刷出版(株)内 **みるめ書房**(主要書店にても発売中)

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554



自治体政策形成の必携本!

月刊「地方自治職員研修」

毎月15日発行、B 5判130頁、定価800円(最寄りの書店より取り寄せできます)
直接送付・年間定期購読: 8,880円(税送料込み、前払い)

臨時増刊号: A 5判272頁、定価1,680円、年3回発行

最新号「**対応力の時代**」 絶賛発売中!

できる職員の“**対応力**”を徹底研究!

最近号 7月号 自治体情報政策の手法と哲学

の特集 6月号 中心市街地活性化とまちづくりビジョン

5月号 自治のかたち・それぞれの選択+自治体人事戦略のポイント

公職研 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20

<http://www.koshokuken.co.jp>

tel.03-3230-3701 / fax.03-3230-1170 / e-mail:hello@koshokuken.co.jp



編 集 後 記

◎今回の特集テーマ、「地域の力を活かした防災・防犯力の強化」を探るうえで、阪神・淡路大震災の被災地から得られた教訓に立ち返って、現在の取り組みを見つめ直すことで、あらためて見えてくるものがあるのではないのでしょうか。また、新しく設けましたコーナー「歴史コラム」で紹介しましたように、江戸時代の兵庫の津は、朝鮮通信使対応の国際港湾としての役割も果たし、それを支える三ヶ浦システムという、民間活力と調整の仕組みが貢献していたことは、協働参画の政策が重視されている現代から見ても興味深いところです。

◎本号より、少しでも読みやすくということで版を一回り大きく、論文を2段組にして文字を大きくするなど、昭和50年11月の創刊以来、初めて大きくリニューアルいたしました。今後も、読者のニーズに応えるように編集していきたいと思っておりますので、本誌へのご意見、取り上げてほしいテーマなどをお寄せ下さい。

◎次号は、「大学と地域・産業との連携によるまちづくり」を特集します。ご期待下さい。

【問い合わせ先】

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル18F FAX 078-252-0877
神戸都市問題研究所内 季刊「都市政策」編集部宛

次号125号予告（2006年10月1日発行予定）

— 特集 大学と地域・産業との連携によるまちづくり —

地方自治体と大学連携の意義	長 坂 悦 敬
大学の知的財産を活用した社会貢献	飯 田 紘 雄
先端技術を地域産業に還元する	正 城 敏 博
京都市における大学政策	京都市総合企画局
神戸市における大学との連携	神戸市大学連携支援室

季 刊 都 市 政 策

第124号

印 刷 平成18年6月20日 発 行 平成18年7月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 新野幸次郎

☎651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
電話 (078) 252-0984

発売元 勁 草 書 房

☎112-0005 東京都文京区水道2の1の1

振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社

都市政策バックナンバー

- 第 97号 特集 阪神大震災と住宅復興政策 1999年10月1日発行
- 第 98号 特集 阪神大震災と経済復興の課題 2000年1月1日発行
- 第 99号 特集 震災復興の都市政策的検証と提言 2000年4月1日発行
- 第100号 特集 第100号記念 21世紀の神戸の都市像 2000年7月1日発行
- 第101号 特集 地方自治と都市経営 故宮崎辰雄氏追悼集 2000年10月1日発行
- 第102号 特集 阪神・淡路大震災復興・生活再建の総括 2001年1月1日発行
- 第103号 特集 IT革命と地方自治体 2001年4月1日発行
- 第104号 特集 阪神・淡路大震災と司法の課題 2001年7月1日発行
- 第105号 特集 災害における住宅等の被害認定基準 2001年10月1日発行
- 第106号 特集 少子・高齢化への対応 2002年1月1日発行
- 第107号 特集 新産業の創出に向けて 2002年4月1日発行
- 第108号 特集 コミュニティ・ビジネスの振興と課題 2002年7月1日発行
- 第109号 特集 公営住宅のあり方と今後の課題・方向性 2002年10月1日発行
- 第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行
- 第111号 特集 都市の活性化と地域連携 2003年4月1日発行
- 第112号 特集 行政コスト分析の課題 2003年7月1日発行
- 第113号 特集 第三セクターの課題と展望 2003年10月1日発行
- 第114号 特集 福祉と民間活力 2004年1月1日発行
- 第115号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅰ 2004年4月1日発行
- 第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行
- 第117号 特集 ユニバーサルデザイン 2004年10月1日発行
- 第118号 特集 阪神・淡路大震災10年 2005年1月1日発行
- 第119号 特集 地域におけるセクター間の連携 2005年4月1日発行
- 第120号 特集 地方自治体の人事・給与 2005年7月1日発行
- 第121号 特集 集客観光都市の創造 2005年10月1日発行
- 第122号 特集 空港が開く都市の未来 2006年1月1日発行
- 第123号 特集 パブリックガバナンス—外部監査と外部評価— 2006年4月1日発行

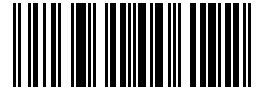
ISBN4-326-96148-1

C3331 ¥619E

定価650円(本体619円)



9784326961481



1923331006192



発売元

勁草書房

東京都文京区水道2の1の1
振替口座00150-2-175253

☎03-3814-6861